



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ウダ=ラタ寺社領地考
Author(s)	高畠, 稔
Citation	北海道大學文學部紀要, 28(2), 1-122
Issue Date	1980-03-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33443
Type	departmental bulletin paper
File Information	28-46_PL1-122.pdf



ウダ＝ラタ寺社領地考

高 畠 稔

目 次

まえがき 一対象と資料一	3
I ウラニラタにおける寺社領地の構成	9
1. ロバート＝ノックスのみたウダニラタの土地制度	9
2. 役務制度よりみた土地の分類	13
3. 寺社領地の概要	20
4. 19世紀中葉における寺社領地	27
5. 寺社役務の具体例	34
A 寺院領地 (<i>Vihāragama</i>) の例	34
B 神社領地 (<i>Dēvalagama</i>) の例	41
I 註	50
II セイロン政庁の寺社領地政策	63
1. 在地宗教保護政策の沿革とその批判	64
2. 政令1856年第10号	71
3. 寺社領地登記委員の作業	75
4. 寺社領地登記の効果及び問題	82
5. 「農奴制」批判論の展開	85
6. 政令1870年第4号	92
7. 役務保有登記の実施	97
8. 残された問題	103
II 註	107
結 語	119

ウダ＝ラタ寺社領地考

高 畠 稔

まえがき —対象と資料—

イギリス統治下のスリランカでは、インドで行われたような土地裁定 (Land Settlement), すなわち土地所有者＝地租納入義務者の確定は、かつて行政上の課題となったことがなかった。従って在来土地制度も、実践的であるよりはむしろ学問的興味の対象としてしか扱われてこなかったように思われる。マイクル＝ロバーツ氏によればその主な原因は、所有権問題の解決が現場の土民首領たちに委ねられていて、政庁中央の問題としては浮上しなかったことや、土地収入 (Land Revenue) の内容が植栽企業への国有地 (Crown Lands) の売却による益金と穀物税 (Grain Tax) とからなっていて、しかもその財政収入としての比重が低かったことに求められるであろう⁽¹⁾。このような事情のため、在来土地制度はかつてそれ自体として問題になったことはなく、常に他の行政課題との関連において論議されるにとどまった。具体的には政庁の労働力調達のための政策の一環としてか、あるいは在地宗教に対する政策に付随してか、または植栽企業への用地供給に関連してかであった。それらのなかでも、宗教政策及びそれに端を発する現地行政官たちの在来土地制度への批判は、在来土地制度のある部分に法的認可を与えてむしろこれを保障する効果を生んだ。すなわち、キリスト教プロテスタント宣教師諸団体による政庁の「偶像崇拜」 (Idolatry) 保護批判への対応策として、シャム部派のテーラヴァーダ仏教の寺院 (Vihāraya) 及びヒन्दウー教の神社 (Dēvālaya) の領地の権益を確定保全する政策が生

まれ、それが私人の領地にも及ぼされたのである。

ところで、スリランカの在来土地制度についてのイギリス人の知識は、行政上のさし迫った必要もなかったためか、体系的に整理されたことはごくまれであった。ウダ=ラタ王国⁽²⁾のそれについては、後述するジョン=ドイリー (Sir John D'Oyly, 1774—1824) の遺稿に、未定稿のままであるが、在来土地制度の体系的把握の試みがみられるほかは、その後の断片的な行政記録や調査委員会での証言を別としては、在来土地制度についての詳しい記述は、1857—58年の寺社領地登記事業まではみられなかったようであり、その細部に至る調査は1870—72年の役務保有登記までは行われなかったといつてよい⁽³⁾。ここにこれら2事業の記録を研究資料として重視する理由がある。

知的あるいは学問的興味からウダ=ラタの土地制度を採上げたのは、ジョン=バッド=フィア (Sir John Budd Phear, 1825—1905) に始まる⁽⁴⁾といつてよいが、それに最初の体系的敘述を与えたのはハンフリー=ウィリアム=コドリントン (Humphrey William Codrington, 1879—1942) であった⁽⁵⁾。コドリントンは各種の行政報告のほかに刻文資料をも縦横に駆使しており、その後のシンハラ土地制度研究の出発点を提供した。しかしながら、在来土地制度の生きた標本ともいふべき寺社領地役務の具体的様相に、彼は多くの関心を払わなかった。コドリントン以降現在に至るまでの、シンハラ土地制度についてのもっとも傑出した研究者ラルフ=ピーリス氏も、同じく19世紀を対象としなかった⁽⁶⁾。両者ともに前記の登記事業の2記録を資料として時に採用してはいたのである。

一方、寺社領地というシンハラの伝統的土地制度は、独立後30年以上にもなる今日なお、その内実は往年のそれと同一ではありえないが、形式としては存続している。その具体的な様相なり問題点なりは、独立後のセイロン議会の調査委員会の報告でも指摘され⁽⁷⁾、また文化人類学や宗教社会学の臨地研究でもかなり詳しく述べられている⁽⁸⁾。従って寺社領地は単なる過去の遺制というにとどめることのできない意味をもつ制度であり、ウダ=ラタの在来制度としてのその様態を確かめ、今日に至

るまでの存続の前提条件をなした、イギリスの植民地政庁によるその取扱いの過程と方法とを知ることは、スリランカ近代史のひとつの重要な局面を明らかにすることになるかも知れない。

本稿はこのような予測のもとに、まずウダ＝ラタ王国の土地制度のなかでの寺社領地の位置、19世紀にそれがイギリス領セイロン政庁の政策課題となすに至った時期の様相、及び寺社領地役務の具体例を敘述し、それに続いて、政庁の対寺社領地政策の成立過程をウダ＝ラタ併合から役務保有登記の時点まで、時期を分け問題点を整理しながら通観したものである。

主たる資料文献は以下のとおりである。

1. Robert Knox, *An Historical Relation of Ceylon*, Orig. Edn., London, 1681, Ceylonese Edn., Dehiwala: Tisara Prakasakayo, 1958 (*The Ceylon Historical Journal*, vol. 5), Repr., 1966.

17世紀におけるイギリス人のウダ＝ラタ見聞録である。本書についての解説は次章に註記する。

2. J. D'Oyly, *A Sketch of the Constitution of the Kandyan Kingdom*, comp. by L. J. B. Turner, 1929, Repr., Dehiwala: Tisara Prakasakayo, 1975 (*The Ceylon Historical Journal*, vol. 24). (以下 SCK. と略記する。)

ドイリーは1795年からセイロン政庁に勤務し、1805年から主任翻訳官、1810年から政庁書記官として対ウダ＝ラタ王国工作の中心となり、併合後は「カンディ諸州駐在官」としてその地の統治に当たった。この書物は彼がこのような任務から得た知識にもとづくもので、彼の死までには完成しなかったが、価値のある文献としてしばしば参考にされ、「カンディ法 (Kandyan Law)」の典拠ともなって今日に及んでいる⁽⁹⁾。同書の刊行は、ドイリーの同僚でありセイロン最高裁判所判事であった、王立アジア学会副総裁アレクサンダー＝ジョンストン (Sir Alexander Johnston, 1775—1849) によって *Transactions of the Royal Asiatic Society of Great Britain and Ireland*, vol.

3, pt. 2 (1835) にかんりの部分が収められて以後、断片的な印刷紹介はあったが、全文及び関連資料の校訂出版は1929年に初めて行われた⁽¹⁰⁾。筆者はその復刻版を利用するが、ページ付けは初版とは相当異っている。

3. G. C. Mendis (ed.). *The Colebrooke-Cameron Papers: Documents on British Colonial Policy in Ceylon 1796—1833*, 2 vols., London: Oxford Univ. Press, 1956. (以下 CCP. と略記する。)

イギリス下院の「東方植民地調査委員」W=M=G=コールブルック (William Macbean George Colebrooke, 1783—1870) 及び C=H=キャメロン (Charles Hay Cameron, 1795—1880) による行政=司法調査と、それにもとづく統治改革の勧告及び関連資料集である。

4. *Temple Lands Commission Report*, I (1859) - X (1866). (以下 TLCR. と略記し報告の回次と年数とを併記する。) これは政令 1856 年第10号にもとづく寺社領地登記事業の進行状況について、総督府立法参事会に提出された報告であり、‘Sessional Papers’ としての番号と年数が付く。本稿ではロンドンにある Public Record Office の整理番号を初出の時に示す。

5. *Papers on Servitude Tenures* (C. O. 57/50, Sessional Paper XVIII - 1869). (以下 STP. と略記する。) 政令 1870 年第4号の制定の前に編集された立法参考資料集である。

6. *Report of the Service Tenures Commissioner*, I. - II, 1871 - 72. 以下 STCR. と略記し、初引時に報告の回次と年数と Public Record Office の整理番号とを付する。筆者は第3回報告を入手しなかった。

7. Archibald Campbell Lawrie, *A Gazetteer of the Central Province of Ceylon*, 2 vols., Colombo: G. J. A. Skeene, 1896—98.

(以下 GCP. と略記する。)

著者は1873—1901年にセイロンに裁判官として勤務した。本書のほか *Kandyan Law and History: Materials collected for two Projected Works* と題する手稿本が、イギリスの外務・連邦関係省

図書室に保存されている。GCP. は題名のごとく地名辞典であるが、各地の役務保有登記の結果を詳しく収録しており、資料として頗る有用である。本稿ではごく僅かな部分を例示として引用するにとどまった。

以上4～7は政庁の公文書であるが、公文書では別に C. O. 54 に整理されている Despatches (公信) とその付属文書をも利用した。それについてはここでは掲げない。

8. 法律集としては1938年段階でなお有効であったものは、H. H. Basnayake (ed.), *The Legislative Enactments of Ceylon*, rev. edn., Colombo: Ceylon Govt. Press, 1938 に収録され、本稿で扱う政令も含まれているが、前^{フレンジブル}文がこれには採られていないので、*Ceylon Government Gazette* (C. O. 58) で確かめなければならなかった。
9. 制度用語辞典としては H. W. Codrington, (ed.) *Glossary of Native, Foreign and Anglicised Words occurring in Official Correspondence and other Documents*, Colombo: Ceylon Govt. Press, 1924 が唯一のものであろう⁽¹¹⁾。以下 ‘Glossary’ と略記する。

註

- (1) Michael Roberts, “Land Problems and Land Policies, c. 1832 to c. 1900” in K. M. de Silva (Ed. -in-Chief), *University of Ceylon History of Ceylon*, vol. 3, Peradeniya: Univ. of Ceylon Press Board, 1973, pp. 134-135参照。(以下本書を UCHC. vol.3 と略記する。)
- (2) ‘Uḍa Rata’ とは「山国」とか「上の国」とかの意味である。従来「カンディ王国 (Kandyan Kingdom)」とよばれていた国を、筆者は G. P. V. Somaratne, *The Political History of the Kingdom of Kotte 1400 - 1521*, Colmbo: (Author's Publication), 1975, Chap. 6 に従って「ウダ＝ラタ王国」とよぶ。また地域名としてもこの語を用い、都市名としての「カンディ」はシンハラ語名によって「マハヌワラ」(Maha Nuvara) と記す。英語名 ‘Kandy’ がポルトガル語名 ‘Candea’ に由来し、それはまたシンハラ語の ‘Kanda uḍa paśa raṭa’ (山上五国) の省略転訛であるのは、周知のところであろう。ウダ＝ラタ王国の起源は15世紀後期にガンボラ (Gampola) の

王族の1人が、その地の統治権を委ねられたのに始まるという。この国のシンハラ人の王統は1739年に姻戚にあたる南インドのマドゥライ (Madurai) のナーヤカ家の王子が嗣いだ。それ以後1815年のイギリスの併合まで続いたこの王統をナーヤッカル(Nāyakkar)家という。なおウダ=ラタ王国の社会経済制度の包括的研究には Ralph Pieris, *Sinhalese Social Organization - The Kandyan Period*, Peradeniya: Ceylon Univ. Press Board, 1956 があり, 18世紀前・中期の政治史及び政治制度については Lorna Srimathie Dewaraja, *The Kandyan Kingdom of Ceylon 1707-1760*, Colombo: Lake House Investments, 1972 がある。

- (3) なお在地制度用語辞典の編集は1895年末に企画され、1896年6月23日に初めて出版の運びとなった。C. O. 54/452, Despatch No. 32 of 22. Jan. 1870, Enclosure, ff. 447-458 参照。これは同年, *Native Words commonly occurring in Official Correspondence and other Documents* として刊行された。
- (4) J. B. Phear, *The Aryan Village in India and Ceylon*, London: Macmillan, 1880, pp. 173-229. フィアは1864-76年カルカッタ高等裁判所判事, 1876-79年セイロン最高裁判所判事の職にあった。本書は人類社会の進化の一段階の例証として、ベンガル及びシンハラ農村社会を論じたもので、晩年のカール=マルクスに精読されたことでも知られている。
- (5) H. W. Codrington, *Ancient Land Tenure and Revenue in Ceylon*, Colombo: Ceylon Govt. Press, 1938. (以下 *Tenure* と略記。) 本書に対する批判としては, Julius de Lanerolle, "An Examination of Mr. Codrington's Work on Ancient Land Tenure and Revenue in Ceylon", *Journal of the Ceylon Branch of the Royal Asiatic Society*, vol. XXXIV (No. 91), 1938, pp. 199-219, 反批判及び再批判は, Codrington, "Some Observations on 'An Examination, etc.,' op cit., pp. 220-225; Mr. de Lanerolle's Comment, pp. 226-230 がある。
- (6) 註(2) 参照。
- (7) *Report of the Kandyan Peasantry Commission* (Sessional Paper XVIII -1951), pp. 107-109. また寺社及び世俗領地の役務保有制度について特に検討し、政策の勧告をしたのが, *Report of the Commission on Tenure of Lands of Viharagam, Dewalagam and Nindagam* (Sessional Paper I -1956) である (以下 *VDNR*. と略記。) この委員の勧告にもとづいて、1970年に世俗領地の役務保有制度は廃止されたが、寺社領地のそれは存続させられた。
- (8) Bryce Ryan, *Caste in Modern Ceylon; The Sinhalese System in Transition*, New Brunswick: Rutgers Univ. Press, 1953, pp. 47-49, 193-194, 211-217; Richard F. Gombrich, *Precept and Practice—Traditional Buddhism in the Rural Highlands of Ceylon*, Oxford: Clarendon Press, 1971, pp. 300-301; Hans-Dieter Evers, *Monks, Priests and Peasants—a Study of Buddhism and Social Structure in Central Ceylon*, Leiden: E. J. Brill, 1972 (以下 *Monks* と略記) がある。
- (9) Frederic Austin Hayley, *A Treatise on the Laws and Customs of the*

Sinhalese, Colombo: H. W. Cave, 1923, pp. 13, 14; H. W. Tambiah, *Sinhala Laws and Customs*, Colombo: Lake House Investments, 1968, pp. 34—35.

- (10) なおターナーはスリランカ所在の手稿本3種類を挙げている(*SCK.*, p. xiii)が、ロンドンの Public Record Office 所蔵の「東方植民地調査委員 (Commissioners of Eastern Enquiry)」の記録にも、C. O. 416/19 G. 1 として収録されている。
- (11) これは(3)に挙げたものの第3次増訂版である。このほか Pieris, *op cit.*, pp. 287—311 の '*Glossarial Index*' も有用である。

なお一般のシンハラ語辞典としては C. Carter, *A Sinhalese-English Dictionary*, The Baptist Missionary Society, 1924, New Printing, Colombo: M. D. Gunasena, 1965; A. P. de Zoysa, *Dharmasamaya Śīṃhala Śabda Koṣaya*, Colombo (Koḷamba): Dharmasamaya Yantrālaya, 1964 を用い、文法事項は A. M. Gunasékara, *A Comprehensive Grammar of the Sinhalese Language*, 1891, Repr., Colombo: Sri Lanka Sahitya Mandalaya, 1962; K. Matzel, *Einführung in die singhalesische Sprache*, Wiesbaden: Otto Harrassowitz, 1966; G. H. Fairbanks, et al., *Colloquial Sinhalese*, Ithaca: South Asia Program, Cornell University, 1968; J. W. Gair, et al., *Literary Sinhala*, Ithaca: South Asia Program and Dept. of Modern Languages and Linguistics, Cornell Univ., 1974 を参考にした。

I ウダ=ラタにおける寺社領地の構成

1. ロバート=ノックスのみたウダ=ラタの土地制度

ウダ=ラタ王国の土地制度について初めて一般的な見取図を描いたのは、イギリス人ロバート=ノックス⁽¹⁾であった。彼の敘述をまず長文ではあるが引用しておこう。

国土は悉く王のものであり、王は自分の土地を金銭をではなく役^{サーヴィス}務を得るために貸与する。そして人民は王から貸与された土地の諸切片を享受し、地代のかわりに各自の任務に就く。ある者たちは王の戦争の時に王に仕え、ある者たちは自分の技術をもって仕え、ある者たちは工夫^{サーヴ}として仕え、他の者たちは農夫として王の家に土地の収穫物を^{レイバワー} ^{フアーマー}

供給する。それゆえいっさいの物事は費用を支払うことなく行われ、どの人も労力への支払いを受けている。つまり彼らは費用にかわる土地を持っている。しかしすべての人が自分の必要をみたすにたる水のある土地 (watered Land)、つまり上質の稲が成育するのに必要な土地を持つわけではない。従ってそのような人びとは生きるためにはやむなく乾燥した土地 (dry Land) に播種し、他人の田地 (Fields) を耕作する。これらの人びとは租税の支払いを免れている。時折、特殊なばあいだけに、彼らが王の国土にある木と水とを使う分について、牝鶏や敷物などを王の御用に供さねばならない。しかしもし誰かが、職務が大きな負担になるとか果たしきれないかと思うならば、彼は多くの人びとがしてきているように、家と土地とを捨てて王の役務を免れることができる。そして思うに彼らは、王の土地を放棄したのちに、それを持っていた時よりもはるかにのんびりと暮している⁽²⁾。

この敘述の内容はのちに改めてドイリーの記述を引用して反復されることになるが、要約すれば、ウダ＝ラタでは全国土王有が制度として実現されており、王から直接に稲作用の田地を保有する者はすべて、その田地について、かつその保有を許されることへの反対給付として、軍役、手工業その他の労働または労働生産物、農産物を王に与えることになっていた。稲作地を直接保有しない者は畑作または水田の小作によって生計を立てたが、彼らは王への反対給付の義務がなく、時に多少の上納を行なうだけでよかった。なおここには地目の分類にも言及しているが、これはのちに後代の知識を借りて整理しなおすことになる。

「金銭をではなく役務を得る」ことが王の収入の主要な形態であるという状態は、全般的には商品＝貨幣流通の発展がみられない経済段階を示す。ノックスは都市 (Cities) には布、米、塩、煙草、石炭、薬、果実、刀剣、鋼鉄・真鍮・銅製品などを売る店舗があることと、国内に小規模の交易があることに言及しているが、併せて、貨幣が少ないために穀物が通貨とされたり物資の直接交換が行われたりする状況を語り、こ

の島には市場がひとつもなく、また外国貿易も行われていない旨を指摘している⁽³⁾。貨幣はポルトガル銭の‘*Tamgam Massa*’、釣針の形をした銀貨 (*Ridi*)、王の鑄造するバナマ (*Panama* : *Fanam*) 貨の3種があったというが⁽⁴⁾、当時貨幣はまだ一般的な交換手段ではなかったらしい⁽⁵⁾。いずれにしても、王の収入の主要な形態が役務によったのは、以上のような一般的経済事情に対応している。ただし役務はノックスの認めるように、特定の労働によるもののみではなく生産物の給付によるものもふくまれていた。

ノックスの敘述はさらに続く。

数多くの村落が王の直領となっており (in King's hand)、その住民たちは能力に応じて一定量の土地を耕作し、それに施肥し、穀物を王の御用のために貯える。これらの村を王は貴族たちの援護と扶持とのために、それまでそこから王のもとに入っていたいづれかの収穫物及び収益とともに、彼らのうちの何人かの者たちにしばしば賜与する。これらの村落のひとつひとつには、王がそれらを賜与した相手の道具を製造し修理するひとりの鍛冶屋と、彼らに土器を供給するひとりの壺師と、彼らの衣服を洗濯するひとりの洗濯屋と、必要のあるものを供給する他の人びととがいる。そしてこれらの人びとの一人びとりが、王に対するものであれ領主に対するものであれ、彼らのこの役務のための一片の土地を持つ。しかし他の人びとのためにするものについては、彼らは支払いを受ける。このようにして、王のもとで地位または官職を持つ者はみな、王に何の負担もかけることなく支払いを受けているのである⁽⁶⁾。

ここではウダ＝ラタの土地が一般に王有であるという前提のもとで、さらに特殊なかたちで王の直轄領となっている土地があり、それを元本として貴族に譲渡される土地及びその住民の役務があることと、このような土地には必ず特殊技術者がやはり農地片を与えられて配置されてい

ることとが述べられている。筆者は一般的な意味で王に役務を給付し王有であるとされる土地を「国領地」とよび、王の用いる穀物の生産にあてられる王の直轄地を「王領地」とよぶ。王から「貴族」すなわち中央・地方の首領たちや官吏たちに譲渡された土地を「世俗領地」と称する。

つぎにノックスは寺院及び神社の領地のことも述べている。

彼ら〔農民^{フーマーズ}〕が世襲財産を売ったり譲渡したりするばあいには、誰が買って享受するにせよ、王の慣例の貢^{デューティーズ}賦を減らすことがあってはならない。またここには王に対して支払うこともなければ、なんらかの役務を果すこともない土地是一片もない。例外はただひとつで、それは彼らが土地を布施または神の名における慈善の行為として、司祭者に与えまたは捧げるばあいである。そのばあいには、寺社に属する者から貢役を取立てるのは神聖を汚す行為であるから、もはや租税または役務は課せられないことになる⁽⁷⁾。

これらのパゴダ⁽⁸⁾のひとつひとつには多額の土地収入が属する。それは昔の王たちが王国の状態に応じてそれらに分給したものであった。しかし、王に属する村落^{ダフン}よりも教会に属する村落^{チャーチ}の方がむしろ多いので、それらは王の収入に損失を与えている。これらの寺社^{テンブル}の所領は、それらの要する日常の経費を賄うためのものであり、その経費は偶像に供える食物または犠牲を調えるためのものである。偶像も王と同じく象を飼っているが、象は偶像の威厳を添えるのに役立った。偶像の寺社は宮廷と同様に、それらに属するあらゆる種類の職員を持っていた⁽⁹⁾。

仏教寺院の多くはそれらに属する農地を施与されて持っている。そしてこれら寺院の長老たちは⁽¹⁰⁾地主であり⁽¹¹⁾、借地人^{テナント}たちは彼らのもとに一定の時に来ては地代を支払う。これらの農民^{フーマー}たちは国のどの人々よりも気楽に暮している。というのは、彼らは所定の時に上納を

持って来ては去り、その他のいくつかの小さな仏教寺院をいつも修理のきいた状態にしておくほかは、何もすることがないからである。……(12)

これらの記事には、王または民間人の寄進・施与によって寺社の領地が設けられ、そのような土地の役務は王から寺社に譲渡されていることが語られている。もつとも、ノックスの敘述は必ずしも明晰ではなく、役務を王が免除することは民間からの寄進についてのみ述べられており、寺社の経費や地代はいかなる形態をもって調達されるのかは不明である。しかしそれが役務によることは冒頭の引用から見当のつかないことではないであろう。

このようにイギリス人は、1815年にウダ＝ラタ王国を併合して統治する前からその土地制度についてかなりの知識を持っていたことになるが、ノックスの書はセイロン政庁の実践に資する文献としては利用されなかったようである。筆者が叙述の初めにノックスを引用したのは、19世紀の行政資料に先行するイギリス人の著述として、これを重視したいからである。ノックスがシンハラ語の術語を用いずに敘述し説明した諸事実は、以下の節では、19世紀に活躍した植民地行政官の報告書などを通して、制度的用語をもって表現されるであろう。

2. 役務制度よりみた土地の分類

すべての土地、厳密には水稻の耕作地は、王に対する役務給付を条件として私人によって保有される、というノックスの観察は、ドイリーによってもひとしく確認されたところであった。ドイリーはこれを‘Service Tenure’すなわち、所有者に対して借地人が所定の役務を給付することを条件とする土地保有、と表現した。以下筆者はこの語を「役務保有」または「役務保有制度」と訳す。ドイリーは以下のように述べている。

役務保有がカンディ諸州にひろく行われているのは周知のところである。土地の占有 (possession) は人民の役務 (Services) 及び貢納 (Contributions) に対する王の権利の根拠をなすものであり、一般にはその逆の命題もまた成立つ。土地を占有しない人びとは正規の役務または貢賦 (Duties) を課せられることはないが、ばあいによっては軽度かつ不定期の貢賦を課されることがある。占有者に正規の公的役務及び貢納が当然のこととして義務づけられる土地は、毎年耕作される低地の稲作地 (low Paddy Land) であって、(まれに例外もあるが) 園圃 (Gardens) や高地 (high Grounds) ではない⁽¹³⁾。

ここで解説を要するのは上に述べられた地目についてである。シンハラ^{スリランカ}の村落の土地は一般に湿潤な「泥地 (Maḍa Bima)」と、宅地をもふくむ乾燥した「高地 (Goḍa Bima, Gangoda)」とに分類される⁽¹⁴⁾。泥地からは稲作用の「田地 (Kumbura: pl. Kumburu; Eng. Field)」が、高地からは各種の椰子 (Pol), 波羅密 (Kos) その他の果樹用の「園圃 (Vatta: Pl. Vatu; Eng. Garden, Plantation)」と、地域によって陸稲またはシコクビエ (Kurakkan) や蔬菜を栽培する焼畑 (Hēna: pl. Hēn; Eng. Chena) とがそれぞれ作られる⁽¹⁵⁾。そしてどの田地にもほとんど例外なく園圃及び焼畑として利用する密林の土地が付帯しており、それらは当然のこととして田地とともに相続され譲渡されるものであった⁽¹⁶⁾。その他の点では、ドイリーの以上の敘述内容はノックスによっても既に述べられていた。

役務保有制度において次に重要なことは、特定の地片に特定の役務とカースト身分とが付帯していることであった。

土地を所持する者は何人^{なんびと}も、王の許可なくしては彼の役務を変更することができない。つまり、彼の固有の部署 (Department) 及び役務を放棄して、別のものに従事することはできない。

すべての土地は所有者によって譲渡され得るが、ひき続いて同じ役

務を課される。それゆえ高位カーストの人びとが低位諸階級の土地を
 買うことは、特にその役務が手工業または雑役のそれであれば、まれ
 にしかない⁽¹⁷⁾。

つまり土地と役務と身分とは、不可分の一体をなすものとして相続さ
 れ譲渡されるのが常態であった。上の引用に現われる「部署」とは、身
 分的に編成された王に対する役務の諸分野のことであり、それぞれの首
 領のもとに組織されていた⁽¹⁸⁾。

これらの役務はラージャカーリヤ (*Rājakāriya* 王役) とよばれた。
 ドイリーはこれを 'King's Duty' と訳した上でその内容を「人身役務
 (Personal Service) または金銭もしくは現物をもってする上納 (Dues)
 のいずれかを意味し、それはいかなる人またはいかなる土地もが負うべ
 きものである⁽¹⁹⁾」と述べている。ここに「人身役務」というのは、役
 務給付者自身によるなんらかの形態での直接の労働をもって、役務が履
 行されることをいう。人身役務は、殊に身分的に高位とされる人びとの
 ばあいには、代役金の支払いをもって替えることができたという⁽²⁰⁾。

イギリス人がこのラージャカーリヤを国家の普遍的な強制労働課徴権
 と理解して、道路建設工事などに島民を動員した⁽²¹⁾ ことから、この語
 の意味に多少の混乱が生じたようであるが⁽²²⁾、現在ではラージャカー
 リヤの意味内容は次のように理解されている。すなわちそれは、「①
Kat-Hāl-Rājakāriya のかたちでの王への貢賦 (duty) つまり天秤棒
 にかけた荷 (pingo-loads) で数えられる穀物税⁽²³⁾。② 戦時及び国家
 的緊急事態における例外的人身役務。③ 保有地 (land holdings) の対
 価としての、人身役務及び金銭または現物をもってする上納の双方もし
 くは一方による、王と彼の代理者との双方もしくは一方に対する租税」を
 ふくみ、③が役務保有制度及び国家行政機構の中枢となる最重要な局面
 をなすものと理解されている⁽²⁴⁾。これらのうち的人身役務には、大臣そ
 の他の官吏としての勤務から生産・雑役労働に至るまで、多種多様の仕
 事がふくまれており、いわゆる強制労働一般として単純化はできない。

ところで前節ではノックスに依りながら、一般的な意味で王に対する役務を給付する「国領地」と、王の直轄領として穀物の生産を担当する「王領地」との別のあることを指摘し、「王領地」の譲渡によって「世俗領地」と「神社領地」とが成立する旨を述べた。ただ後者については民間からの寄進もあり得たことも併記した。このような役務課徴権の譲渡の有無とその対象とによって規定される土地の分類について、ドイリーはより詳しく扱っている。

彼はまずシンハラ語の *Gama* (pl. *Gam*) という語が村落 (Village), 単一の所領 (Estate), 一筆の田地 (Field) の3通りの意味を持ち、この最後の意味ではしばしば *Paṃguva* (pl. *Paṃgu*) すなわち「持分 (share) ⁽²⁵⁾」の語が用いられることを説明したのちに、「村落」の種類に *Gabaḍā Gama* (王領地), *Vihāra Gama* (寺院領地), *Dēvāla Gama* (神社領地), *Vidāna Gama* (カースト首領領地), *Ninda Gama* (世俗領地), *Gallat Gama* (村主領領地), 及び「その他の諸村落及び諸領地 (other Village and Lands)」がある、としている⁽²⁶⁾。

行論の都合上「その他の諸村落及び諸領地」から述べると、それらは各個人の所属する部署の名をとって *Kuruwē Gama* または *Kuruwē Paṃguva* (銅象部領地), *Multāngē Gama* または同 *Paṃguva* (大膳部領地), *Atapattu Gama* または同 *Paṃguva* (近衛部領地) などと称されるもので、「部署」に編成された特定の役務に対応していた⁽²⁷⁾。従ってこれはノックスのというような意味の王の直轄領を構成するものではなく、「国領地」に相当することは明らかである。

次に特殊な名称をもつ「国領地」ではない諸領地について述べよう。*Gabaḍā Gama* (王領地) は王の倉庫 (*Gabaḍāva*) に直属するがゆえにこの名称を有する⁽²⁸⁾。ドイリーはこれを ‘A Royal Village’ と訳し、「住民たちが無償でかつ全面的に国王の利益のために耕作する ムッテットゥ用地 (Muttettu Lands) と、住民たちがムッテットゥを耕作し国王に一定の他の役務を給付することの対価として占有する、その他の用地 (other Lands) と」の併存をもって、これを一般的に記述し得る

と述べている。*Ninda Gama*（世俗領地）は「当座の被施与者または一時的な首領^{チーフ}の……（原欠）…全面的な財産である村落」であるが、これにもまた、住民が自己の保有地の対価として諸他の役務をも給付しながら無償耕作する「ムッテットゥ田地」が、一般にはふくまれていた。世俗領地は王、が *Sannasa*（刻文勅令⁽²⁹⁾）をもって世襲財産として施与することもあり得た、とドイリーは述べている⁽³⁰⁾。そして寺社領地の多くもまた、「その収穫物が供物と聖職者^{フリースト}たちまたは祭式執行者たちの扶持とにあてられるムッテットゥ田地」をふくんでいた。「住民の占有する土地の対価たる役務は、ムッテットゥ田地の耕作と、寺社における所定の貢賦の履行または寺社の修理保全から成る」⁽³¹⁾

以上に現われる *Mutteṭṭu* (Sing. *Mutteṭṭuva*) は意味内容よりして「領主直営地」と訳出するにふさわしい⁽³²⁾。この語はタミル語の '*Murruṭṭu*'（英訳 '*complete eating*'）に由来し、シンハラ語では *Batgama*（御料地）とよばれるものであり、特定の土地を分けて賦役労働によるその収穫のすべてを領主の得分とするこの直営地の制度は、13世紀中期のダムパデニヤに王都をおいた時代に盛んであったという⁽³³⁾。この領主直営地をドイリーは、「役務を履行するかまたは上納を出すかの義務を負う、村落の他の〔領主以外の——筆者〕住民たちの田地とは区別されたところの、王またはその他の所有者、一時的な被施与者または村落首領のために播種される田地」と改めて定義した。その上で彼は「他の人びとにより、彼らの占有する土地の対価として、所有者、被施与者または首領の利益のために、全面的にかつ無償で播種される *Ninda Mutteṭṭuva*（完全直営地）」と、「誰か役務を負わない者によって、収穫物の半分を所有者に与えるという通常の条件で耕作する *Aṇḍa Mutteṭṭuva*（刈分小作地）」とに、これを区分している。この後者は正確にいえば役務関係ではなく、収穫の切半を条件とする借地関係であって、地方の仏教寺院に対する寄進に主としてみられる形態であり、ヒンドゥー教神社ではまれであったという⁽³⁴⁾。

以上のごとく、住民の土地保有の対価として賦役労働をもって耕作さ

れる土地があるからには、その土地の所有者または上級の保有者としてその住民の労働の果実を取得する者を「領主」とよび、その賦役労働を履行することを条件として土地を保有する者を「領民」と称することができるであろう。

領主直営地 (*Mutteṭṭuva*) に対立する領民の保有地は *Nila Pamguva* (役務持分) とよばれていた。これは領主直営地の耕作と領主のための雑役労働との、双方または一方を行なうことを条件として保有されるもので、その保有者すなわち領民は *Nilakārayā* (役務負担者) とよばれた。しかし後に具体例で示すように役務持分には広狭二義があったらしく、領主直営地の耕作その他の農業労働に携わる狭義のものと、雑役労働や労働生産物の提供などの非農耕役務に従事するものも含めた広義の用語法とを区別する必要がある。非農耕役務を保有条件とする持分は役務内容を具体的に表示するさまざまな名称でよばれた。広義の役務持分及び役務負担者は、役務を履行する限り改易されない *Pravēṇi* (世襲) と、いわゆる随意借地権に相当する *Māruvena* (当座) とに類別された⁽⁸⁵⁾。後者は寺社領地のばあいには、例えば祭礼時の燈明用の油の供給のごとき特定の目的にあてられる土地として、「随意借地人」に貸さされたといわれる⁽⁸⁶⁾。

フツダエーニニニツカーフヤー ニシダニムツツツツツツツ
世襲役務負担者による完全領主直営地の耕作の様相は、具体的には判然としないことが多いが、他に雇傭労働を求めることなく、耕作用水牛の提供、田地の柵作り、耕作、播種、刈り入れから領主の館 (*Valavva*) への収穫物の納入までの労働過程が、それぞれ役務持分に配当分担され、それによって一種の共同耕作 (joint cultivation) を行っていたといわれる。つまり直営地を空間的に区切って、各役務持分に割当ててゐることはしなかった。そしてその収穫物は、耕作者すなわち役務負担者のためのなんらの控除分なしに、領主の所得となったのである⁽⁸⁷⁾。

ここでまだ説明していない *Vidāna Gama* と *Gallat Gama* とに戻ろう。*Vidāna Gama* は「*Vidāna* (統領、監督) の命令下にあり、公けの役務を負う低位カーストの人びとを通常ふくんでいる村落⁽⁸⁸⁾」で

あって、ゴイガマ (*Goyigama*) = カートスの村落ではない。これは通常は王領地のうちに数えられ、*Gabaḍā Gama* が *Gabaḍā Nilamē* (大蔵卿) の管理下にあるのに対し、王の *Vidāna* としての *Disāva* (県知事) などの管理下にあるがゆえに *Vidāna Gama* とよばれる。ここでは管理者の報酬は *Vidāna Mutteṭṭuva* という土地の形態をとる⁽³⁹⁾。
Gallat Gama はドイリーによれば今のケーガル県及びラトナプラ県にみられた *Ninda Gama* の一種ということであるが、ヘイリーとコードリントンとはその特殊性を *Gamladdā* (*Gamlat*, *Gallat* 村主) の世襲役務負担者に対する課役権が領主直営地の耕作等に限定され、農事以外の役務は村主にではなく王に給付されるという点に求めている⁽⁴⁰⁾。

Gallat Gama を世俗領地の地方的亜種として扱ってよいであろう。

ドイリーが特殊な名称の *Gama* として列举した諸領地は要するに、そのうちに領主直営地と、その耕作及び諸役務の履行を条件として領民 = 世襲役務負担者が保有する広義の役務持分との併存がみられること、及びそれらの役務が、王領地という紛わしい例外を除けば、寺社または貴族出身の官吏等の世俗領主に給付されることを特徴とする。このような意味で筆者はこれら一連の *Gama* を「国領地」に対して「私領地」と総称したい。王領地をも「私領地」とよぶのは誤解を招きやすい用語法ではあるが、住民の保有する田地の収穫物から穀物税を負担するのではなく、そこには領主直営地が別個に存在することを考えれば失当とはいえないであろう⁽⁴¹⁾。なおこの区分は、ゴダムンネー氏のいう *Raṭa-Kōrālē Gama* (王に直接役務を負う領主のいない村落、「国郡領」と *Nila Gama* (王・寺社・世俗領地、「役務領」との区別⁽⁴²⁾を念頭においたものである。

かくてわれわれは、ウダ＝ラタの寺社領地がウダ＝ラタ王国の特殊な役務保有制度の一環であり、そのなかの私領地部分をなすという、事柄の輪廓には達しえたであろう。

3. 寺社領地の概要

寺社の保有する *Ninda Gama*, つまり王以外の者の専有する地所, 村落または田地が, *Vihāra Gama* 及び *Dēvāla Gama* である, とコードリントンは理解していた⁽⁴³⁾。そこでまず仏教寺院 (*Vihāraya*, *Vihāra*) 及びヒンドゥー教神社 (*Dēvālaya*, *Dēvālē*) について, 概説的な知識を整理しておきたい。

エーフェルス氏はパーリ語の *Vihāra* と近代シンハラ語の *Vihāraya* との意味を比較して, 前者はビク (Skt., *Bhikṣu*, Pāli, *Bhikkhu*, Sinh. *Biku*) たちの住居, 集会の場所, 組織された僧院 (an organized monastery) を意味するが, 後者は時にビクの住居である *Pansala* (坊) とは区別された仏像を安置する建物 *Pilimagē* (仏殿) をさし, また時にはそれらに付帯する一連の建造物の複合全体ををさす, と指摘している⁽⁴⁴⁾。*Vihāra Gama* は儀礼の執行, 建物の維持, ビクたちの扶持を目的として寄進されるものであるから, このばあいの *Vihāraya* は *Pilimagē* ばかりでなくその宗教施設全体を意味するものとしてよいであろう。小稿では '*Vihāraya*' を僧坊・仏殿等を総合した意味での「寺院」と訳する。

スリランカ仏教は周知のようにウダ=ラタのゴイガマ=カーストのシャム部派 (*Siyam Nikāya*), 南西沿海地域のカラーヴァ (*Karāva*)・ドゥラーヴァ (*Durāva*)・サラーガマ (*Salāgama*) 諸カーストのアマラプラ部派 (*Amarapura Nikāya*), 19世紀後半に成立した改革派のラーマンニャ部派 (*Rāmañña Nikāya*) によって代表される⁽⁴⁵⁾が, 寺院領地が問題になるのはシャム部派のみである。そしてこの部派の中心となったのはマハヌワラのアスギリヤ (*Asgiriya*) とマルワッタ (*Malvatta*) の両寺院であった。それぞれに大長老 (*Maha Nāyaka*) と副長老 (*Anu Nāyaka*) とがおかれ, それらの寺院で受戒したビクたちが地方寺院の長老 (*Nāyaka*) の職に就いていた。なお両寺院のあいだには序列の先後や教義・儀礼上の対抗関係はなかった⁽⁴⁶⁾。

マハヌワラのダラダー＝マーリガーワ (*Daḷadā Māligāva*)⁽⁴⁷⁾ はアスギリヤ及びマルワッタのピクたちが隔年に交替で出仕して儀礼の執行などに当るが、ここには固有の僧房はおかれていない。ダラダー＝マーリガーワの首領は俗人でディヤワダナ＝ニラメー (*Diyavadana Nilamē* 祭祀長) という⁽⁴⁸⁾。

シンハラ人の仏教信仰の特徴は、それがヒンドゥー教及び土俗の諸神格の信仰と結びついていることである。領地を持つのはヒンドゥー教の *Dēvālaya* (神社) であるが、その代表的なものはマハヌワラのマハ＝ヴィシュヌ (*Maha Viṣṇu*)、ナータ (*Nātha*)、カタラガマ (*Kataragama*)、パッティニ (*Pāttini*) の四大守護神 (*Satara Varam Deviyō*) の神社と、シリパーダ (*Siri Pāda*) つまりいわゆるアダムズ＝ピークの守護神サマン (*Saman*) の神社とである⁽⁴⁹⁾。神社には出家の聖職者はなく、俗人首領のバスナーヤカ＝ニラメー (*Basnāyaka Nilamē* 総代) という管財人と、同じく俗人の儀礼執行者カプワー (*Kapuvā*) またはカプラーラ (*Kapurāla*) とが神事にたずさわる⁽⁵⁰⁾。

なお寺院と神社とは同じ境内に併置されていたり、隣接して設けられていることもある。寺院の境内の一隅に *Dēvālaya* と称する小さな祠堂のあるばあいもある。エーフェルス氏が臨地調査を行った Lankatilaka は、ともに大規模な寺院と神社との併置の事例である⁽⁵¹⁾。

寺社領地には王から宗教的目的を付して寄進したものと、民間の私的寄進によるものとがあった。寺社領地に共通の特徴は、前節で述べたように、そのなかでの領主直営地部分と役務持分地部分との分離併存であったが、同時に両者のあいだにはいくつかの重要な相違点があった。その大要は1857-58年の寺社領地登記委員報告のなかで、次のように述べられている。

寺院の施設は地方的なものであり、それらの成員たちは清貧の誓願によって拘束されている。従って兩種の直営地は在住の聖職者たちの生活を維持するのに十分な程度に与えられ、彼らの人数⁽⁵²⁾ に比例し

ていた。彼らの世襲役務負担者たちは、直営地を耕作し収穫物を貯蔵し建物を修繕のきいた状態にしておくのに充分なだけの人數であり、彼らの当座役務持分は寺院の燈明をともすための油や、直営地では賄えない他の必需品を供給し、鼓手 (tom-tom beaters)、角笛吹奏者その他を提供するに足るだけの大きさである。最近ではこれらの役務の數多くが世襲役務負担者たちによって行われている。

神社の施設は、これと反対に、小さな地方的なものばかりではなく、カンディ諸王のもとでは總体として政治的目的のために維持される、一種の「帝国内帝国」を構成した。それゆえに神社への寄進は、地方神社における祭式の挙行に必要な物品と出仕者とを、充分に供給するためだけでなく、勅任の県知事の次に位し相応の扈從郎党を必要とする多數の世俗首領たちの扶持のためにも行われた。彼らの収入取扱い施設は、まさに政府の収入部局のように、モホツターラ (Mohottāla) やレーカマ (Lēkama)⁽⁵³⁾ などの要員を備え、彼らの私的扈從郎党は、役人の重みが「家来」の數で量られた時代には、当然大がかりなものであった。神社首領たちの私的な従者及び伝令のほか、地方の穀倉 (Aṭuva) 及び中央部のそれらのための衛士たちと、地方から中央に穀物を輸送する運搬人たちとを提供することが必要であり、これらすべてを供給するために広大な土地が寄進され、それらの借地人たちには国家の非常事態のばあいを除いては、王の官吏たちは絶対に干渉しなかった⁽⁵⁴⁾。

寺院領地と神社領地とのあいだのこのような差異にはドイリーの遺稿は説き及ばなかったもので、これは寺社領地登記委員の貴重な発見といえる。神社領地について報告はさらに、神社の職員の領民に対する罰金や投獄の事例にふれている。そして一般的認識としては、バスナーヤカニラメーたちの任命時及び毎月の王に対する上納と、彼らの「県知事たちの野心に対する有用な障害物」たる役割とのゆえに、「大神社施設はカンディ諸王によって宗教的感情よりもむしろ財政的・政治的理由から奨励支持された⁽⁵⁵⁾」、と考えられていたことを指摘している。これから、

ナーヤッカル王家が在地の支配層にバスナーヤカ＝ニラメーという宗教的性格をも帯びた権威を付与して彼らの忠誠を確保し、しかもその職を世襲させないことによって権威の増大を未然に防ぎ、さらに一種の治安機能をも彼らに負わせるという政策を採ったこと、そしてその政策が神社領地の形成と関係したらしいことが読みとれるであろう。但し、ウダ＝ラタのどこででも必ず寺院領地が神社領地に較べて小規模であったという断定には、なお検討の余地があるかも知れない⁽⁵⁶⁾。

なお、ダラダー＝マーリガーワの領地は、おそらく寺院領地に分類されたものと思われる⁽⁵⁷⁾が、これは固有の僧坊^{ベンサツ}を欠き、かつその職員群はいずれも俗人である⁽⁵⁸⁾ので、その領地の性格はむしろ神社領地に酷似したであろう。詳細は他日検討したい。

神社領地及びダラダー＝マーリガーワと王権ないし国家機構とのこうした結びつきに関連すると思われるのは、マハヌワラ四大社及びダラダー＝マーリガーワの領地が、その所在地を越えて遠方の諸県に分散していることである。例えばクルネーガラ県（サト＝コーラレー）では1860年代初めに免税地として登記された寺社領地のうち、田地の10%弱、高地の8%強はダラダー＝マーリガーワの領地であり、田地の26%強、高地の29%強はマハヌワラ四大社のいずれかの領地であった⁽⁵⁹⁾。このような遠隔地所領の設定については完全に納得の行く説明がされているわけではないが、これを私的寄進と関係づけた寺社領地登記委員の以下のような所見は参考に値するものであろう。

……………^{デーヴァーワヤ}村の神社は建立の時にはそれぞれが独立の施設であり、その借地人たちは自分の村の地方的な神社で役務を履行した。これは人びとがそれによってしばしば家郷から遠くに連れて行かれ、かなりの期間留守にすることを強いられる政府の王^{ワージヤカージャ}役よりはよほど容易であったので、小さな神社を設けてそれに自分の土地を寄進し、そうすることで国王への役務を免れるのが、土地所有者たちの共通の慣例となった。これが遂には政府の役務に必要な人数に影響しはじめるまでになっ

た。王は不信心の誘いを招かずにこれを抑えるために、村の神社の借地人たちがすべてに命じて、彼らの村が寄進された「神がみ (*deyyō*)」の本^{プリンシパル}山の神社で役務を履行させた。この変更によって、年に一月^{ひとつき}ばかり村の神社に形ばかりの日参をしなければならなかったかわりに、こんどはその期間をカンディまたはどこか本山 (*principal station*) のあるところに駐在することを強いられるようになった。これは当然ながら村の寄進に歯止めをかけたといわれる。

この変更についてのもうひとつの説明は、本山の神社のバスナーヤカニラメーたちが、充分な壮麗さをもった儀式を執行するに足るだけの人数の借地人が近在にはいない旨を王に申し出て、神がみの村の借地人たちに出仕するように命令してほしいと請願した、というものである。しかし前の説明の方がはるかにありそうである。宮廷に住み官職を専制君主に依存しているバスナーヤカニラメーたちは、おそらく彼の一顰一笑にも反応したであろうから、たぶんふたつの説明はともに部分的に真実であろう⁽⁶⁰⁾。

前段は、地方の土地保有者たちが王役回避のために任意に神社を構えることに対して、神社が例えばヴィシュヌ神を祀神とすると称するならば、村民たちをマハヌワラのマハニ^{デーヴァーフヤ}ヴィシュヌ神^{デーヴァーフヤ}社に召集して就役せしめ、パッティニ女神ならばマハヌワラなりハングランケタなりのやはりパッティニ^{デーヴァーフヤ}神^{デーヴァーフヤ}社で就役させるというものであった。このばあい、本社末社という関係がバスナーヤカニラメーの任命などをめぐってまで確立された否かは確かではないが、このような役務制度の運用を楨杵とする私的寄進の公的寄進への組替えには、王権の地方への浸透、地方支配層の王権のもとへのより強度の従属、宮廷貴族としての性格を帯びた支配層の勢力圏の拡大などの政治過程が、おそらく展開されていたのであり、それが寺社領地登記の時期まで人びとに記憶されていたらしい。^{ヴィハーフガマ}寺院領地と較べたば^{デーヴァーフガマ}あい、神社領地は宗教的外被をまとった世俗領地の異態ともいえる性格のものであった⁽⁶¹⁾。

民間の私的寄進には、王^{ラージャカーリヤ}役の給付量に影響を与えずに行われるピ
 ダヴィッラ (Pidavilla 奉納) と、王役を回避するために設定されるも
 のがあった。ドイリーによるとピダヴィッラは「諸個人により寺社に^{デンプル}
 寄進された土地」であり、かつ寄進という「その行為によって王の役務
 または収入は減少しない」性質のもので、この種の土地は数多く、通常
 は小規模のアスヴェツドゥマ (Asvādduma 新田) からなるが、まれに
 は本来の役務地 (original service land) からなっていた。寄進には
 「高地諸国 (Upper Districts)」では正式には勅許を要したが、通常
 は首領の承諾のみで行われ、遠隔の諸^{デイスアーヴァネー} 県では県知事の同意を得て行
 われた。時にはそれすらなく事が運ばれたという⁽⁶²⁾。

1857—58年の寺社領地登記委員報告はカンディ司政委員会⁽⁶³⁾の記録
 から引用しつつ、「在家の所有者たちはカンディ政府のもとで、時折寺院^{デンプル}
 または聖職者^{プリースト}にかれらのムル＝パングワ (Mul Pamguva 根本持分)
 の一部分を献納しながら、なおひき続いて、このように献納された部分
 の譲渡より前に彼らが根本持分全体について給付する義務を負っていた
 役務いつさいを履行し、課徴いつさいを政府に支払っている⁽⁶⁴⁾」と述
 べている。そして登記委員自身の所見としても、「要所の村落にはほと
 んどどれにでも、大抵は根本持分保有者たちによって建てられ、おそら
 くは彼らの一人びとりがそれに土地の小部分を寄進した寺院がある⁽⁶⁵⁾」
 ことが確認されている。筆者のみる所ではこのピダヴィッラはおそらく
 寺^{ヴィハーラヤ} 院への寄進が主たるものであり、いずれかの神格または神社への寄
 進と称するものがもしあったとしても、それらは前述の「本山」勤役に
 よって整序され、公的名目を与えられたのではなかろうか。またその規
 模の小さいことも寺院への寄進により適合したと思われる。

王役回避のための神社領地の私的設定については、寺社領地登記委員
 報告から既に引用したが、寺院に対する寄進にも同じ性格のものがみら
 れた。ボーマルワ (Bōmaḷwa) 及びサーンギーカ (Sāṅgika; Pāli,
 Saṅghika 僧伽物) がそれである。前者は「王から土地寄進の許可を得
 るに足るほどの縁故を大臣 (Maha Nilamē)^{デイスアーワ} または県知事とのあいだに

持つ村のある個人が、ボーの木 (*Bō Gaha: Ficus religiosa Urti.*, インド菩提樹) を植えてその下に^{ピリマデー}仏殿を設けた。別の村人たちの何人かがそれに彼らの田地を寄進し、その手続きによって彼らは王^{ラージャカーリヤ}役を免れた。そして仏殿の屋根葺きと毎日の献花とからなる寺院の役務は、借地人たちにより交替で行われた⁽⁶⁶⁾」と説明されている。これは村人たちが公式に王役免除特権を得て「功德に与かる (*pin anumodan ven-avā*)⁽⁶⁷⁾」趣旨のものであるが、この仏殿にはビクも僧坊も付帯していなかったことは明らかであろう。

サーンギーカはボーマルワと較べて「概してむしろより広く、^{ピリマデー}仏殿よりはむしろより大きな^{デンプル}寺院を持ち、概してそれに付帯する^{ベンサラ}僧坊を伴なう」という点でのみ相違し、「きまった住職はいなかったが、その^{ベンサラ}僧坊を住居とし暫くはその寺院に勤行することを選んだどの^{ブリースト}聖職者にもそうする権利があり、借地人たちは彼の生活を支える義務を負った。そしてこれと寺院及び僧坊を修理のきいた状態にしておくこととが、彼らの唯一の役務であった^(67a)」という。すべてのビクの勤行・居住に委ねられているがゆえに、サンガ (*Samgha*) の共有物と称せられたものであろう。これら二種の寄進は寺院領地と正確にはよびえない要素をもつが、仏教のための施設たることは疑いない。また寄進の公認を得た村の有力者^{ヴィハールガマ}と他の村民たちとの関係がどのようなものであり、かつ寄進前後にその関係に変化が生じたか否かは不明であるが、同村者たちに王役免除の特典をもたらした者はおそらくその影響力をも強化しえたであろう。

民間から寺社への私的寄進の様子は地方によって差異があったらしく、マハヌワラ周辺部以外の遠隔地では、^{ムル=ベンダワ}根本持分ではなくそこから拡張開発される新田 (*Asvādduma*) がピダヴィッラとして寄進された。寄進された新田はマハヌワラ周辺では、王国の田地台帳に寺社領地としても世俗の財産としても記載されていなかった。サタラ=コーラレーではピダヴィッラのうちにも王役を免除された土地があったといわれ、寺社領地登記委員はそのような特権をもつ私的寄進地によって維持されていたらしい地方的古刹を数多くみていたという⁽⁶⁸⁾。寄進の名目で王

役を回避しながら新田開発が進められたという状況が、こうした断片的な史料証言の背景にあったということは確かであろうが、その政治・社会・経済的意義までは現段階では探りがたい⁽⁶⁹⁾。

4. 19世紀中葉における寺社領地

ウダ＝ラタ王国期における領主としての寺社と領民との関係がどのようなものであり、その関係の維持あるいは変更には国家権力がどのような役割を演じたかは興味ある問題ではあるが、まだ十分な研究もなく、またそのための資料も豊富にあるようにはみえない。ここでは寺社領地登記委員報告によって、19世紀中期における領主＝領民関係の具体的な様相を敘述する。

寺院領地については1857—58年の寺社領地登記委員報告の所見が興味深い。それはまず、寺院領地のあるほとんどの村にもその仏殿^{ブイハーラ}と僧坊^{パンサラ}とがあり、それに1人ないしそれ以上の住職がいて領地を管理している旨を述べ、続けて次のように記している。

……それらの借地人たちはこれらの^{プリースト}聖職者たちに、カンディ王国の統治下で行なっていたのと同じ盲目的かつ躊躇なき服従を、今ではもう示さない。往時は聖職者から^{ディサーワ}県知事または大^{マヘニラメ}臣に簡単な申し入れをするだけで〔不従順な借地人たちに〕刑罰を課するに充分であり、それについては王に対してするほかは控訴の途はなく、王はおそらく被罰者を処罰の一当事者であった県知事に差回したことであろう。今当地で一般に信じられているところでは、最高裁判所の最近の決定で、世襲借地人は役務不履行のゆえをもってしても追立てられることはなく、また寺院は民事訴訟によるほかは不履行役務の価値を取戻す手段はない、という判断が示されたという。われわれはそのような決定が記録されているか否かを知らないが、住民が彼らの借地人としての法的義務と考えるところを示すものとして、それが一般に信じられている旨を述べておこう。そしてかかる信念の存在が、司祭者をして、借

地人たちが法的に義務を負わないと考えるいっさいの役務の履行を、彼らのよき感情に依存せしめるがゆえに、彼の地主としての行為にかなりの効果を及ぼし、彼らに対して柔和であり寛大であることを彼の利益とするに違いないのは明らかである。……⁽⁷⁰⁾

かくてビクに人望があれば、^{ニンダ=ムツテットワ}完全領主直営地のばあいにはその農耕と収穫物の貯蔵、僧坊の屋根葺きと修理がてぬかりなく行われるが、不人望であれば、^{ニワカーラー}犁耕を担当する役務負担者の作業の始まる日に水牛を提供すべき者がそうしない、等々のいやがらせや妨害にであう。民事訴訟を起しても正確な被害額を立証することは困難であり、役務負担者たちが結束していれば、特定の者に責任を被せることもできなくなる。また^{アング=ムツテットワ}刈分小作地のばあいには、ビクが影響力のある人物ならば、村人たちは自発的に集まって来て、実際の労働日の食事のほかはまったく給料をもらわずに功德として耕作し、すべての穀物を寺院の穀倉に納めることまでするほどであった。従ってこのばあいは収穫は切半ではなく悉くが寺院とそこに住むビクのものとなる。不人望なビクであれば完全領主直営地までも^{マルーウエーナニラバングワ}刈分小作に出さざるをえないことになる。有期役務持分の耕作者たちも人望あるビクには潤沢に供給し、不足があれば全員で補い、建物の修築にも加勢する。ビクの人望の有無はさらには祭礼時における供物の多寡までも左右したという⁽⁷¹⁾。

この所見はウダ=ラタ農民の仏教信仰のある側面と、寺院領地の領主領民関係における出家者個人の資質や挙措への評価のもつ重みとを示唆するものである。個人的評価によって役務給付の程度までが一樣でないというのは、寺院領地内部の土地保有条件の不確定性または動揺を示すものであるが、問題はそれが在地国家権力の消滅と植民地政府の裁判所における新たな法的諸規範の採用という条件のもとで、つまり伝統的強制力の無力化のもとで生じていることである⁽⁷²⁾。その促進要因のひとつがイギリス領セイロン政庁による上級寺社職への叙任状交付の停止という行政措置にあったことは疑うべくもないが⁽⁷³⁾、これをウダ=ラタ社会の深部における一定の変動の効果として捉えることも、今後の研究によ

っては可能となろう。

これに対して神社領地の状況は以下のように叙述されている。

……………これら〔マハヌワラ四大社〕の施設には神ステーション社の大抵の幹部職員が一般に住んでいる。バスナーヤカ＝ニラメーたち、モホッターたち、そしてヴィダーナたちの幾人かは神社の施設内に住み、そこを離れて自分たちの村を訪ねることは、それがすぐ隣の村ででもなければ、めったにしない。下級の神社の若干も、その施設がかなりの量の供物を確保するほどに大きいか、または領地が入念に監督する価値があるほどに大きいばあいには、それらに付随した職員団を有する。……（中略）……これらを除けば神社は悉くが、一般には最大の借地人であり司祭職執行者として土地を保有するカブラーラ、つまり「神がみ（*deyiyo*）」の世襲的司祭者の責任に委ねられている。村の神社は一般には数フィート平方の小屋であるが、それらはカンディ王の支配下では廃寺社の領地が国土に回収されたがゆえにのみ維持されており〔現存神社の外見を保って免税特権を維持するため——筆者〕、5例中4例は半ば荒廃の状態にある。首位の地主たるバスナーヤカ＝ニラメーはカンディまたはどこか州の神社のある所の近くに住み、ほかの職員たちは彼から職を買取って、できれば「役務負担者たち」ニラカーラヤーから、そして供物からその費用を補填する⁽⁷⁴⁾。

報告は寺院と神社との主要な差は在住地主と不在地主との差にあるとした上で、後者の土地経営の様態を検討している。ニンダニムツアツトリワ完全領主直営地についていうと、それが領主たる神社に非常に近ければ全収獲物が神社の穀倉に納められる例もあるが、数マイル以上隔るとそうした例は皆無となる。その理由は、農耕の監督に直接の利害関係をもつ神社の職員が村落にいないことと、あるばあいには領民と神社との利害が対立することとにある。対立は農耕の適時に領主直営地と役務持分地とのいずれに労働や役畜を優先的に配当するかをめぐっても生じうるが、「もし彼らがあ

る年に領主直営地をもっとも有効に耕作して大収穫を挙げたとすると、毎年同じ配慮をしなければ役務不熱心とか抜き取りとかの問責に身をさらす危険がある」とか、領主直営地の作柄がよければそれだけ、神社の穀倉で粃米を搗いてそれを中央施設⁽⁷⁵⁾に運ぶ労役負担が重くなるとかいう問題もあったという。このような状況のなかで「神^{デ-ヴァ-フキ}」社は、領主直営地をしかるべく耕作することが借地人たちの利益となるような条件に同意する方が、より自分たちの利益になると知った。」その結果は、神社が収穫物の一定率、または一定量を、あるいは金銭の一定額を地代として受領する形態への移行として現われつつあった⁽⁷⁶⁾。労働地代的形態をもってする役務給付は、後述のように地域差はあるが、こうして19世紀中葉までには既に解体し始めていたようにみえる。

フツヅエニ

世 襲借地人たちのばあいには、神社の領主直営地を耕作し穀倉(Aṭuva)を警備していた者たちは、これらの役務⁽⁷⁷⁾から完全に解放されている。中央の穀倉及び神社の首領たちのところに伝令・警備員等として出仕することを職務とした者たちは、何年ものあいだそうすることをやめている。そしてこの後者の部類の人びとは、借地人総数のおよそ5分の4をふくむといわれる。そして実際に、カンディ王の支配下でとり立てられた確定的役務のなかで現在行われているほとんど唯一のものは、神社得分の穀物を村の穀倉から中央に運送すること、警備員や鼓手などをその神社に供給すること、祭礼に出仕すること（その際に彼らは神社の首領たちと職員たちとに贈り物を持って行く）、そしてまれに建物の修理を手伝うことである⁽⁷⁸⁾。

しかし全土の神社領地領民の役務負担が各地で一率に軽減されたわけではなかった。神社に近い領地の領民は遠隔地の者の「10倍」もの役務を課徴され、著しい負担の不均衡が生じていた。その結果、「中央施設の10ないし15マイル以内にあるすべての村で出会うのは、不当な役務の徴発と乱奪と諸權益の無視について声高に苦情を述べ、それゆえ神社の権勢から解放され政庁に租税を支払うことを許されたいと熱望する借地人

層である」のにひきかえ、より遠い諸村落では、神社の役務が名目的なものであることは認めざるをえないのに、「神社領の借地人とみなされ、それによって租税を免れる権利を証明するのに、使わなかった手段は何も残っていない」領民たちが存在した。かくて一方には苛斂誅求に苦しむ役務負担者^{ニラ＝カラヤ}たちが、他方には公租も神社の役務も給付しないその同胞たちがいる、と寺社領地登記委員報告は指摘している⁽⁷⁹⁾。

遠隔の領地と領民に対する神社の統制権の弱体化の背景には、植民地体制下における行政または植栽企業活動のための都市的中心が、旧ウダ＝ラタ国家の政治及び宗教的中心地に重なるかたちで形成され、神社領地管理者たちがこの二重の意味の中心に移住し集中して、地方への関心を稀薄にしつつあったという事情がうかがわれる。

また、神社側の圧力の少くとも直接の結果とはいえないが、先述の「本山」勤役によって年に1～6ヶ月を家郷から離れて中央施設で役務に就く領民のなかには、賭博や飲酒癖⁽⁸⁰⁾に溺れ、その悪習を村に持ち帰り、はては「しばしば賭博遍歴の始めに最悪の部類の低地部出身者⁽⁸¹⁾に金をとられ、村の土地を売ってその支払いに当てる事態にまで至る」例があったという⁽⁸²⁾。ウダ＝ラタ農民の土地喪失の程度は知りたいが、このようなばあいには、土地の購入者が名目上は神社に対する役務負担者^{ニラ＝カール}となり、実際には土地を売った旧来の役務負担者に神社の役務をも履行させながら、これを小作人として支配したとすれば、後者の負担は異常に高まったであろうと思われる。社会・経済の全体的変動のなかに神社領地もまきこまれていたのである⁽⁸³⁾。

1857-58年の寺社領地登記委員報告は、神社領地の役務の実状を通観したのちに、晦渋な表現ではあるが領主自身が、既に本来の役務を混乱させたり混乱を黙認したりしてきた以上、役務制度を復旧するみこみはなく、事態の成行きにまかせるほかはない、という趣旨の結論を下している。報告はさらに、領民たちの気^{フイーリツグ}分の赴くところ、ひとりでも抵抗に成功する者があればそれは短時日のうちに領民全体に波及し、遂にはマハヌワラ周辺の領民たちも遠隔地域の領民たちと同じく、ほとんど何

の役務もせずにすむようになるであろう、と予測している⁽⁸⁴⁾。

寺社領地登記委員報告は続いてハングランケタ=パツティニ神社のカブラーラの証言を引用する。この証言は以上の諸状況を集中的に表現しているのでかなりの長文ながら引用しておこう。

ニラカーラヤー^{ニラカーラヤー} ムツツツトク^{ムツツツトク}
 役務負担者たちは領主直営の田地を耕すのを常とした。それが彼らの主たる役務であった。彼らは約15年間そうしていない。現在のバスナーヤカ=ニラメーの任命以来、われわれが全部でどれくらいの土地をもつのかを私は知らない。役務負担者たちはいまや神社を修理し祭礼に出仕するほかは、ほとんどいかなる役務も行わない。幾人かは祭礼に来ることさえしない。幾人かはどの年にも1日の仕事さえもしない。バスナーヤカ=ニラメーは年に2回来るが、パニヴィダカーラヤーたち⁽⁸⁵⁾ (11人)は彼にめいめい1日分5^{メジャ}枂^{リデー}の米と銀貨6枚とを提供しなければならない。これらの人びとは神社に対して他の役務は何もしない。神社は崩壊しつつある。役務負担者たちは役務を行わせられることがなくなり、領主直営の田地は外来者に地代をとって貸与された。彼はバスナーヤカ=ニラメーに地代を支払うが、神社の維持には1銭も出さない。ペラヘラ⁽⁸⁶⁾の時に徴収される金銭がいくらかあるが、これはみなバスナーヤカ=ニラメーがよりよい保証^{ニラカーラヤー}を求めて持ち去る。私の思い出す限り17年前には役務負担者たちは役務を行い、領主直営の田地を耕作していたものであった。

アラワトッガマの6人のパニヴィダカーラヤーたちは、バスナーヤカ=ニラメーに対して以外は役務を行わない。私は彼らを神社でみたことがない。役務負担者は8人いる。彼らはペラヘラの時に旗を運ぶほかは何も仕事をしない。……… (中略) ……

領主の館 (Valavva) には……… (中略) …… ガンマヘー (Gammahē 低位カーストの首領) が1人と洗濯夫 (Hēnayā) が1人いる。いっもいたのはもとはこれがすべてだったが、いまのバスナーヤカ=ニラメーは鼓手 (Berakārayā) をも任命した。ガンマヘーは神社の一部の

屋根を葺き、年に籾米4アムナ2ペーラを出し、ペラヘラに15日間出仕する。洗濯夫は四大節^{ヘナヤ}(⁸⁷)に布を結び(⁸⁸)、私には8日ごとに清潔な布を一枚くれなければならない。鼓^{ベツカーラヤ}手は四大節に太鼓を叩き、神社の屋根葺きを彼の割当分だけしなければならない。これらのうちのひとりとして刈分けに出されている領主直営の田地の耕作を助ける者はいない(⁸⁹)。

ここで指摘されているのは、神社領地の役務負担者たちによる領主直営地耕作が1840年代初め頃から行われていないこと、バスナーヤカ＝ニラメーもそれを黙認しているらしいこと、彼は神社収入を他の何かに投資しているらしいこと、である。1840年代初めはイギリス領セイロン政庁の寺社職叙任状交付が行われなくなり始めた時期に当るが、またコーヒー植栽業の最初の発展期にも当る。これらの事件と上掲の証言とを直結するための傍証は目下のところは得られないが、領主直営地の役務耕作が行われなくなった原因を、国家権力による寺社職叙任の消滅に求めるばかりではなく、少くとも一部の地域では、役務耕作の解消によって失う以上の利益が、土地及び領民労働力の別の形態の利用によってバスナーヤカ＝ニラメーたちにもたらされつつあったか否かを、検討する必要があるように思う。

1857—58年の寺社領地登記委員報告は、その年次に彼らが作業を進めた中央州の一部地域の神社領地について、① すべての役務を規則的に行う役務負担者はいるのかも知れないが、その1例も見出していない。②「借地人」の約1割は、法的に給付すべき役務と等価またはそれ以上の他の役務に就いている。③ 残る9割のうち全体の約2割は僅かながら現実的価値のある役務に就き、さらに1割は祭礼に出仕して絢爛さを添えるだけの現実的価値のない役務を行い、残りはいかなる役務にもまったく就いていない、という所見を述べている(⁹⁰)。

このような状況を旧ウダ＝ラタ王国領の全域に普遍的なものと理解することは慎しむべきであるが、寺社領地ともに、その役務保有制度が全

面的には実現されなくなりつつあったことは、政庁の寺社領地政策の形成とそれの評価との関連で注目さるべきであろう。

5. 寺社役務の具体例

寺社領地役務の種類と内容については、筆者はこれまでのところ極めて一般的な漠然とした敘述しか与えて来なかった。本節では1870—72年の役務保有登記の結果をアーチボールド＝キャムペル＝ローリーが採録したものから、一二の事例を引用して寺社役務の具体的様相を示すことにしたい。なおこの種の作業は最近ではハンス＝ディーター＝エーフェルス氏が、ランカティラカ寺社領地の経済組織の問題として、文献研究と臨地調査との両面から検討しているので、その論点をも念頭におきながら別の寺社領地を選ぶことにした。但しそれとの対比は行わない。

A 寺院領地 (*Vihāragama*) の例

寺院領地の例としては、南マータレー (Matale South) のタルガハゴダ (Talgahagoda) を選んだ。理由は役務持分の数がかなり多く、しかも役務内容についての記述が豊富だからである⁽⁹¹⁾。

ローリーによればここには、ヴィクラマバーフまたはデーヴァーナンピア＝テイツサによって建立され、ある王が17アムナの田地と30アムナムの高地とを寄進した⁽⁹²⁾と伝えられる寺院があった。この寺院の施設は「下の寺 (*Pallē Vihāraya*)」と「上の寺 (*Uḍa Vihāraya*)」とにわかれ、前者は巨大な頭上にさしかかるように張り出した岩の下に安置された涅槃像からなり、後者はサマン及びナータのヒンドゥー教2神に守られた仏像をもっていた。ローリーは明記していないがそれぞれに仏殿^{ビリッダ}があったことであろう。双方でひとつの寺院をなしていたらしい。この寺院のビク^{ビク}の数は非常に少なかったようである⁽⁹³⁾。

タルガハゴダ寺院領の広義の世襲役務持分地の名称と役務負担者名等

は別掲のとおりである。第1から第10までの持分にはその地方の有力な士族 (*Valavva*)⁽⁹⁴⁾ や持分本来の保有者の家 (*Gedara*)⁽⁹⁵⁾ の名が冠せられており、保有者名も同じくその家の名、土民首領身分を示す諸称号によって示されている⁽⁹⁶⁾。ビクが保有者となっている例もひとつある。

これら10個の持分^{ベングワ}にかかる役務は本質的には同様のものであるので、第1持分の *Uḍaha Valavva Pamguva* を基準にして、他との異同を最少限度に付記しながら説明しよう。なお第8持分は第1の一部をなし役務は共同で負担することになっている。

- ① 新年に *Dāhāt* (キンマの葉及び併用の嗜好料) 40枚分⁽⁹⁷⁾ と *Dan Aḍukkuva* (布施としての米飯と副食^{グン}^(97a)) 1個とを与える。
- ② *Vesak* 月⁽⁹⁸⁾ の *Aṭavaka* (満月の8日前の日)の前2日間に、Kumbaの木⁽⁹⁹⁾ 4本、バナナの木4本及び *Walumalgoba* (*sic*)⁽¹⁰⁰⁾ を与える。他の持分は Kumba 及びバナナ^{ベングワ}の木の^{ベングワ}本数と、*Walumalgoba* のかわりに上納する物の種類とを異にする。
- ③ 同月の *Aṭavaka* のちの第2・3日に寺院の装飾を施す。他の持分は担当の日を異にする。
- ④ *Aṭavaka* から *Depōya* (満月)までの毎晩儀礼に携わる鼓手6人、洗濯夫2人、笛吹き1人、灯明掛1人、供物掛1人、旗持ち5人の計13人に食事を出す。他の持分のいくつかは担当の人数がこれより少ない。
- ⑤ 上期の期間、毎晩、寺院に *Gilanpasa*⁽¹⁰¹⁾ 2鉢と *Malwatti* (*sic*. *Malvātti* 柑橘類の一種?) 2個を、4日目の朝に6 *Nāli* (約5.3リットル)の米で炊いた飯と副食1品の布施を献じ、満月の日には米15 *Nāli* (約13.5リットル)分の飯と副食2品と *Avulupat* (菓子)若干を献ずる。他の持分には米の量や副食の品数を異にするものがある。
- ⑥ *Āsala* 月の満月の日には村民すべてが僧坊に行って長老 (*Nāyaka Unnānsē*) に *Dāhāt Ata* (キンマの葉の束)を献じ、その翌日から始まる *Vas* (雨期)には彼を安居させ、15日間朝昼は米2 *Nāli* 分の飯と副食3食、夕刻は *Gilanpasa* を与える。この布施の役務は *Nikini* 月(第5月)1日から *Binara* 月(第6月)12日まで及び25

Talgahoda Vihāragama

(単位はエーカー)

持 分 の 名 称	保 有 者	田 地	園 圃	焼 畑
1 U'aha Valavvē Paṁguva	Uḍa Valavva	7.00	11.75	23.00
2 Pallē Valavvē P.	Talgahagoḍa Loku Ra ēmahatmayā	3.50	7.25	18.50
3 Ratnāyakagedara P.	Ratnayāka Mudiyaṁsēlāgē	2.00	4.00	20.25
4 Ratnāyakagedara P.	Ridigamagē Paṇḍitinnegē	2.00	5.75	11.25
5 Hannasgedara P.	Hannas Mudiyaṁsēlāgē Ratukohogē Talgahagoḍa Loku Ra ēmahatmayā Ratvattē Baṇḍā Talgahagoḍa Kōrāla Ridigamagē	2.50	1.75	8.00
6 Heratgedara P.	Herat Mudiyaṁsēlāgē (Ovillēgē)	1.75	0.75	14.50
7 Dullēgdaṛae P.	Talgahagoḍa Loku Ra ēmahatmayā Hannas Mudiyaṁsēlāgē	1.25	1.00	1.00
8 Kavū upālāllē Valavvē P.	Kavudupālāllē Valavva	1.00	-	2.25
9 Ratukohogedara P.	Ratukohogedara Tennakkon Mudiyaṁsēlāgē	4.00	1.25	23.00

持	分 の 名 称	保 有 者	田 地	園 圃	焼 畑
10	<i>Do amdeniyagedara P.</i>	Doḍamdeniyagē Hangomuve Vidānelāgē Talgahagoḍa Kuda Ra ēmahatmayā Talgahagoḍa Ratanaajoti Unnānnsē Ribigamagē Kukulelle Virakōngē	4.00	10.00	14.25
11	<i>Kapu P.</i>	Ratnāyaka Mudiyaṇsēlāgē	0.50	1.50	-
12	<i>Paṇḍitinne P.</i>	Paṇḍitinnegē	0.50	1.50	2.25
13	<i>Hēnayē P.</i>	Ruppēgē Vidāna Hēnayālāgē	0.50	2.75	6.00
14	<i>Berakārayē P.</i>	Sangadipatiyalāgē	1.00	-	1.25
15	<i>Pansalē P.</i>	Talgahagoḍa Ratanaajoti Unnānsē	3.75	4.25	26.00
16	<i>Davulkaraya P.</i>	Sangadipatiyalāgē Veralugahawattegē	1.00	1.00	2.50
17	<i>Ṭāmmā amkara P.</i>	Sangadipatiyalāgē Sakaladipatiyalāgē	1.00	1.50	1.50
18	<i>Ṭāmmā amkārayē P.</i>	Perumadipatiyalāgē	0.75	1.00	-
19	<i>Hora ākārayē</i>	Vadunelāgē	0.50	-	-
20	<i>Davulpaṭ P.</i>	Udupihille Bannekgē	2.50	4.00	-
21	<i>Upasaka P.</i>	Vedagē	0.50	-	-

- 日以後は、他の持分が交替で負担する。第10持分のみは *Vak* 月（第1月）2～5日に同じ布施を行う。
- ⑦ *Navan* 月（第11月）7日から14日まで同じく上記の布施を行い、同月の15日（*Pahaḥosvaka*）に *Sivurumila*（法衣料）として8ペン^{ベッサー}ス、*Avulupat* 若干、*Dan Adukkuva* 1個を僧坊に献ずる。他の持分もそれぞれ所定の月の満月の日に同じ食物を布施として献じ、所定額の *Sivurumila* を支払う。
- ⑧ *Il* 月（第8月）、*Uñduvap* 月（第9月）、*Durutu* 月（第10月）に毎朝米1 *Nāliya*（約0.9リットル）分の飯と副食1品の布施を行う。第2～第9の持分が同種の役務を分担し *Āsala* 月23—30日、*Vap* 月（第7月）、*Navan* 月前半、*Mādindina* 月（第12月）後半を除いて上記の布施が行われる。
- ⑨ 8日に1度燈明に油1 *Pata*（約0.28リットル）を入れ、*Kātti Maṃgalaya*（*Il* 月の燈明祭り）には寺院の近くに15個の燈明をとます。他の持分のあるものは給油の役務を行う月が限られ、またあるものは給油の役務を負わない。
- ⑩ 僧坊の屋根葺き用に *Navan* 月に藁8束を出す。他の持分はこの藁の量を異にする。
- ⑪ 寺院に至る道長さ1尋幅1.5尋分を年1回修理し、求められれば寺院の修理をも行う。他の持分には年4回中央州内のビクの旅行の伴を役務とするもの、年3回 *Māḷuva*（境内）の除草を担当するもの、寺院の壁に牛糞を塗ることを役務とするものがある。

明らかなように、これらはビクへの食事の供与⁽¹⁰²⁾を中心に、衣と住の保証、燈明用の油の支給、若干の儀礼と雑役を担当している。これらの持分の保有者は用語の上では持分保有者または役務負担者ということになるが、彼らをこれだけの保有地しか耕作しない貧農と考えてはならない。第1持分保有者の *Uḍa Valavva* 家はタルガハゴダ以外にも土地をもつ^{ニンドガッ}大土地所有者であり、*Pallē Valavva* 家も他の地方に世俗領地をもつ

領主であった⁽¹⁰³⁾。その他の保有者たちの首領の称号もまた、彼らが大地所有者でありうることを示唆している。従ってこれらの役務持分の現実の耕作者は別にあり、これらの持分保有者の下に実質上の役務負担者のいた可能性は極めて高い。つまり持分保有者 (*Pamgukārayā*) と現実の役務負担者 (*Nilakārayā*) とは別個であったと考えられる。

第11持分以下は、これに対して、特定の専門的とも称すべき役務を担当する。以下多少煩雑ではあるがそれらの内容をみておこう。

第11持分の保有者は既に第3持分の保有者として現われていた。第11持分の保有条件となる役務は、新年に *Dāhāt Ata*, 四大節^{デーヴァーツァ}に神社⁽¹⁰⁴⁾に *Multān* (王または神に捧げる米飯) を献じ、常時 *Kapukama* (神社の司祭職) を執行し、年1回タルガハコダの *Ruppē* (樹根)⁽¹⁰⁵⁾ の除草をすることである。

第12持分は陶工 (*Baḍahālayā*) カーストの役務のためのもので、本来「賢人」・「学者」を意味する *Paṇḍita* の語は陶工の美称である⁽¹⁰⁶⁾。役務は新年その他の祭礼の日に、及び年間を通して、一定数量の特定種類の陶器を供給し、寺院の瓦を葺くことである。

第13持分は洗濯夫 (*Hēnayā*) カーストの役務保有地で、役務は新年に *Dāhāt Ata* と *Ātirilla* (敷布) とを献ずるほか、祭礼時の掛け布や蔽い布の提供とそれらを用いる祭場設営、燈芯の提供、*Piruvāṭa* (着替え) の供給、*Viyan Redda* (日除け布) を捧持すること、寺院及び神社の *Tirapili* (sic. ?) と *Sivuru* (法衣) との洗濯、年0.5ペンスの *Sivuru Mila* 支払い、求めに応じて *Navan* 月に薬5束を出すこと、などである。

第14・16・17・18持分はいずれも鼓手の役務保有地で、*Beraya* (*Berē*, *Bera*), *Tāmmāṭṭama* はいずれも打楽器であり、*Kārayā* はその奏者を表わす。役務は新年の *Dāhāt Ata* 進上、四大節と毎月の *Pōya* (月齢四分期)⁽¹⁰⁷⁾ 及び *Vesak* 月の礼拝 (*Pūjāva*) に、それぞれの太鼓を叩くこと、*Sivuru Mila* の上納、求めがあれば *Navan* 月に一定量の薬を供給すること、である。保有者名のうち *Sangadipatiyalāgē*

は強いて訳せば〈僧伽主たちの〉ということで、各種鼓手たちの首領の *Vāsagama* であろう。Sakaladipatīyalāgē は〈皆の主たちの〉、Perumadipatīyalāgē も〈波羅密を修する者の主たちの〉で、同じく寺院関係の職との関わりを示唆する。他は地名に由来するようである。

第15持分は保有者がビクであるから、実際の役務負担者はその下にいたものであろう。*Vesak* 月の礼^{ブージャール}拝の費用負担、*Katti Maṅgalaya* に燈明7基をとますこと、*Āsala* 月の末8日間と *Navan* 月の前半との毎朝及び毎日昼に *Dan Pātra* (鉢に盛った布施の食物) を献ずることと境内の清掃と道路の一定分の修理をすることとが、その保有条件となる役務である。

第19持分は *Horanāva* という管楽器の演奏者のためのもので、役務の内容は打楽器奏者たちのそれに対応する⁽¹⁰⁸⁾。

第20持分は新年の *Dāhāt Ata*, *Avulu Pat* 及び金銭15シリングの納入のみを義務づけられている。第21持分は年末と新年とに *Dāhāt Ata* を献じ、*Vesak* 月の礼拝^{ベンダワ}の際に詩歌の詠唱と *Uḍākkiya* という一種の鼓を叩く。この2持分はその名称と役務内容との対応がなく、保有者名にもそれらとの対応関係があるようにはみえない。

以上はわずかに一寺院領地の事例にすぎないが、総体的にはビクたちの扶持料を供与することがもっとも重要な機能であり、それに従属して調理器具としての陶器の提供があり、洗濯夫や鼓手などの儀礼要員が配置されていた。ここでは領主直営地耕作の様態は確認できない。*Dan Aḍukkuva* あるいは *Dan Pātra* の材料となる飯米等は直営地の収穫物をもって充てられていたのであろうか。

次に指摘すべきは、寺院領地の主要部分たる第1―第10、第15持分の少くとも大半は、大土地所有者諸家族の広大な所領の一角にすぎず、しかも、彼らのなかからビクを出して扶持するかたちになっているらしいことである。第10・15持分保有者の *Talgahagoḍa Ratanajoti Unnānsē* は、「タルガハコダ家」つまり大小の *Raṭēmahatmayā* を輩出している

Pallē Valavva 家の出身者であろう。

また留意すべきはローリーの記録した資料は1870年代の初頭の事態にもとづくものであり、1役務持分に複数の保有者が存在する理由や、その他この所領全体の歴史的事情については、確認の手段もないことである。

B 神社領地 (*Dēvālagama*) の例

神社領地の例としては、前節で1857—58年のその実状について引用したハングランケタ＝パッティニ神社をとる。その役務関係が1870—72年の役務保有登記に際してどのように確定されたかをみるのが、これを選んだ理由である。ハングランケタは現在のヌワラ＝エリヤ県、マハヌワラの南東約27km、もとのウダ＝ヘーワーヘタのディヤティラカ郡にあり、旧王国期には王の行在所として知られていた。ノックスは‘Digligyneur’の名でこれを紹介している⁽¹⁰⁹⁾。またここはスリランカの近代企業経営者の先駆といわれるダ＝ソイサ家のコーヒー園発祥の地でもある⁽¹¹⁰⁾。ここにはマハ＝ヴィシュヌ及びパッティニの2神社がおかれ、ジョン＝デイヴィやジョン＝サン＝フォースの訪れた当時はひどく荒廃していたらしいが⁽¹¹¹⁾、ローリーによればマハ＝ヴィシュヌ神社は周辺20個村に領地を所有し、役務持分数164件、うち田地のみでも161アムナ（322エーカー）以上を数え、パッティニ神社は8個村落に領地があり、役務持分63件、うち田地のみでも56アムナ（112エーカー）以上であった⁽¹¹²⁾。ここでは後者のみを対象として説明しよう。

ハングランケタ＝パッティニ神社の領地の分布状況は下記のとおりである⁽¹¹³⁾。（面積はアムナで、ペーラ以下はアムナの小数で示す。）

同社はマハヌワラのパッティニ神社のバスナーヤカ＝ニラメーのもとにあり、日常の社務はダムヌメヤに神官職のための持分を保有しているAttanāyakagēの当主と、供物の米飯を供えるための持分を保有するその妻とが担当していた。神官の職務はペラヘラの15日間神社で儀礼の執行に携ること、供物が捧げられる時に祈祷文 (*Yātikāva*) を読誦するこ

地 名	役務 持分	田 地	園 圃	焼 畑	備 考
Alawatugama	直営地のみあって役務持分なし				Damunumeya の 1 集落
Damunumeya	3	3.750	1.250	0.20	H. に隣接、あわせて区域をなす。
Denike	3	3.000	0.250		H. の南, Kohaka K. にあり。M. より 34km。
Ilukpelessa	6	4.425	0.075		H. の南, Uda Gampaha K. にあり。M. より 50km。
Kotagepitiya	24	18.250	5.650		H. の西, Hewawissa K., Palle Hewaheta にあり。
Makempe	1	0.750	5.925	6.000	H. の西南, Ganneve K. にあり。
Mapanawatura	22	23.250			同 上
Walalawela	4	5.425			H. と同じ Diyatilaka K. にあり。
計	63	56.750	16.200	17.975	

(H.=Hanguranketa, M.=Mahanuvara, K.=Kōralē の略)

と、神社領地の収入の徴収を監督することであり、妻は *Pattini Ammā* として司祭することのほか、年に半年は神社の厨房 (*Multāngē*) で供物の調理に当り、年 2 回バスナーヤカ=ニラメーのもとに伺候して *Adukkupettiya* (箱入りの米飯と料理) 及びキンマの葉 40 枚を出す役務を負った。毎日の儀式はこの夫婦の仕事であった⁽¹¹⁴⁾。

諸村落に散在する広義の役務持分の詳細は別表のとおりである⁽¹¹⁵⁾。これらの役務持分の保有条件たる役務は、大きく分類すると、① バスナーヤカ=ニラメーのための人身役務 (侍従と進貢)、② 神社の *Multāngē* (厨房) のための材料及び器具の提供、③ 神社の儀礼への出仕及びそのための器材の提供、④ 神社のための儀礼の時以外の人身役務、からなり、これらの諸役務の組合せがそれぞれの持分に課せられている。以下煩雑ながら個々に役務内容を記すことにしよう。

Gamvasam Pamguva (村長職持分) はコタゲピティヤのみにみられる。その役務は、「持分から 1 人がベラヘラの 15 日間大団扇 (a large fan)^{バンゴ}」を捧持する。木材の伐採と神社からの搬出とを監督する。新年に

バスナーヤカ＝ニラメーのもとに伺候し *Peṇumvaṭṭiya* (菓子の籠) 4個とキンマの葉40枚とを贈る。バスナーヤカ＝ニラメーがペラヘラで神社を訪れる時に、彼に *Adukkuva* と *Pāhiṇḍum* (未加工の食事の材料)⁽¹¹⁶⁾ とを提供し、またペラヘラの時には、*Peṇumvaṭṭiya* 5個、^{リディ-}銀貨6枚(4シリング)及びキンマの葉40枚を持参して伺候することであった。この持分は領主直営地の収穫から年に0.5アムナの粳米を支給されていた。この持分は^{ベングワ}上掲①③④にわたる役務に就いていたことになるが、総じて大きな負担とはいえない。

Nila Paṃguva (役務持分) という名称はここでは狭義の呼称として用いられているが、役務内容は村落ごとに一様ではない。コタゲピティヤでは、「ペラヘラの15日間 *Pandama* (炬火) または *Koḍiya* (旗) を捧持する⁽¹¹⁷⁾。 *Māluva* (境内) を清掃する。 *Pilimagē* (仏殿)、 *Multāṅgē* (厨房) 及び *Gabadāgē* (倉庫) の屋根を葺く。ペラヘラ用のアーチを建てる。領主直営地の収穫物を倉庫に収める。毎年3ペーラの *Hambā-vī*⁽¹¹⁸⁾ を神社に運ぶ。木材を供給して *Vaṭadōgē* (宝物殿) 5ヤード分及び神社を修理する。新年及びペラヘラの時に、キンマの葉40枚を持参してバスナーヤカ＝ニラメーに伺候する。四大節に出仕する。バスナーヤカ＝ニラメーがペラヘラのために神社を訪れる際に、彼の衣裳箱を運んで随行する。ペラヘラのための彼の宿舎の設営に助力する。村の倉庫から出される1ペーラの粳米を搗いて精米をバスナーヤカ＝ニラメーに納める。 *Gaṃvasam* が供給する *Pāhiṇḍum* をバスナーヤカ＝ニラメーのもとに運ぶ」というのがその内容であり、この持分は領主直営地から年2ラハの粳米を受けた。

マパナワトゥラの *Nila Paṃguva* の役務は、バスナーヤカ＝ニラメーのための人身役務が「年に5日彼の旅行の時に駕籠 (Palanquin) と荷物とを運ぶ」ことである以外は、コタゲピティヤのそれと数量の差はあるが基本的に大差ない。マパナワトゥラの *Nila Paṃguva* の特徴は、アルワトゥガマの^{ムツテットワ}「領主直営地の作業すべてに終始携わり、収穫物を倉庫に納める」ところまでを担当することで、収納・打穀・搬送のみに

Hanguranketa Pattini Devalagama

集落	持分の名称	保有者	田地	園圃	焼畑
DAMUNU MEYA	1 <i>Kapu</i>	Attanāyakage	1.250	1.250	-
	2 <i>Multan</i>	Attanāyakagē	1.250	-	-
	3 <i>Pattini</i>	Loku Ram Menika <i>Māruvena</i>	1.250	-	-
DENIKE	1 <i>Nila</i>	Hapugasdeṇiyagē	0.750	small	small
	2 <i>Badahāla</i>	Paṇḍitagē	0.750	small	-
	3 Sengarakkara	Elabadagē	1.500	small	-
ILUKPFLESA	1	Nantilakagē			
	2	Ehelagastennegē			
	3 不記載	Dehigollegē	acre	acre	
	4	Baddegē	8.75	0.52	
	5	Matatille (gē ?)			
	6	Pallegē			
KOTAGEPITIYA	1 <i>Gaṁvasam</i>	Ganemankadagē	1.500	0.425	3.000
	2 "	Gammahēlagē	1.500	0.500	3.800
	3 "	Ketanpalagē			
	3 <i>Nila</i>	Uḍapitiyagē Ukku Ravanoyege Adam Pulle	1.000	-	1.000
	4 "	Ketanpalagē	0.750	1.500	0.500
	5 "	Ketanpalagē	1.000	0.500	-
	6 "	Kaṇḍekumburegē	1.500	0.500	0.500
	7 "	Migaskumburegē	1.000	0.050	0.500
	8 "	Visin Mudiyaṇṣēlagē	1.000	0.050	0.500
	9 <i>Mura</i>	Pallewe Gammahēlagē	1.500	0.200	-
	10 "	Rambukkelegē	0.125	-	-
	11 "	Pahalagē			
	12 "	Paṇḍitagē	(small	holdings)	
	13 "	Visingē			
	14 "	Ketanpalagē			
	15 <i>Marumura</i>	Varapitiyagē Andeṇiyegē Pallege	1.500	0.100	-
	16 ?	Migaskumburegē 不記載			
	17 <i>Telmura</i>	Idisingē			

ウダニラタ寺社領地考

集落	持分の名称	保有者	田地	園圃	焼畑
KOTAGEPLIYA	18 <i>Telmura</i>	Hēnayālāgē			
	19 <i>Hambako'ana</i>	Ketanpalāgē	1.000	0.500	0.100
	20 <i>Ba'ahāla</i>	Paṇḍitagē	-	0.500	0.175
	21 <i>Apullana</i>	Hēnayālāgē	0.750	0.200	1.500
	22		0.750	0.050	0.100
	23 <i>Asvāddum</i>	Kaṇḍekumburegē	0.150	-	-
	24 "	Pahalagē	0.250	-	-
MA KEM PE	1 <i>Ululana</i>	Makempegē	0.750	-	-
MAPANAWATRA	1 <i>Dura</i>	Damburegē	1.500	0.150	1.500
	2 "	Maduvegē	1.250	0.125	-
	3 "	Idisingē	1.250	0.010	0.500
	4 "	Uguressegē	1.250	0.500	-
	5 <i>Nila</i>	Idisingē	1.250	-	1.000
	6 "	Uguressegē	1.250	1.750	0.500
	7 "	Damburegē	1.250	-	1.000
	8 "	Polvattegē	1.250	-	-
	9 "	Pahalagē	1.500	-	0.500
	10 <i>Mura</i>	Damburegē	1.100	0.100	0.125
	11 "	Maduvegē	0.750	0.025	0.125
	12 "	Polvattegē	0.750	0.775	0.750
	13 "	Polvattegē	0.450	1.000	-
	14 <i>Malumura</i>	Uguressegē	0.400	1.000	-
	15 "	Udavalagē	1.000	-	-
	16 <i>Mutuku ē</i>	Ganemankadagē	0.750	-	0.075
	17 <i>Navan</i>	Gurunnehelāgē	0.250	-	0.075
	18 <i>V ko ana</i>	Idisingē	0.750	0.075	0.750
	19 <i>Asvāddum</i>	Maduvegē	1.250	-	0.100
	20 "	Idisingē	1.250	-	0.250
	21 "	Bavulanegē	1.250	-	-
	22 "	Uguressegē	1.500	0.075	-
WALALAWELA	1 <i>U'uwuyan</i>	Gedarakumburegē	acre 3.5	acre 3.5	-
	2 "				
	3 <i>Apullana</i>	Hēnayālāyegē	2.75	2.5	-
	4 <i>Talapatva'ana</i>	Gedarakumburegē	0.5	-	-

止まらないことである⁽¹¹⁹⁾。デニケの *Nila Paṁguva* はもっとも役務が軽く、上記の炬火捧持、バスナーヤカ=ニラメーへの年2期の伺候と進物、彼のペラヘラ出仕時の *Adukku-valan-kada* (食事を入れた壺の荷) 搬送、神社の *Bāmma* (本殿) 5ヤード分の修理のみである⁽¹²⁰⁾。このように同一の役務持分の名称が必ずしも同種かつ等量の役務を表わすわけではないし、またその役務の量は持分の面積に近似的にさえ比例しているわけでもなかった。

マパナワトゥラの *Dura Paṁguva* (執事持分)⁽¹²¹⁾ の役務もこれと似ていた。「神社における作業のための *Nilakārayō* (役務負担者たち) による木材の伐採、調製、搬送を監督する。バスナーヤカ=ニラメーの旅行に随行し *Nilakārayō* の荷物及び駕籠の運搬を監督する。年2回(ペラヘラと新年)にバスナーヤカ=ニラメーのもとに伺候し、毎度野菜5籠とキンマの葉40枚とを贈る。またペラヘラの時には銀貨6枚(4シリング)を与える。神社の建物の修理を必要とする時には瓦と石灰(*chunam*)とを運ぶための金銭を与える。毎年バスナーヤカ=ニラメーに米4 *Sēruva* (約42.4リットル)、ココナットの実1個、野菜5種、油1 *Hunduva* (約2.6リットル)、充分な量の *Luṇu* (塩)、*Kahamiris* (カレーの材料) などからなる *Pāhiṇḍum* 3個を与える⁽¹²²⁾」のがその内容であり、前記の①と④とにわたっていた。*Gaṁvasam Paṁguva* と *Dura Paṁguva* とに共通する役務は、他の役務負担者たちの木材の伐採から搬出に至る労働の監督であった。

Mura Paṁguva (警護持分) はコタゲピティヤとマパナワトゥラの両集落にみられる。前者の集落では第9持分が年1個月15日神社の、第10持分が年に8日、他はそれぞれ異なる期間を倉庫(?)の警護の勤務に就くことを役務とした⁽¹²³⁾。後者の集落では第10-12持分が「年1個月15日神社で警護に就き、警護中に境内を清掃し厨房用の薪を運ぶ。毎年バスナーヤカ=ニラメーにキンマの葉40枚の *Peṇuma* (進物) 2個を贈る。神社に警護のために来る時に、カブラーラにキンマの葉40枚を贈る」⁽¹²⁴⁾ ことを役務とし、第13持分はバスナーヤカ=ニラメーのハング

ランケタ来訪時における宿舍の警護と燃料及び水の運搬に当る⁽¹²⁵⁾。

以下は残りの役務持分について要点のみ記す。

コタゲピティヤにある *Mārumura Paṃguva* (補助持分) は「年6
ヶ月毎日^{ムルテンダー}厨房に野菜とバナナの葉を供給する。他の借地人たちがよび出
されている時、時折神社の修理を手伝う。⁽¹²⁶⁾」

Telmura Paṃguva (油持分) は毎年油 (*Tela*) を供給するか、また
は12シリングを支払う⁽¹²⁷⁾。

コタゲピティヤの *Hambākoṭana* 及びマパナワトゥラの *Vikoṭana*
の両 *Paṃguva* は、ともに一定期間一定量の粉米 (*Hambā, Vi*) を搗
く (*koṭanavā*) ことを役務とする⁽¹²⁸⁾。

Baḍahāla Paṃguva (陶工持分) は神社及びバスナーヤカ＝ニラメ
ーへの陶器の提供と、瓦の製造とそれの神社への搬送とを行う⁽¹²⁹⁾。デ
ニケにある同名の持分の役務は、以上のほかに屋根葺きなどをふくみ、
負担がやや重い⁽¹³⁰⁾。

Apullana Paṃguva (洗濯持分) はコタゲピティヤでは祭礼用の各
種の布や織物の提供と備え付け、バスナーヤカ＝ニラメー及びカプラー
ラへの帽子の贈与を役務とし⁽¹³¹⁾、ワララウェラでもほとんど同様であ
る⁽¹³²⁾。

Asvāddum Paṃguva (新田持分) は、コタゲピティヤでは年に一定
量の油または金銭を上納するが⁽¹³³⁾、マパナワトゥラでは年4ヶ月半の
神社の警護、及びその期間中の^{ムルテンダー}厨房への^{マルワ}薪の供与と境内の清掃のため
に、同名の4持分の保有者たちの1人を充てることになっていた⁽¹³⁴⁾。

マパナワトゥラの *Maḷumura Paṃguva* (野菜料理持分) は「4個
月間毎日未調理の野菜カレー5種と *Talukola* (皿に用いる葉) とを供
給する」ほか、バスナーヤカ＝ニラメーへの年2回のキンマの葉の進物
を差出した⁽¹³⁵⁾。

Mutukudē Paṃguva (真珠傘持分) の役務は「ペラヘラ及び四大節
に *Mutukudē* (^{ムトウ}真珠で装飾した^{クデー}傘) を捧持する。 *Vaṭṭoruva* (役務台帳
?)⁽¹³⁶⁾ をとりにマハスワラに赴く。 *Kāvilipēṭṭiya* (菓子籠) 1個との

キンマの葉40枚とからなる *Peñuma* 2個とをバスナーヤカ＝ニラメーに贈る。彼のペラヘラのためのハングランケタ訪問時に、*Aḍukkuwa* 3個を与える。年に7日をこえない期間、神社の求める特別の役務に就く」⁽¹³⁷⁾ ことであった。

Navan Paṃguva (鍛冶工持分) は神社から鉄と炭との供給を受けて、領主直営地の耕作に用いる鋤の刃とを作るほか、神社、バスナーヤカ＝ニラメーなどに、檳榔子の実を割るための鉄製の道具その他を供給した⁽¹³⁸⁾。

残る4件のうち、デニケの *Sengarakkara Paṃguva* の語義は明らかでないが、祭礼時の鼓手の出仕、神社の修理、バスナーヤカ＝ニラメーへの伺候とキンマの葉の進物とを役務とする⁽¹³⁹⁾。マケンベの *Uḷulana Paṃguva* (瓦葺き持分) は、ペラヘラの時の *Randōliya* (女神の乗る金の駕籠) の担ぎ手1人を出し、バスナーヤカ＝ニラメーに *Aḍukkuwa* を与える等の進物をするほか、神社の *Vaṭadāgē* 5ヤード分の修理を担当し、神社の補修一般に協力する⁽¹⁴⁰⁾。持分の名称はこの修理作業に由来するものであろう。ワラウエラの *Uḷuviyan Paṃguva* (天蓋持分) は、「四大節及びペラヘラ用の *Uḷuviyan Taṭṭuva* (天蓋の台座) または *Vaḍana Talātta* (タリポット椰子の葉の傘) を捧持する」ほか、神社用の木材の伐採と調製、*Vaṭadāgē* 5ヤード分の造築、バスナーヤカ＝ニラメーへの進物、*Diyokāpīma*⁽¹⁴¹⁾ への参列、*raja-heliya-bema* (?) の礼拝(?または役務)の執行、*Kaḥ Hiṭavīma* (祭柱建立)用の *Āsala Gaha* の植樹⁽¹⁴²⁾、を役務とする⁽¹⁴³⁾。*Talapatvaḍana Paṃguva* は「天蓋持分」の一部分をなすが、その意味は「タリポット椰子(*Talpata*)の葉の傘を運ぶ(*vaḍanavā*)」ことである。

以上を通観してまず気づくのは、神社の領主直営地が役務持分とは別の村落にあることであろう。ローリーはアラワトゥッガマに「役務を履行する借地人」が若干いる旨記しているが⁽¹⁴⁴⁾、ここには役務持分は存在しない。その人びととマパナワトラの第5－9持分保有者たちとの関係は、現在の資料の範囲では追うことができない。またこのような領主直

當地と役務持分との空間的分離が、神社領地について常態であったか否かは、さらに検討を要する事柄であろう。これに関連して指摘しておきたいのは、ハングランケタニパッティニ神社は寺社領地登記の段階で、従来同社が領地と主張していた土地のいくつかの部分については免税特権が認められず、従ってそれらは神社領地として登記はされなかったことである⁽¹⁴⁵⁾。そのことと前述の空間的分離とに何らかの関係があるのかも知れないが、資料の限りではそれは見出し難い。

次には同じ集落のなかで複数のしかも名称及び役務内容を異にする持分を保有する家がいくつかあることと、Ganemankadagē と Idisingē との2例ではあるが複数の村落にわたって持分を保有するらしい家のあることが、注意さるべきであろう。なお職業カーストと関係する Hēn-ayālāgē 及び Paṇḍitagē は、複数村落にわたっていても別べつの家である可能性がより強い。このことはバスナーヤカニラメーの神社管理を中心として、それに奉仕しつつ結びついている村落内の有力者群の存在を推測させるが、資料の限りでは確実な立論の根拠は与えられていない。持分保有者と役務負担者^{ベンガカーフヤー}とが一致する^{ニラカーフヤー}のか、それとも別であるのか、ふたつのばあい^{ベンガカーフヤー}が混在しているのか、といった疑問に現在の資料からは答えられない。また広義の役務持分の保有者たちが、そのほかに穀物税を支払う一般の保有地を持っていたか否かも判然としない⁽¹⁴⁶⁾。

ライアン氏は神社領地をカースト的專業及び分業の見地から評して、「過去を覗き見る窓」⁽¹⁴⁷⁾と形容したが、ここにみられたような若干の家への広義の役務持分の集中の事実や、そのような事態におそらく随伴したであろう他の諸関係の検討が可能となれば、「窓」の視界はさらに広がるであろう。

ところで、先の寺社領地登記委員に対するハングランケタニパッティニ神社のカブラーラの証言では、往時はすべての役務負担者^{ニラカーフヤー}が領主直管^{ムツアツトウワ}地の耕作に従事したのが今や廃れつつある、ということであった。しかしながら、役務の多様性からみると、カブラーラは狭義の Nila Pamguva 保有者もしくはその下の実際の労働従事者のことをのみ念頭においてい

た、としか思えない。狭義の役務負担者たちが領主直営地の耕作から遊離しつつあった、という寺社領地登記委員報告の伝える傾向は、マパナワトウラのそれらのみとその耕作義務を課され、他所の同類の者たちには及んでいないという事実がこれを証明している。そしてその傾向の拡大は、マパナワトウラに耕作義務を固定することで阻止されたのである。

以上寺社役務の具体例を1例ずつ示したが、役務の内容それ自体とともに、それが役務持分を含む村落の内外のどのような社会経済関係のなかで実現されたのかを知ることが、今後の研究課題となろう。

註

- (1) Robert Knox (1641-1720)。父はレヴァント貿易に船長として従事していたといわれる。1650年代半ばから、クロムウェルの反独占政策及び旧東インド会社とアツサダ商人団との対立混乱による東インド貿易独占権の崩壊に乗じて、父とともにインド貿易に進出した。1659年11月コマンデル海岸沿いに航海中暴風に遭ってスリランカ北東部のコッティヤルに避難したが、ここで同僚船員とともにウダ=ラタのラージャシンハ2世 (Rājasimha II, 在位1635-1687)の捕虜となり、1679年10月同僚1名とともに脱走して北西部アリップのオランダ商館に保護されるまで、19年6月17日をこの島で送った。彼は捕虜とはいえシンハラ人の村のなかで家屋と食物とを与えられ、帽子を編んで売ることもできたという拘束のゆるやかな生活を送り、そのうちに自分で土地を持って農業、果樹栽培、山羊・豚・鶏の飼育を始め、はては穀物の高利貸付から行商人としてひろく国内を旅するまでの気まがが許されていた。ノックスはオランダ人の手でコロンボからバタヴィアに送られ、そこからバンタムのイギリス商館を経て23年ぶりで帰国した。帰国の途次彼はウダ=ラタでの経験、見聞、観察を書き始めたが、これが東インド会社取締役ジョサイア=チャイルドの眼にふれて評価を得、さらに1牧師の協力により章節に編修され、王立学会の奨励をも受けて1681年 '*AN Historical Relation Of the Island of CEYLON, IN THE EAST-INDIES: TOGETHER, With an ACCOUNT of the Detaining in Captivity the AUTHOR and divers other Englishmen now Living there, and of the AUTHOR'S Miraculous ESCAPE..... BY ROBERT KNOX, a Captive there near Twenty Years.*' として出版された。これは異民族についての知識を熱心に求めていたヨーロッパの読書界で珍重され、独・蘭・仏訳が1689, 92, 93年に現われた。英語版はその後他書からの増補や他著への付録のかたちをもふくめて1705, 1817, 1818, 1877年と版を重ねた。1910年オックスフォード大学ボードレリアン図書館からノックスの後半世の自叙伝が発見され、これを収録した新版が1911年 '*A Historical Relation of Ceylon together with somewhat concerning Severall Remarkable passages of my life that hath happened since my Deliverance out of my captivity, edited by James Ryan*' としてグラスゴーで出版された。また1948年には

- ‘Robert Knox in the Kandyan Kingdom’ という抄録が E.F.C. Ludowyk 氏によって出された。その後独立後のスリランカの学界で再版の要望が高まり 1958 年 S. D. Saparamadu 氏の詳細な解題と Lyn de Fonseka 氏のノックス関係書誌とを加え、ボードレリアンで発見された草稿のうちの未発表の数頁をとりいれた新版がスリランカで刊行された。但しこれにはノックスの後半世の自叙伝はふくまれていない。筆者はこれの 1966 年再版本を使用する。
- (2) Knox, *op cit.*, pp. 80-81. この敘述の大部分は既に Pieris, *op cit.*, pp. 95, 97, 124 に引用されている。
- (3) Knox, *op cit.*, pp. 179, 180, 184, 185 参照。なお製鉄技術については *op cit.*, pp. 181-182 のほか、イギリスのウダ=ラタ併合の頃に軍医として勤務した博物学者の著述, J. Davy, *An Account of the Interior of Ceylon and of its Inhabitants with Travels in that Island* (Orig. Edn., 1821), Repr., Dehiwala : Tisara Prakasakayo, 1969, pp. 195-197 に詳しい。
- (4) Knox, *op cit.*, p. 183 (Pieris, *op cit.*, p. 112 引用). 釣針形のリディ貨のことは Davy, *op cit.*, p. 182 参照。ここには主としてオランダ人の鑄造にかかる銅銭についても記されている。なおスリランカの貨幣については H. W. Codrington, *Ceylon Coins and Currency (Memoirs of the Colombo Museum)*, 1924 がある。
- (5) 貨幣流通量の少ないことは Davy, *ibid.* にもみえる。
- (6) Knox, *op cit.*, p. 81. このほかにも貴族からの高級官吏登用のことを述べて、「……王は彼らに愛情と恩寵の大きな証しを示し……剣、小刀それに鉾槍を、そして最後には彼らの扶持料としてひとつまたはふたつ以上の村落を与える。その恩恵は、かつて王がこれらの村落から受領した収益いっさいが、えいまや王の官吏のもとなるということである。これらの村落は王がそれらを与た者の役務に必要な、あらゆる種類の技術と人と、例えば壺師と理髮師と洗濯屋からなっている。それに村落の能力に応じて一片の土地があり、村民たちはそれを耕作しそれに施肥し、彼の使用のために穀物を貯える」(pp. 94-95) と記す。この記事も Pieris, *op cit.*, pp. 60-61 に採られている。
- (7) *op cit.*, p. 91.
- (8) ノックスは寺社を ‘Vehar’ と ‘Dewal’ とに分けることを知っていたが、幾ずしも首尾一貫しておらず、両者を識別せずまたは両者に共通させて ‘Pagoda’, ‘Temple’ を用いる。‘Pagoda’ の意味、用例、語源その他については H. Yule & A. C. Burnell, *Hobson-Jobson A Glossary of Colloquial Anglo-Indian Words and Phrases, etc.*, ed. by W. Crooke, Orig. Edn., 1903, Repr., New Delhi: Munshiram Manoharlal, 1968, pp. 652 b-657 b 参照。
- (9) Knox, *op cit.*, p. 138. この敘述には「教会」という語の誤用、仏教寺院ではありえない「犠牲」や象の飼育についての不注意がみられる。多様な職員を配置するのもむしろ神^{デーヴァ・テヴァ}社であろう。
- (10) 「長老たち」と訳した語はノックスの ‘Tirinanxes’ で、‘Terunnānsē’ の訛った語。‘tera’ > Pāli, ‘thera’ (Skt., ‘sthavira’). は「長老」

- ‘unnānsē’は仏教の僧侶の敬称。‘Terunnānsē’とよばれるのは大戒(具足戒 Sinh., *Vpasampādava*)を受けてから10年以上の僧侶であるという。Codrington, *Glossary*, p.58.
- (11) この見解の当否は後に明らかとなるであろう。
- (12) Knox, *op cit.*, p. 140.
- (13) SCK., p. 67.
- (14) ‘Bima’は「土壤」, ‘Ma a’は「泥」, ‘Go a’は「陸」(「水」に対立する意味での「土」) または「山」・「丘」をそれぞれ意味する。
- (15) 田地は湿潤地帯(Wet Zone; *Tet Kalāpaya*)では‘De iya’という谷間の平地をなし、乾燥地帯(Dry Zone; *Viyāli Kalāpaya*)では‘Yaya’とよばれて貯水池灌漑による一連の耕地帯をなす。土地の物理的条件から来る利用形態上の区分については、Hayley, *op cit.*, p. 228; Codrington, *Tenure*, pp. 1, 7-8; R. L. Brohier, *Lands, Maps and Surveys*, Vol. 1, Colombo: Ceylon Govt. Press, 1950, p. 5; Angelika Sievers, *Ceylon-Gesellschaft und Lebensraum in den orientalischen Tropen-Eine soziogeographische Landeskunde*, Wiesbaden: Franz Steiner, 1964, S. 107 に略述があり、乾燥地帯のそれについての詳説が B. H. Farmer, *Pioneer Peasant Colonization in Ceylon - A Study in Asian Agrarian Problems*, London: OUP., pp. 45-50 にみられる。このような土地区分が歴史的にも溯りうることは Pieris, *op cit.*, pp. 48-49 で知りうる。なお湿潤・乾燥両地帯の境界は例えば年間平均降雨量75インチ(1,905mm)の等雨量線で引かれるが、より意味のある地理区分をするためには標高・地形その他の要素をも導入することが行われている。O. H. K. Spate & A. T. A. Learmonth, *India and Pakistan-A General and Regional Geography*, 1st edn, 1954, 3rd edn., Repr., 1972, Chap. 26, *Ceylon* (by B. H. Farmer), pp. 791-795, 810-822; Farmer, *op cit.*, pp. 3-6; Sievers, a. a. O., SS. 24-28 参照。
- (16) SCK., p.69.のちの諸資料では園圃と焼畑とは田地の付帯物件(appurtenance)として扱われる。焼畑についてドイリーは、「……密林は5年ないし14年の間隔をおいて肥料として伐り払われて焼かれ、エルヴィー(Elwi; Älvi)という稲や稗(Fine Grain)や棉、そして時には根菜類その他の蔬菜類が栽培される。2回かせいぜい3回収穫があると焼畑は放棄され、密林が再び繁茂するに至る」(p. 84)と述べている。小稿の対象外ではあるが現在の焼畑耕作の仕方、その制度上の問題点あるいは社会生活上の意味などについては、Colvin R. de Silva, *Ceylon under the British Occupation 1795-1833-Its Political, Administrative and Economic Development*, vol. 2 (1st edn., Repr.), Colombo: Apothecaries, 1962, pp. 355-356; Codrington, *Tenure*, p. 4; E. R. Loach, *Pul Eliya - a Village in Ceylon - A Study of Land Tenure and Kinship*, Cambridge, 1961, pp. 61-64, 289-295 参照。
- (17) SCK., pp. 67-68.
- (18) 国家機構として王、大臣(*Adhikarama, Adigar*)及びディサーヴァ(*Disava* 県知事)の下に、カースト及び身分別に特定の役務を履行させるために編

成された住民の集団を、イギリス人は部署 (Department) と称した。シンハラ語では *Vasama* (職務, 地位, 身分) 及び *Badda* (地代または租税^{レント}^{タックス}, その支払人たちの一団, かれらの居住区域) Pieris, *op cit.*, p. 289.) で表現される。王直属の部署については諸文献はその長官 (*Nilamē* 高官, 顯職) の名称を挙げる。詳しくは, 史料として *SCK.*, pp. 2-6, 11-27; Davy, *op cit.*, 112-118, 研究として Pieris, *op cit.*, pp. 14-18, 20-21, 181-187 参照。

(19) *SCK.*, p. 68.

(20) *SCK.*, pp. 68-69.

(21) その具体的様相については *CCP.*, vol. 1, pp. 189-211 所収の1832年3月16日付コールブルックの「強制役務 (Compulsory Services)」に関する報告が最良の文献であろう。

(22) 顕著な例を挙げれば1857-58年の寺社領地登記委員報告の, 次のような理解の仕方である。「カンディ政府のもとでは唯一の直接税は“Kath-hāl” (『天秤棒にかけた米の荷』)* であり, これは現物払いの穀物税であった。政府の官吏たちの誰に対しても給与は支払われなかった。反対に高級官吏たちは自分たちの任命について王にある額の金銭を支払い, そのかわりに, 彼らが任命することを許された下級官吏たちからは同じやり方で手数料を受取った**。政府の副次的職能はすべてさまざまな階級の人びとによって遂行されたが, 彼らはそれらを“rājakāriya”つまり彼らが保有する土地について, 王の封臣 (vassal) として負う“service”として履行したのである。」(C. O. 57/25, *TLCR.*, I, 1859 p. 5.) これは王の収入を穀物税, 任官手数料, 人身役務に三分するという考え方であろうが, 穀物税は「王役」の一部であり, 任官手数料は土地保有の体系とは無関係である。同様の誤りまた理解の不足は P. E. Pieris, *Sinhālē and the Patriots, 1815-1818*, Colombo: Apothecaries, 1950, p.91にもみられる。ただ王の収入という観点からすれば, ビーリスの説明は王領地収入や専売益金をも挙げているので整合的であるといえる。また Codrington, *Tenure* Chap. III; Colvin R. de Silva, *op cit.*, vol. 2, Chap. XIII の敘述はコーッテー王国からポルトガル領, オランダ領, イギリス領と続く役務制度を主軸に敘述したもので, ウダ=ラタ王国の役務保有制度にももちろん言及しているが, 当面本稿の参考にはあまりならない。

* 次註参照。

** 任官手数料を *Dākum* という。動詞 *dakinava* (見る) に派生する動名詞。

(23) *Kada* (pl. *Kat*) は ‘pingo’ (ポルトガル語の「滴」か?) と訳され, 「長さ約5フイート (1.5 m) のしなりやすい1本の木材で, 両肩にかけて運び, 両端に綱をかけて荷を支える。この語は全体一式, つまり棒, 綱, 荷物のいっさいをさして用いられる」(Codrington, *Glossary*, pp. 24, 28.). *Hal* は「米」すなわち脱穀した ‘paddy’ (粳米) をいう。この穀物税の納入義務は人民の所属する「部署」によって異なっていた。詳しくは, D'Oyly, *op cit.*, pp. 9, 12, 14, 16 参照。

(24) Pieris, *op cit.*, p. 95.

(25) *Paṅguva* を *Vasama* ともいう (Pieris, *op cit.*, p.39) とのことであるが,

これは田地と役務の部署との結びつきを端的に示す用語法であろう。*Pamguwa* 設定の本来の意義は、乾燥地帯の事例では、土地と水とに対する平等の機会・権利を保の障するための田地の配分にあつたらしい (Codrington, *Tenure*, pp. 63-65; Pieris, *op cit.*, pp. 236-240; Leach, *op cit.*, pp. 147-153, 157-165 参照)。10世紀頃には田地、園圃・焼畑の3種の土地をふくんで *Pamguwa* が成立していたという (Codrington, *Terure*, p. 3.)。なおひとつの *Pamguwa* の占有者が複数の家族から成ることは珍らしくなく、そのようなばあいには *Pamguwa* に対する権益は輪番耕作によって実現される分け前の形態をとるようである (G. Obeyesekere, *Land Tenure in Village Ceylon-A Sociological and Historical Study*, Cambridge Univ. Press, 1967, pp. 18-21 参照)。筆者のみた限りでは *Pamguwa* の満足すべき定義はないようである。

- (26) SCK., pp. 81-82.
- (27) SCK., p. 82
- (28) 詳しくは Hayley, *op cit.*, P. 236; Pieris, *op cit.*, pp. 50-53参照。
- (29) 通常は銅版に刻まれた勅令のことを *Sannasa* といひ (Pieris, *op cit.*, p. 307), 時に石刻の勅令 (*Galsannisa*) をも併称するものようである (Codrington, *Glossary*, p. 54.)。口頭で伝えられ *Ola* (パルミラ椰子の樹葉を加工して作った樹葉紙) に筆記される *Tuḍupata* と区別される。
- (30) ‘*Ninda*’ はサンスクリット語の ‘*nija*’ (「自己自身のもの」), タミル語の *nintam* (「自己自身の特殊な権利」, 「他の権利請求の及ばないこと」, 「不輸入特権」) に起源をもつらしく、ポルトガル人の土地台帳では ‘*foro*’ (「特権」・「大権」) のほか「法廷」・「地代」など多義) と訳し、国王と直接に関係する村落またはその一部分の所有者の領地を意味したという (Codrington, *Tenure*, pp. 8-9.)。‘*Ninda*’ の一般的語義は「固定せる」ということで、排他的占有に係る土地についての用語とされる (Do., *Glossary.*, p. 40.)。また一時的に贈与された *Ninda Gama* は *Saramāru* (改易) の語をつけてよばれた (Do., *Tenure*, p. 26.)。なお、筆者の印象では世俗領地の起源はかなり多様なもので、ノックスのいうように、王による貴族出身の官吏に対する土地とその住民への課役権との譲渡もあれば、いわゆる地方豪族の支配領域が王権によって承認されたものもあつたらしい。世俗領地については別稿で扱いたい。
- (31) D’Oyly, *op cit.*, p. 30.
- (32) Hayley, *op cit.*, p. 229.
- (33) S. Paranavitana, (ed.), *University of Ceylon History of Ceylon*, vol. 1, pt. 2, Colombo: Ceylon Univ. Press, 1960, Bk. V, chap. VII, S. Paranavitana, “*Civilization of the Period: Economic, Political, and Social Conditions*”, pp. 741-742 参照。
- (34) SCK., pp. 83-84; TLCR., I, pp. 14-15.
- (35) SCK. p.83; TLCR., I, p. 15. ドイリーは世襲役務負担者を「所有者^{プロプライエター}」の用語で表現し、TLCR., I はその追いつての事件がまれであることを力説する。
‘*Maruvena*’ は ‘*māru venavā*’ (「かわる」・「交替する」) の形容動詞未完了形で、TLRC., I の訳語は ‘*trasferable*’ である。なお王領地 (*Gaba:ā Gama*)

- については、役務負担者 (*Nilakāraya*) より上級の領民として持分保有者 (*Pamgukāraya*) の存在が指摘されている。 *Extracts from Memorandum by Mr. Sharpe, Asst. Govt. Agent, Badulla, dated 10th October, 1869* (STP., No. 11, pp. 26-28.); Pieris. *op cit.*, 53-55 参照。
- (36) TLRC., I, p. 15.
- (37) TLRC., I, p. 14; STCR., II, p. 370. なお 'Valavva' は世俗領地に固有のものであるが、寺社領地ならばこれは寺社の倉庫等に相当しよう。Brohier, *op cit.*, p. 6 には古来「労働を備蓄して、ひとつの耕作者集団が彼らの田地を季節ごとに集団として耕作する」制度が 'Mutte, ouva' (sic) とよばれるもので、この制度のもとで耕作者各人に割当てられた区域が 'Nila Panguva' (sic) であり耕作者が 'Nilakariya, (sic) であると述べている。これが著者あるいは著者への情報提供者の誤解によるものか、この術語の歴史的経過のなかでの意味の転換によるのかは筆者には判断することができない。著者がスリランカ農業地理学、農政学の第一人者であることからすれば語義の変化である可能性が強い。
- (38) SCK., p.82.
- (39) Codrington, *Tenure*, pp. 23, 24, 25; Pieris, *op cit.*, p. 56.
- (40) SCK., *ibid.*; Hayley, *op cit.*, pp. 233-234; Codrington *Glossary*, p. 17; Do., *Tenure*, p. 26.
- (41) 国家機関としての王と、王である個人とを区別したり、国家財政と王室財政とを区別したりする考えは魅力に富むが、そのような観点を導入するだけの実証的準備が筆者には欠けている。
- (42) A. Godamunne, *The Sinhalese of Government and the Law*, Kandy, 1949, quoted by Pieris, *op cit.*, p. 71, n. 154. (筆者はゴタムネー氏の著者そのものを入手しなかった。) なお筆者のいう「国領地」を *Kōraḷa Gamc* とよぶことは、Codrington, *Tenure*, pp. 26, 71; Pieris, *op cit.*, p. 25 にもみえる。
- (43) Codrington, *Tenure*, p. 26.
- (44) Evers, *Monks*, p. 4. *Vihāraya* = *Pilimagē* の用語例は A. Bareau, *La vie et l'organisation des communautés bouddhiques modernes de Ceylan*, Pondichéry: Institut français d'indologie, 1957, pp. 2, 4-11 にみられる。
- (45) シンハラ仏教の部派^{ニカヤ}と対応のカーストとについては、H. Bechert, *Buddhismus, Staat und Gesellschaft in den Ländern des Theravāda-Buddhismus*, Bd. 1, *Allgemeine und Ceylon*, Frankfurt am Main u. Berlin: A. Metzner, 1966, SS. 210-220; R. F. Gombrich, *Precept and Practice-Traditional Buddhism in the Rural Highlands of Ceylon*, London: Oxford Univ. Press 1971, pp. 307-317 参照。なおシンハラ仏教における *Nikaya* の意味は、「新発意のために独自の大成授与の儀式を行なう大長老をいただく僧侶の一群」(Gombrich, *op cit.*, p. 309.) であり、カーストによって規制された師資相承の系列以外には、教義と実践の面での相違や対立がある

わけではないといわれる。

- (46) この両寺院はともに数多くの僧坊^{パンナ}の集合体であり、その集合体を *Vihāraya* または *Par va* (支派) とよぶようである。英語では 'Chapter' または 'College' と訳される。アスギリヤ及びマルワッタについてはさらに、Hayley, *op cit.*, p. 540; W. Rahula, *History of Buddhism in Ceylon—The Anuradhapura Period*, Colombo: M. D. Gunasena, 1956, p. 197, n. 1; Bechert, a, a. O., S. 211; Gombrich, *op cit.*, pp. 34-35, 270; Evers, *Monks* pp.6-8; Dewaraja, *op cit.*, pp. 103-107参照。なお寺院の長老を現在は *Viharadhipati* というが19世紀の文献にはこの呼称は見当たらない。
- (47) *Dala a Maligaua* は「仏歯寺」と邦訳されている。その歴史、建築、職員、祭具、儀礼、規則についての包括的研究として、A. M. Hocart, *The Temple of the Tooth in Kandy (Memoirs of the Archaeological Survey of Ceylon, Vol. 4)*, London: Luzac, 1931 があり、詳細な文献考証をもってこれに批評増訂を加えたのが V. Goloubew, "Le temple de la dent à Kandy", *Belletín de l' Ecole Française d' Extreme Orient*, tome 32, Hanoi, 1932 である。Dewaraja, *op cit.*, pp. 143-144 は同寺の土地所有に注意する。なお、「仏歯寺」の儀礼についての最新の研究に、H. L. Seneviratne, *Rituals of the Kaudya State*, Cambridge Univ. Press, 1978がある。
- (48) *Diyava ana Nilamē* は語義は「水 (*diya*) を抱えて運ぶ (*va anava*) 高官」である。通常は *Diya Nilamē* と略称する (Hocart, *op cit.*, p. 11.)。ドイリーはこれを王の沐浴場 (*Ulpāngē*) の官名として紹介しており (D'Oyly, *op cit* pp. 199, 208-209.), Pieris, *op cit.*, p. 76; Seneviratne, *op. cit.*, pp. 27-28では宮廷と「仏歯寺」との双方にわたる職名とみている。
- (49) 信仰の重層性または複合性と称しうる現象についてはノックスが既に記述していた。Knox, *op cit.*, pp. 135-143参照。この点についての19世紀前半期までの所見としては、Davy, *op cit.*, pp. 168-170; J. E. Tennent, *Christianity in Ceylon; its Introduction and Progress under the Portuguese, the Dutch, the British, and American Missions; with an Historical Sketch of the Brahmanical and Buddhist Superstitions*, London: J. Murray, 1850, pp. 229-236 その他があり、テネントの著述は宗教的偏見のために頗る興味のある読み物となっている。最近の民俗学・宗教社会学・文化人類学の立場からの立論としては、Hans-Dieter Evers, "Die soziale Organisation der singhalesischen Religion", *Kölner Zeitschrift für Soziologie*, Bd. 16, Heft 2, 1964, SS. 223-233; Do., "Buddha and the Seven Gods: The Dual Organization of a Temple in Central Ceylon", *Journal of Asian Studies*, vol. 27, no. 2, 1968, pp. 541-550; Do., *Monks*, pp. 1-3, 28-31, 98-99, 102-107; Gombrich, *op cit.*, chap. 4; M. D. Raghavan, "Sinhalese Social System—a Sociological Review", *Spolia Zeylanica*, vol. 27, no. 1, 1953, pp. 197-211 その他がある。個々の非仏教的の神格の礼拝や祭礼の研究文献も既にいくつか発表されている。マハヌワラ四大神及びサマンについては Gombrich, *ibid.*, pp. 170-179 に考察されて

いる。サマンはヒンドゥー教の神ではなく、シリーパダの山の神と考える方が妥当であるらしい。

- (50) *Basnāyaka Nilamē* の語源的説明に筆者はまだ接していない。その性格は「政府と神社とのあいだの連絡機関」であり、下僚を任命し、神社に寄付された金銭の管理及び建築物の修理を掌る。パスナーヤカニラメーはゴイガマニカースト中の最高位のラダラ (*Radala*) の身分に属する者たることを要し、神社の受託者、その領地の領主として機能する。世襲ではなく、王または県知事 (*Disava*) の任命により任期は1年であったという (*Pieris, op cit.*, pp. 74-75.)。 *Kapurala* または *Kapuwa* はこれに反して、「神社の祀神と信者との媒体」であり、聖歌の朗詠によって禍福をもたらす能力があるとされる。カプラーは神社領地の領民でであり、日常は農業に従事する。ゴイガマニカーストの高位に属することを要し、この職は一般に世襲される。詳しくは、*VDNR.*, pp. 8-9; K. M. de Silva, *Social Policy and Missionary Organizations in Ceylon 1840-1855*, London: Longmans, 1965, p. 69, n. 4; Evers, *Monks*, pp. 34-43 参照。
- (51) Evers, *Monks.*, pp. 28-31 参照。
- (52) 最近の調査では1寺院あたりのビクの人数は農村地帯では3~4人、大都市でも10~15人がふつうで、特殊な修学の場合などでは数百人にもなるという (*Baureau, op cit.*, pp. 71-72.)。19世紀に関する数字は得られなかった。
- (53) いずれも書記的職務の従事者をいう。
- (54) *TLCR.*, I. p. 15.
- (55) *Ibid.*
- (56) 次章で述べるように、寺社の直轄地の統計がないために、かなり大まかな計算しかできないが、1870-72年の役務保有登記の結果から、寺社領地1件あたりの世襲役務持分の面積をとってみると次のような結果になる。寺院領地では1件平均18アムナ、最少はクルネーガラ及びアヌラダブラ両県の5アムナ、最大はラトナブラ (サバラガムワ) 県の113アムナ。神社領地では1件平均25アムナ、最小はアヌラダブラ県の3アムナ、最大はラトナブラ県の95アムナである。マハヌワラ (カンディ) 県だけをとると、寺院領地1件の支配する世襲役務持分の面積は平均8アムナ、神社領地17アムナであり、本文所引の報告の認識はこのような差異を反映するものであろう。以上の数値は *VDNR.*, pp. 28-29の表による概算である。また面積単位のアムナについては次章註 (59) 参照。
- (57) *VDNR.*, p. 25 では寺院領地の例示としてダラダー=マーリガーワ領を挙げている。
- (58) ダラダー=マーリガーワの職員群については、*Hocart, op cit.*, pp. 11-14; *Seneviratne, op cit.*, chap. 2, 参照。*Dewaraja, op cit.*, p. 144 によると、*Dodanvela* なる者が1716-37年のあいだサバラガムワのディサーワと、ダラダー=マーリガーワのディヤワダナニラメーとのふたつの職を兼ねていたという。これもマーリガワの「政治的」性格の傍証となろう。
- (59) *TLCR.*, V, VI, IV (C. O. 57/34, 36, 38-1863, 1865, 1867) の付表から計算した。なお四大社領の大半はマハ=ヴィンヌヌ神社領地、4割ほどがバ

- ッティニ神社領地である。
- (60) *TLCR.*, I, p. 18.
- (61) 独立後の土地保有制度調査委員報告では、ウダ=ラタの諸王は神社領地を随時利用しうる私的財産と考えていた、とまで断定している。*VDNR*, p. 6-7.
- (62) *SCK.*, p. 83. なお *Piḍavilla* は '*piḍenava*' より派生する動名詞のひとつ。なおドイリーの用語法における '*Temple*' は, '*a Temle of Buddha*' 及び '*a Temple of some Heathen Deity*' (p. 82.) なる表現が示すごとく, '*Vihāraya*' と '*Dēvālaya*' との双方を意味する。*Asvādduma* は *Dalupata* ともいい「稲作地 (Paddy Field)」として最近に、またはもとからの田地よりも新しい時期に、耕作されるに至った土地」(*Ibid.*) であり、その1人あたりの面積は小さい。*Leach, op cit.*, pp. 218, 220-223 に *Asvādduma* 形成の様態が述べられている。なお既設の田地の列から離れて新田を開くばあいには、これを *Arava* と称したという (*Codrington, Glossary*. p. 4; *Pieris, op cit.*, p. 121, n. 130.)。
- (63) 1818年末から1833年までのイギリス領セイロン政府の旧ウダ=ラタ王国領統治機関。詳しくは、P. D. Kannangara, *The History of the Ceylon Civil Service 1802-1833*, Dehiwala: Tisara Prakasakayo, 1966, pp. 111-119参照。
- (64) *TLCR.*, I, p. 7. なおこの記録の日付は *Pieris, op cit.*, p. 73, n. 160 によれば1825年10月30日。ムル=パングワハはおそらく田地の開墾時に設定された持分をさすものであろう。
- (65) *TLCR.*, I, p. 13. なお *TLCR.* の用語法では '*Temple and Dēwāla*' のごとく '*Temple*' はもっぱら '*Vihāraya*' の意味に用いている。
- (66) *TLCR.*, I, p. 11. '*maḷuwa*' は「囲い込み」, 「境内」の意。
- (67) *Ibid.* & n.
- (67 a) *Ibid.*
- (68) *TLCR.*, I, *Appendix E*, p. 54; II, p. 6; III, p. 6,
- (69) サタラ=コーラレーでは、ウダ=ラタ王国とポルトガルとの抗争時に住民が遺棄した土地を、王が功德のために寺院に寄進したので寺院領地が広大な面積を占めるに至ったという伝承があったという (*TLCR.*, II, p. 6.)。これが正しい記憶を伝えたものであれば、民間の寄進もまた戦災からの復興に際して、王役負担を回避するために行われた措置と考えられるかも知れない。
- (70) *TLCR.*, I, p. 16.
- (71) *Ibid.*
- (72) 報告はさらに、村の教育機関及び薬物についての知識の提供者、地域のさまざまな改良事業の援助者としてのビクの役割に言及して、「借地人たちに親切で思いやり深くするの、それが聖職者たちの利益になるからするというだけでない。一般にそうなのである」と指摘している (*Ibid.*)。しかし別の個所では、サーンギーカとして設定された寺院への遊行のビクの来住が、歓迎されなくなっている旨の指摘もある (p. 11)。このような態度を村民がとる一因は権力による強制的消滅に求めうるであろう。

- (73) 次章でこの問題に言及する。
- (74) *TLCR.*, I, p. 17.
- (75) 原文には 'the principal station' とある。これは領主たる神社の社屋の所在地の意味であろうが、バスナーヤカニラメーの邸宅に米を運送するばかりもあった。
- (76) *TLCR.*, I, p. 17.
- (77) これらは「もっとも重い、実際に唯一の重い地方的役務」(*ibid.*) であった。
- (78) *Ibid.*
- (79) *TLCR.*, I, pp. 17-18.
- (80) イギリス領セイロン政庁は沿海地域の統治以来アラク (*Arakku*: Arrack) 酒を重要な財源としていた。かつてのウダ=ラタ王国では醸造が禁止されていたが、イギリスの併合後にはアラク酒その他の酒類が搬入され、政庁の酒税増収策ともあいまって酒場が至るところに開かれ、飲酒の風習が急速に広がったという。Colvin R. de Silva, *op cit.*, vol. 2, pp. 468-470; K. M. de Silva (ed), *Letters on Ceylon 1846-50, The Administration of Viscount Torrington and the 'Rebellion' of 1848*, Kandy & Colombo: K. V. G. de Silva 1965, p. 16参照。
- (81) 「低地部出身者 ('low-country man')」とはコーヒー植栽企業の発展に伴って、沿海地域からウダ=ラタに進出して来た人びとのことで、Colvin R. de Silva, *Ibid.* によれば犯罪者や賭博師などをふくんでいた。植栽用地として国有地 (Crown Land) を買取った沿海地域出身のシンハラ人商人、官吏、弁護士などの小土民資本家たちもいたことはいうまでもない。
- (82) *TLCR.*, I, p. 18. ここでは具体例として、ある神社の領民であった洗濯夫がマハヌワラで就役中に、小さな田地1枚を残して世襲地を少しずつ売り払い、残った田地も他の村人たちに耕させて、自分はマハヌワラで洗濯と賭博とで生計を立てていたが、遂には寺院の強盗事件に関係して逮捕状が出たという話をのせ、これが「唯一の事例どころではない」と述べている。
- (83) コーヒー植栽企業の発展のなかで、道路建設が進み、人口も流入によって増加し、商取引の機会も増大したことが、当該地域における村落の閉鎖性も破ったであろうことは想像に難くないが、その過程の具体的様相や寺社・世俗領地の領主=領民関係への影響はまだ明らかにされていない。
- (84) *TLCR.*, I, p. 18.
- (85) *Paṇivīḍakāraya* (pl.-yō). *Paṇivīḍaya* は「伝達」の意。英訳語は 'messenger'. 'a petty headman' という解説が Codrington, *Glossary*, p. 44 にあり、Do., *Tenure*, p. 24 でも 'headman' とするが、それ以上のことは不明。おそらく領主の命令を領民に伝達する役割をもった領民上層であろう。
- (86) *Perahāra*. ヒンドゥー教神社の行列を主要行事とする祭礼で、シンハラ陰陽暦第4月の *Āsala* 月にマハヌワラで行われるもののがもっとも著名。1775年以来ダラダー=マーリガーワもこれに参加しているので、仏教の祭礼のごとく誤解されている。ペラヘラについては、H. L. Seneviratne, "The *Āsala Perahāra* of Kandy", *The Ceylon Journal of Historical and Social Studies*,

- vol. 6, no. 2, 1963, pp. 169-180; Do., *Rituals of the Kandyan State*, Cambridge Univ. Press, 1978, pp. 108-114; C. M. Austin de Silva, "Fetivals of Ceylon", *Spolia Zeylanica*, vol. 31, no. 2, 1969, pp. 366-369; V. Nanayakkara, *A Return fo Kandy*, 2nd edn., Colombo: (Author), 1977, pp. 49-58; Evers, *Monks* pp. 1-3 のほか、ベラヘラの解説書に R. Aluwihare, *The Kandy Esala Perahera*, 2nd edn., Colombo: M. D. Gunasena, 1964; M. B. Dassanayake, *The Kandy Esala Perahera*, n. d. がある。
- (87) *Satara Ma'galya*. (四大節) とは *Avrudda* (新年), *Nānumura* (灌頂), *Katti* (燈明), *Alutsal* (新穀) の祝祭をいう。
- (88) 祭礼時にその場に掛け布あるいは垂れ布をしつらえることをいうのであろう。これは *Hēnaya* の重要な役務とされる。
- (89) *TLCR.*, I, p. 19. 証言者の名は *Attānāyakamudiyansēlāgē Puñcīrāla*.
- (90) *Ibid.*
- (91) 以下の敘述は *GCP.*, pp. 810-815 による。
- (92) *Vikrama Bāhu* と称する王はボロンナルワ期の 12 世紀前半と末期, ガンボラ期の 14 世紀後半の 3 人を数えるが, ローリーはそのどれかは書いていない。*Dewenipetissa* (sic) となると紀元前であるから荒唐無稽というほかない。これは寺院の古さを主張するための虚構であろう。寄進者の王名は不詳。
- (93) ビクの名は, 1859 年現在でこの寺院に 23 年在職の *Ratanajoti Unnānsē*, 'Vā akepō ākumbura' という名称の田地を *Kīrti Śrī* 王から寄進された *Ratkohe Unnānsē* と, その土地を譲渡された *Talgahagoḍa Unnānsē*. そして *Yatinuvara* の *Huduhumpola* 寺院に住む *Ratukoho Kuda Unnānsē* の 4 人があがっているが, 彼らのあいだの関係は示されていない。
- (94) 通常この語は土地制度用語としては 'manor house' と英訳されるが, ウダ=ラタ王国の官僚の直系の子孫 (direct descent) と称しかつ非常に裕福である家族をも *Valavva* という (M. S. Robinson, *Political Structure in a Changing Sinhalese Village*, Cambridge Univ. Press, 1975, p. 61)。現代のシンハラ語では 'mansion', 'residence' の意。タルガハゴダには *Pahala* (「下」) 及び *Uḍa* (「上」) とよばれるふたつの *Valavva* があり (家系の概略は *GCP.*, p. 810. 参照), 他に来歴不詳の *Kavudepālālē Valavva* が役務持分保有者として現われる。
- (95) *Gedara* はウダ=ラタのゴイガマ=カーストに行われる一種の観念的な出自呼称。*Gedara* の名は通常の男方居住婚 (*Diga*) では父系的に伝えられるが, 妻方居住婚 (*Binna*) ではその妻の父から彼女の男子に伝えられるので, 出身地あるいは祖先の領地の観念が重要な契機をなすと考えられる。また旧王国における高貴の身分・官職に由来する *Vāsagama* の呼称も同様の方法で伝えられる (Leach, *op cit.*, pp. 96-97; Robinson, *op cit.*, pp. 17-18, 41-42.)。最近の社会人類学者の研究では *Gedara* 呼称と *Vāsagama* 呼称とを来源を異にする出自集団の名称として区別するようであるが, *Pieris, op cit.*, pp. 172-173 では *Vāsagama* の構成要素として出身地・領地の地名, 名誉称号

- (*Pa'abāndi*), *Gedara* 呼称の3種を挙げる。なお低地部(沿海地域)における *Vasagama* の意味については Obeyesekere, *op cit.*, pp. 14-17 参照。
- (96) タルガハゴダ寺院領地の第10までの持分に冠せられた *Gedara* (家) の名称のうち *Ratnayaka* は「サマン神社領地の管理人」, Hannas (< *Sannasasa*) は「勅許状」を意味してその身分を暗示し, Ratukoho は「赤い波羅密樹」, Doḍamdeniya は「柑橘の谷」を意味して地名を示唆する。他の名称のうち Harat は不明, Dullē は *Duḷula* (行者) の訛音で属格形であろうか。保有者名の方では, Loku (大) と Kuda (小) の *Ra ēmahatmaya* (国司) と *Kōrāla* (郡司) とは旧王国の地方統治機構に由来する官職の称号を, イギリスの政庁が土民首領に付与したものであろう。これらの称号に前に来る '*Talgahagoḍa*' は, 地名による *Gedara* 呼称で, 彼らはおそらく Pallē Valavva の一員であろう。Ratvattē Baṇḍā は前が地名に由来する *Gedara* 呼称, 後が「王子」の意で貴人の称号である(この人物のことは GCP. p. 781 にもある)。
- (97) キンマの葉40枚を *Bulatsurulla* といい, 新年その他の祭礼時などに長上に贈与する風習がある。
- (97a) 「副食」は GCP. の原文では '*curry*' '*curries*' である。
- (98) シンハラ陰陽曆第2月。4~5月または5~6月に当り, ブッダの誕生, 成道, 涅槃をこの月の満月の日のこととする。大戒授与式をこの日に執行する。
- (99) *Kuṁbuk* [*Terminalia glabra* (*Combret.*)] の誤記または誤植か? それならばシクンシ(使君子)科コバテイシ(古巴梯斯)属のひとつであろう。
- (100) *Valu Malgomuwa*, つまり房状の花束のごときものか?
- (101) 日常語では「病人の食事」。寺院用語ではビクが非時に摂る軽い食物 (Carter, *op cit.*, p. 212.) または飲料 (de Zoysa, *op cit.*, p. 829.)。
- (102) なお第7持分については, 期日を限定しないで, 上掲のものとは別に, 米2 *Nāli* 分の飯と副食3品とを朝昼に, *Gilanpasa* を夕刻に与える旨が記されている (GCP. p. 813.)。
- (103) GCP., p. 810.
- (104) ローリーはこの神社について特に記していないが, 寺院の守護神として祀られている小さい祠のようなものであろう。
- (105) *Ruppa*, *Ruppaya* とも綴る。Codrington, *Glossary*, p. 53 によれば, ししば石囲いをして旧道の交差点に建てられた樹蔭を作る木である由。
- (106) Raghavan, *Ceylon*, p. 167. また Codrington, *Glossary*, p. 44 に陶工を称する語として '*Paṇḍitaya*' を採る。'*Panditinne*' なる語形は筆者には不明。
- (107) 新月 (*Masēpōya*), 陽半八日月 (*Mase giya A'avaka Pōya*), 満月 (*Pasaḷosvaka Pōya*), 陰半八日月 (二十三夜) (*Pasaḷosvaka giya A'avaka Pōya*)。
- (108) 保有者名は「楽音」の意の '*Vādana*' に関連するかも知れないがさしあたりの不明。
- (109) Knox, *op cit.*, p. 10.
- (110) GCP., p. 321; H.-D. Evers, *Kulturwandel in Ceylon*, Baden-Baden: A. Lutzeyer, S. 116.
- (111) Davy, *op cit.*, p. 328; J. Forbes, *Eleven Years in Ceylon*, 2 vols.,

- London: Bentley, 1841, vol 2, p. 111. (*GCP. ibid.*)
- (112) *GCP.*, pp. 321, 322.
- (113) *GCP.*, p. 322 より。地名の綴字は上掲書のまま。
- (114) *GCP.*, pp. 322, 323. *Pattini Amma* は「母神パッティニ」の意。厨房での仕事は半年連続ではなく年間を通じての総日数の意であろう。神官の妻は別に *Pattini Amma* 職の担当を条件として、神社の直轄田地を終身保有していた。
- (115) *GCP.*, pp. 323-324, 378. 475-476, 521, 533-534, 900 より作成。単位は大部分アムナを採ったが、一部分エーカー表記のものはそのままにした。但し *op cit.*, p. 322 では持分の合計の数字のみではあるが、アムナで表記されていた。
- (116) この語は一般の辞書になく、Codrington, *Glossary*, P. 46 に上記の形でみられ、加工品を進上できない低位カーストの献納品とされているが、必ずしもそればかりではあるまい。Pieris, *op cit.*, p. 303 は '*Pāhidum*' とする。
- (117) 第3持分が「炬火」、第4-8持分が「旗」。
- (118) '*Dura*' の語義は '*Nila*' と同様に「役務」であるが、次に記す役務の内容から「執事」と記す。
- (119) *GCP.*, p. 533.
- (120) *Hamba* (= *Samba*) は〈米の一種〉(de Zoysa)。Vi は〈粳米〉。*Hamba-Vi* なる合成語は辞書類で見出せなかった。
- (121) *GCP.*, p. 475.
- (122) *GCP.*, p. 533.
- (123) *GCP.*, p. 323.
- (124) *GCP.*, pp. 475-476. 第10持分の役務は '*in mura at the wahalkada*' と表現されているが、'*Vahalkada*' ならば '*Kat Rajakariya*' と同義であり、意味がよく通じない。誤記ではないかと思われる。
- (125) *GCP.*, pp. 533-534.
- (126) *GCP.*, p. 476.
- (127) *GCP.*, p. 476. 代金納を認めるかのように書いてあるのは、1870-72年の役所保有登記の時期には既に、油が役務によらないでも調達できたことを反映している。
- (128) *GCP.*, pp. 476, 534.
- (129) *GCP.*, p. 476. 瓦を焼くための燃料と粘土とは注文者が負担する。
- (130) *GCP.*, p. 323.
- (131) *GCP.*, p. 476.
- (132) *GCP.*, p. 900. なお '*apullanava*' は「衣類を洗濯する」ことである。
- (133) *GCP.*, p. 476.
- (134) *GCP.*, p. 534.
- (135) *GCP.*, p. 534.
- (136) この語は '*catalogue*', '*inventory*' 意味する。マハヌワラ在住のパスナーヤカニラメーが保管する神社領地の経営に関係する何かの帳簿のことです。

もあろうか。

- (137) *GCP.*, p. 534.
- (138) *GCP.*, p. 354. *Navan* は *Navandanna* つまり鍛冶工の意味である。
- (139) *GCP.*, pp. 323-324.
- (140) *GCP.*, p. 521.
- (141) 「水 (*Diya*) を切ること (*kāpima* > *kapanava*)」の意でペラヘラの行事の一部をなす。*Diyakapana Ma'galaya* ともいう。儀礼の次第は現在のマハヌワラの事例ではあるが, *Aluwihare, op cit.*, pp. 7-8; *Raghavan, Ceylon*, p. 122; *Nanayakkara, op cit.*, pp. 50-51 に簡単に述べられている。
- (142) 同じく *Aluwihare, op cit.*, p. 6; *Raghavan, op cit.*, p. 120; *Nanayakkara, op cit.*, p. 50参照。
- (143) *GCP.*, p. 900.
- (144) *GCP.*, p. 12. 寺社領地登記委員へのカプラーラの証言では6人であった。
- (145) *TLCR.* II (C.O. 57/30, SP. II-1861), p. 12 によると同社は1859年の登記の際に *Ganneve Kōralē* において, 田地27.05アムナ, 園圃0.5アムナ, 焼畑37アムナの申請を却下されており, また *GCP.*, p. 12 によれば *Alawatugama* はもと全村悉く同社に属したという。1857-58年の登記の際の *Uda Hēvāheta* についての明細は *TLCR.*, I には印刷されていないので知り難い。
- (146) ここでわれわれを甚だ当惑させるのは *GCP.* 所収の各地の1881, 91両年の人口である。例えばコタゲピティヤで162人から77人へ, マバナワトゥラでは36人から33人への減少があった (pp. 475, 533.)。これらの数字が持分の数, 保有者の家の数, 役務の量などどう関係づけられるのかは, 資料の限りでは追うことができず, 示唆を与える研究も出ていないようである。
- (147) *Ryan, op cit.*, p. 204.

II セイロン政庁の寺社領地政策

イギリス領セイロン政庁のウダ＝ラタ寺社領地に対する政策は, 問題の展開の順序として, およそ次のような時期区分のもとに考察するのが便利であろう。

- (1) 1815年3月2日のウダ＝ラタ併合の布告(カンディ協約)から1830年代末まで。この期間は政庁の在地宗教保護政策が遅滞なく行なわれ, 不完全ながら寺社領地の登記が実施された。
- (2) 1830年代末(コリン＝キヤムベル総督)から1850年代半ば(ジョージ＝アンダソン総督)まで。この時期はキリスト教宣教師団体による政庁と「偶像崇拜」^{アイドワトリ}との結びつきに対する弾劾をもって始まり, 政庁

の在地宗教保護政策に一定の修正と定式化とがもたらされた。

- (3) 1850年代半ば（ヘンリー＝ウオード総督）から1860年代末（ハーキ
ュリーズ＝ロビンソン総督）まで。この時期の主要問題は政令1857年
第10号にもとづいて実施された寺社領地登記事業であった。
- (4) 1860年代末から1870年半ば（ウィリアム＝グレゴリー総督）まで。
この短期間の主要問題は政令1870年第4号にもとづく役務登記事業で
あり、これには寺社領地ばかりでなく世俗領地^{ニグガマ}も対象として含まれて
いた。
- (5) 1870年代半ば以降。役務登記以降の行政の課題は、寺社領地の管理
を適正に行ないうるための機関の設置とその運用の方法とにあった。
1876年の仏教寺院財産問題調査委員（Buddhist Temporalities Com-
mission）の任命と勧告、政令1889年第3号、政令1905年第8号、
政令1931年第13号という3次に及ぶ仏教寺院財産令（Buddhist Tem-
poralties Ordinance）の制定、の各段階を経過する。

以上の各時期、各段階の問題点は独立後の *VDNR*, pt. I. chaps. II
& IIIに概説されており、また上記(2)の時期については、K. M. de Silva,
Social Policy and Missionary Organization in Ceylon 1840—1855,
London: Longmans, 1965, pt. I, chaps. II & III が詳述している。
従って小稿では(1), (2)の時期を一括してごく簡単に主要な問題点のみを
指摘するにとどめ、(3), (4)の時期の現実の施策と政策論議とについて
は、前掲 *VDNR*. よりも詳しく扱うことにしたい。

1. 在来宗教保護政策の沿革とその批判

イギリス領セイロン政庁によるウダ＝ラタ王国領土の併合は、武力に
よる征服の結果としてではなく、イギリス国王ジョージ3世及び摂政皇
太子の代理としてのセイロン総督ロバート＝ブラウンリッグ（Robert
Brownrigg, 在任 1811. 10—1820. 1）と、ウダ＝ラタの住民代表とし

ての2人の大臣 (*Adikāram*, *Adigar*) 兼県知事 (*Disāva*) 及び8人の県知事とのあいだの協約により、ナーヤッカル王家を廃してウダ＝ラタをイギリス国王の統治下におくことが定められたことによる。それゆえにこのウダ＝ラタ併合の文書をく1815年3月2日の布^{ブロッグメーション}告^{サー}とも、〈カンディ協約 (*The Kandyan Convention*)〉ともよぶ⁽¹⁾。

この文書の第5条が有名な仏教保護条項であり、「これら諸県の諸首^{チー}領^フ及び住民によって信奉されるブッダ (*Boodhoo*) の宗教は不可侵なるものと宣言され、その儀礼、聖職者^{ミニスターズ}及び礼拝の場所は維持されかつ保護されるものとする」というのがその文言であった。なおこの協約のシンハラ語正文では宗教は「ブッダの教説と^{デーヴァ}神^{アーガマ}の信仰 (*budha śāsanaya da devāgama da*)」と明記され、英文の^{ミニスターズ}「聖職者」の対応語は「僧伽 (*Samghaya*)」のみであったが、「礼拝の場所」は「仏教寺院とヒンドゥー教神社 (*Vihārastana da devāla da*)」と列記されていた。これによってイギリスはウダ＝ラタのゴイガマ＝カーストを僧侶の出身集団とするシヤム部派上座部仏教、及びそれと結びついたヒンドゥー教を保護する義務を負ったのであった。

1817-18年の反乱の鎮圧以後においても、在地宗教に対する保護政策は踏襲された。1818年11月21日の布告は第16条の前段で「ブッダ教^{ブドフー} (*Budhoo Religion*) の聖職者ならびにすべての祭式と行列礼拝^{ブロッグメーション}⁽²⁾は、往時それらに示された尊敬を受けるものとする」旨を明記し、第17条では公私の職の任命の際の上納金を廃止する規定の例外として、寺社領地 (*Temple Villages*) の職は総督が任命したデーヴァ＝ニラメー (*sic., Dewe Nileme*)⁽³⁾ またはバスナーヤカ＝ニラメーの推薦にもとづいて駐在官 (*Resident*) がこれを行ない、推薦者は通常の上納金を収受する旨を規定した。

また、第21条は寺社 (*Temples*) の財産となっているすべての土地を免税とし、寺社領地住民のうち国王に対しても固定した無償の役務を負う者については、その役務を維持すること規定し、第30条では祭礼出仕義務を負う者及び寺社・首領に白布を納める洗濯業者について、無償役

務を存置する旨を規定した⁽⁴⁾。

このように政庁の在地宗教保護の内容は、宗教行事、寺社職の敘任、寺社財産への免税特権の付与、の三部面にわたって行われた。前二者は小稿の対象ではないが、政庁の敘任する寺社職については K. M. デ＝シルヴァ氏の研究を紹介しておく。それによると仏教の僧侶 (*Bhikku*) ではマルワッタ・アスギリヤ両寺院の大長老 (*Maha Nāyaka*)・副長老 (*Anu Nāyaka*) をはじめ、地方諸主要寺院の長老をふくむ16名、ヒンドゥー教の神官では、アスギリヤ管下の4地方神社のバスナーヤカ＝ニラメーのほか、1839年当時の記録から、ダラダー＝マーリガーワのデイヤワダナ＝ニラメー、マハヌワラ4大社以下25社のバスナーヤカ＝ニラメーが該当した⁽⁵⁾。

寺社領地の保護は1817－81年の反乱の鎮圧以前から政庁の方針としては確認されていた。1818年1月21日付のブラウンリッグ総督の詳述書には、寺社領地収入がその本来の目的に則して使用さるべきこと、寺社の営造物を常時修繕しておくことを誼い、政庁は寺社領地の面積と年収との査定を命じたという⁽⁶⁾。

叛乱鎮定後は、国家に対する役務を一般には負担しない寺社領地領民と、それを負担する通常村落の住民とを区別する必要が生じた。これは旧来の王^{ラージャカーリヤ}役を換骨奪胎して、政庁による道路工事などの強制労働に転用しようする政策によるものであったが⁽⁷⁾、ともかくもその区別の基礎として寺社領地の登記が行われることになった。

そのための最初の布告は1819年9月18日付で発せられたが、その要旨は、寺社職の担当者に対して1818年11月21日現在の寺社領地を12ヶ月以内に申告させ、税務担当司政官 (Revenue Commissioner) または政庁弁務官 (Agent of Government) が申告された土地を、同日の布告によって免税としうる寺社財産であると判定すれば、それとして登記した上で登記証を交付すること、上記の日付以後の寺社への寄進は事前に政庁の認可を受けて後行わるべきこと、登記証の提示のみが免税特権の十分な証拠とみなさるべきこと、であった⁽⁸⁾。この申告と登記の期限は1822

年はじめまで実際には延長されたが、それでも進捗せず、1822年5月21日付布告をもって改めて受理期限を同年9月1日まで延長するとともに、申告遅滞の理由を問い、前回または今回の布告に従って登記されなかった土地は、寺社財産として免税されない旨を特記した⁽⁹⁾。

しかしながら、それでもなお未申告の寺社領地が多く残ったので、1827年3月11日付布告をもって、1828年12月1日まで申告の受理期限を三度延長し、申告遅滞の理由を述べさせ、3回の布告のいずれによっても寺社領地として登記されなかった土地は、免税特権を失う旨が改めて謳われた⁽¹⁰⁾。

1819年9月18日付布告に始まる寺社領地登記の状況は、当時の関係者の証言をもとに、1857—58年の寺社領地登記委員によって敘述されている⁽¹¹⁾。それによると当時のカンディ諸県税務担当司政委員は、寺社職幹部の「無欠の人格」に「最高度の盲目的信頼」を寄せ、彼らが寺社領地として権利請求した土地のほとんどすべてに権利証書を交付したのであり、却下の事例はまれであったという。またこの時には高地つまり園圃と焼畑との部分については、登記した場合もあればなかった場合もあり、一定しなかったようである。なおこの時の登記簿に記載された土地は、ナーヤッカル王家の末期、1810年前後に作成されたとみられる耕地台帳 (*Hi Lēkammiṭiya*)⁽¹²⁾にも現われるので、寺社当局者は自分たちの権利の及ばない土地までは権利請求しなかったのであろうというのが、後の寺社領地登記委員の推定である。またこの1819年9月18日付布告にもとづく登記簿は、土地の名称と播種量面積のみを村落内の持分ごとまたは地目ごとにまとめて記しただけの簡単なものであったようである。

1829年10月に至り、ウダ＝ラタ地域の穀物税金納化⁽¹³⁾の作業過程で、旧寺社領地登記簿には重大な過失のあることが判明した⁽¹⁴⁾。具体的にいうと、第1には、現実に寺社財産であり王国期の耕地台帳^{ヒンレーカムミタイ}にもそのように登記されていた土地が、イギリスの政庁の下では実際にそうであったよりも小さな面積のものとして、時には異なる名のもとで、登記されていたこと、第2には「寺院の保有する世俗財産 (lay property

held by temples)』が本来の寺院財産として登記されていたこと、がその過失の内容であった。寺院保有の世俗財産とは、おそらく、ピダヴィッラやサーンギーカのように私設仮託された寺院と称するものへの寄進地をさすのであろう。

このような事実にもとづいて、政庁はカンディ司政委員会の勧告を容れて旧寺社領地登記簿を無効とし、多額かつ違法の免税を中止することにした。かくて税務担当司政官ジョージ・ターナー⁽¹⁵⁾による登記が1831年に始められた。彼はいったんは登記されていた寺社領地をも現地調査の結果によってしばしば取消したが、反面では寺社領地として認めた田地には必ず高地をも付帯させて登記したので、寺社領地の面積そのものはむしろ増大する結果になったという。ターナー自身の克明な調査は彼の多忙のためまもなくできなくなり、かなりの仕事を土民官吏に委ねたところが、その調査結果があまりに杜撰であったため、中央州(Central Province)⁽¹⁶⁾の8分の1たらずのところでこの登記作業は中断された。そして登記の試みはその後1840年代末まで放棄されたままであった⁽¹⁷⁾。

一方、寺社領地の内部における領民の役務給付については、1818年11月21日付布告にごく部分的な規定を設けたのみであったが、いわゆるコールブルック＝キャメロン改革のなかで、役務制度全体がより積極的な規定を受けるに至った。すなわち、1832年4月12日付の枢密院令⁽¹⁸⁾は、土地保有またはカーストその他にもとづく役務を国家に給付すべきことを規定した1801年9月3日付布告第4条⁽¹⁹⁾、及び1818年11月21日付布告の第21・30両条のうちの関係条文を廃棄し削除する旨を明確に規定したが⁽²⁰⁾、併せてウダ＝ラタの旧王領地、寺社領地及び世俗領地である諸村落の領民がそれぞれの領主、つまり国王、寺社、世俗領主に対して負う役務は上述の規定によって影響を受けないことが保証された⁽²¹⁾。この枢密院令は「王^{ラージャ・カーリヤ}役」の廃止を確定したものと普通には評価されるが、寺社及び世俗領主の領地については逆に「王役」の維持存続に法的根拠を与えたものであり⁽²²⁾、植民地支配の藩屏ともなった土民首領

層の在地権力基盤の維持という面からも、評価を改める必要があろう。

この後の寺社領地関係の法的規定としては、1834年8月9日付布告が、祭礼出仕義務の強制に政庁としては向後関与しないが、仏教徒の宗教的实践はひきつづき保護を受くべき旨を謳った⁽²³⁾。また1840年1月4日付の政令では、荒廃した寺社の領地に対しては政庁の課税権を復活すべき旨が規定されていたが、この政令は本国の枢密院における国王の裁可を、制定の日より3年以内に受けられなかったために廃案となった⁽²⁴⁾。つまりコールブルック＝キヤメロン改革以後は暫くのあいだ寺社領地政策にみるべき展開はなかったのである。

1839年にウエズリー派の宣教師スペンス＝ハーディ (R. Spence-Hardy) 著『イギリス政庁とセイロンの偶像崇拜』⁽²⁵⁾ が出版され、キリスト教徒の政治権力による偶像崇拜の保護が糺弾されるようになってから、事態は複雑になった。宣教師団体は政庁と寺社との関係を悉く断絶することを求めた⁽²⁶⁾。彼らはチャーチ＝ミッシヨナリ＝ソサイエティの事務局長ダンディソン＝コウツ (Dandeson Coates) を通して、植民地省事務次官ジェイムズ＝スティーヴン (Sir James Stephen, 1789-1859) と結びつき、宣教師団体の主張を植民地政策に反映させることに成功した。スティーヴンは1841年3月24日付の詳述書において、「いかなるキリスト教徒の政治権力 (Christian Government) も、愚劣たるのみならず明確に犯罪的とみなすことでわれわれが完全に同意している偶像崇拜を、黙認したりそれに積極的に参加したりすべきでない」という主張を展開した⁽²⁷⁾。これは彼の、従って彼の在任中の植民地省の宗教政策の基調をなす考え方であった。

セイロン政庁の在地宗教に対する保護政策への宣教師団体及び植民地省からの批判は、政庁内部に「カンディ協約」第5条の再解釈をはじめとするいくつかの問題を生んだ。それらを寺社領地問題を中心に整理すると以下になるだろう。すなわち、在地宗教保護には、① 宗教行事 (饗礼) への財政援助や政庁高官の参加、② 総督または政庁弁務官による寺社職の叙任状交付、③ 寺社の領地と領民とに対する権益の保

全、の三側面のあることが明確に意識されるに至り、①については政庁と在地宗教との関係を断つのは当然視されたが、②と③については問題はさほど単純ではなかった。

寺社職の敘任については、ステュアート＝マッケンジー総督（John Alexander Stewart Mackenzie, 在任1837. 11—1841. 4）の統治期の末年にはその停止が計画されていたが、彼が予定より早く召喚されたため、これは不発に終わった⁽²⁸⁾。

次のコリン＝キャンプベル総督はこれを踏襲して、「異教寺院の管理」つまり寺社職の敘任にはいっさい関与しない方針を採った。しかしながら、その結果として寺社領地の領民のなかに役務の給付を拒否する者たちが現われ、1843年にはビクたちから救済のための立法を求める請願が政庁に提出された⁽²⁹⁾。王（ここでは植民地政庁）による敘任なき寺社職は領民への課役権を欠くとする観念が、かかる事態を生んだものであらうと考えられた。政庁内部には前掲の③をそれ自体としては宗教と関係のない財産権保護の問題と捉え、②を③に従属する形式上の資格・権源の問題として処理しようとする考えが抬頭した。そのような意味では、政庁と在来宗教との関係は断絶しえなかった。しかし宣教師団体及び植民地省の側には、③の問題点は理解されなかった。植民地大臣は1844年3月27日付の総督あての公信をもって、寺社領地問題への処方を示すことなく、いわば一方的に寺社職の敘任を停止することを命じた⁽³⁰⁾。

このような状況のなかで、政庁当局者たちの案出した打開策は、寺社職の敘任を政庁から政庁の公認する民間機関に移管することであった。この案はウダ＝ラタの寺社がキリスト教会のような組織性を持たないという認識によるものであった。このような案にさらに寺社領地登記の推進及び役務の金納化のための措置を併せて、政令1846年第2号が制定されたが、この政令は提案された敘任のための機関がウダ＝ラタの仏教に組織を与えることになる等の理由で、植民地省当局の承認するところとはならなかった。1847年4月13日付公信をもって植民地大臣グレイ伯はトリントン総督（George Byng, 7th Viscount Torrington, 在任1847.

5—1850. 11) にこの政令の却下を伝達したのである⁽³¹⁾。

政令1846年第2号の不成立は寺社職の欠員補充を不可能にし、寺社領地領民の就役忌避に拍車をかけ、トリントン総督自身及び彼の行政参事会に寺社財産保護の必要を痛感させるに至った。政庁の在地宗教保護を宗教の問題としかみない植民地省当局と、宗教それ自体は保護すべき対象の一部分にすぎないとする政庁当局者との見解は平行したままであった⁽³²⁾。問題解決の必要はいわゆる1848年の叛乱⁽³³⁾を経て、政庁内部ではますます強く意識されるようになった。ビクたちからは窮状打開の請願が総督に寄せられ、行政参事会員のなかにも、財産権保護のために政庁による寺社職叙任の復活を可とする意見が抬頭した。彼らはマッケンジー以来の寺社職叙任停止を遺憾とした。そしてジェイムズ＝スティーヴンが1847年に辞任したあとの植民地省では、政庁当局者たちの見解への同情も現われていた⁽³⁴⁾。

なお、1849—53年に中央州政庁弁務官ブラー (Charles Reginald Bul-ler) がターナー以来中絶していた寺社領地登記を再開したが、これは一定の原則と現地調査とをふまえたものではなかったらしく、イギリスのウダ＝ラタ併合の数年前までは私人の保有地であったものを寺社領地に加えたり、併合以前にも最初のイギリス人による登記の時にも存在した証拠のない寺社に対して、権利証書が発行されたりしたといわれている⁽³⁵⁾。

2. 政令1856年第10号

1850年代に入ると、セイロン政庁の寺社職叙任及び寺社領地の権益保全をめぐる懸案事項は、急速に解決の方向にむかった。

寺社職についてはジョージ＝アンダーソン総督 (Sir George Anderson, 在任 1850. 11—1855. 5) が政庁によるなんらかのかたちの叙任状交付を再開する方針を固め⁽³⁶⁾、植民地大臣のパキンガトン (John Somers-erset Pakington) とその部下たちの支持をとりつけた⁽³⁷⁾。アンダ

ーソンの方法は、寺社職を土民首領層が大勢を決しうるように構成された選挙人団体によって選挙させ、政庁はその選挙の有効性を承認する旨を返すだけの証明書を交付する、というものであった。この証明書は寺社の財産に対する世俗的権利を付与するためのもので、宗教的権威を承認するためのものではなかった⁽³⁸⁾。アンダーソンによる寺社職敘任問題の解決策が定まったのは1853年半ばのことであった。

寺社領地の権益をめぐる問題については、次のヘンリー＝ウォード総督 (Henry George Ward, 在任 1855. 5—1860. 6) の時代にこれを処理する法的基礎と実務的基準とが確立した。中央州政庁弁務官パワー (Edmund Rawdon Power) が土地に対する課税権をめぐる政庁の「これまでの威厳を欠く立場と寺社の権利請求とを最終的に解決し、それによって本件を満足すべき基礎の上におくことの重要性」を説いて、総督の注意を喚起したのが発端となったという⁽³⁹⁾。

まず法律的には、「寺社領地登記令 (Temple Lands Registration Ordinance)」の名称をもつ政令1856年第10号 (Ordinance No. 10 of 1851)⁽⁴⁰⁾、をもって、従来の布告では明示されていなかった登記の手続きや形式が詳細に定められた。

この政令の制定の趣旨は、政令そのものの前文、及び1856年10月29日付でウォード総督から植民地大臣ラブーシェア (Henry Labouchere) にあてた説明のための書簡、及びこの政令にもとづいて任命された委員の第1回報告に対する総督の教書のなかに述べられている。前文及び大臣あて書簡を要約すると、政令の制定を促した事情は以下のようなものであった。

- (1) 寺社領地の登記と権利証書の交付とが1831年以来不完全なままで中断されている。(ウォードはブラーの登記再開の試みには言及していない。)
- (2) 寺社領地の免税特権が、登記証書の提示できない土地や、王国時代の耕地台帳 (*Hī Lēkammitiya*) には寺社財産として認められていたために穀物税の納入用の台帳には課税地として現われない土地、また

は誤ってそこに記入されている土地、にも及ぼされている。

(3) このような状況のなかで、寺社職にある者たちが土民首領たちの援護や献策のもとで、新たに獲得した土地や新たに開墾した土地を寺社領地と偽って脱税するために、国王の租税徴収権を守ろうとする収税官たちと寺社とのあいだに紛争が絶えない。

(4) 土民首領及び寺社職の側からは、1818年11月21日付以来の関連の布告の規定が順守されていないために不便や苦痛が生じる、という陳情がしばしば行われている。

つまり、寺社領地の所在と範囲とを確定して国王の課税権と税収を侵蝕しないようにし、寺社と政庁の官吏たちとの間の敵対感情をなくすることが、立法の趣旨として説明されていた⁽⁴¹⁾。

またウオード総督の時代が、コーヒー植栽企業の復興、道路建設の進展、鉄道敷設の準備、農業灌漑の振興、といった一連の経済成長政策をもって特徴づけられるところからも予知されるように、寺社領地政策もこれらの政策傾向と無関係ではありえなかった。両者の関連に言及した文書としては、間接的ではあるが、寺社領地登記委員の第1回報告に寄せた前述の教書中のウオード総督の次のような発言が挙げられる。

……寺社領地借地人 (Temple Tenant) は彼の権利と彼の義務とを知り、自らをそれらに順応させる。自由な土地所有者は彼の国王に対する負担の確実な限度を知り、それに従って行動する。しかし、自分の土地が寺社財産として権利請求されていて、しかもその権利請求が法的審査の対象となる時は、彼自身も寺社もともにそれを主張しえないと知っている者は、疑惑の雰囲気の中で生活しているものであり、それはあらゆる改良にとって致命的である。彼は自分の土地を売ることができない。彼はそれを抵当に入れることができない。そして、宗教的寄進によってのみ王^{マージヤカールヤ}役を免れていた時代においては寺社所有権の利益がいかなるものであったにしても、女王陛下の臣民すべてに平等の権利を保障するイギリス支配の下で

は、この動機はもはや存在しない。

中央州の土地が価値を増しつつある時に、紛争と訴訟とをひきおこすしかない状態に終止符を打つために、参事会が残された努力をすることを賢明にも決意したのは、これらの理由による。何となれば、カンディ時代においてさえ[今回の寺社領地登記と一筆者]同等の正確さをもっては登記されなかった、低い、つまり泥質の土地に対する権利は、一般には低地に付帯していた高地つまり^{ヘーナ}焼畑用の土地のある部分に対する権利を内包しているからである。…… (42)

植栽企業の用地が拡大する場合に懸念される寺社との土地権益の対立を回避し、住民の植栽企業進出への対応を準備し、そして明示的ではないが、植栽企業用地の供給源を確保すること、これらの配慮がウオードをして寺社領地登記令を制定せしめたいまひとつの動機であった⁽⁴³⁾。

寺社領地登記令の要点は、この政令の下で総督が1名ないし3名までの委員を任命しゴミツツヨナ(第2条)、「寺社領地免税特権の及ぶカンディ諸州のいづれの県内においても、すべての寺院及び神グイヘーレ社デーグアールに属し、または属するもしくは占有されると称される土地の境界を、その土地の性状如何にかかわらず、調査する」権限を付与し、かつそれを命じる(第7条)ところにあった。境界が不明確なばあいには、委員はそれを確認、決定、区画、固定するものとされ、そのように処置された境界は、寺社領地の免税の権利請求または境界や面積にかかわる寺社と政庁とのあいだの争議が生じた際の、公認の境界たるべきものと定められた(同)。

委員の調査は「寺院または神社に属し、または属すると称される……いづれかの土地に対し、またはそのなかに、なんらかの権利を有したまたは有すると主張するすべての者」の所定の書面による申告(第8条)⁽⁴⁴⁾、またはその口頭陳述を委員が前条の書式にあわせて筆記したのち陳述人または筆記者の署名を施した書面(第9条)を、利害関係者の從覽に供しかつ彼らの異議申請を許し(第10条)、必要に応じては利害の対立する当事者たちの宣誓尋問を行い(第13条)、さらに何人^{なんびと}に対しても喚問

の上で証言や証拠の提出を求める（第14条）、という手続きによって進められるものであった。但し委員は寺社と国王との間の主張の相違や紛争のみを調停するのであって、寺社と私人との対立に介入することはできなかった（第11条）。また寺社の土地所有権の証明は1840年2月1日以前の書面によって行われるべきものとされた（第12条）。

寺社領地の確認・区画が済むと、委員はその管理者に命じて垣根、溝、盛り土その他の標識を指定の場所に設けさせることができた（第18条）。登記簿は一定の形式を指定して、① 寺社の名称と所在、② 責任者名、③ 財産 (i) 名称と性状 (ii) 所在 (iii) 境界 (iv) 面積の概算 (v) 隣接の財産または所有者の名 ④ 提出された書面の性状、を記すものであり（第20条）、それには陸地測量部長官（Surveyor-General）が登記委員の申請によって作成する寺社領地の精密な実測図（第23条）を付して、政庁弁務官署に保管し、関係者の從覽を許すものとされた（第22条）。実測図は田地、焼畑、森林その他の利用形態または地目ごとに、10分の1のエーカーまで記入するという詳細なものであり（第23条）、測量の費用は政庁と関係の寺社との折半によるものとされた（第24条）。委員は寺社の請求に応じて、① 土地の性状、② 名称、③ 登記簿の整理記号番号を記入した登記証を交付し、これをもって免税特権の証明たらしめた（第21条）。

以上が全27条からなる「寺社領地登記令」の梗概である⁽⁴⁵⁾。一読判然とするようにこの段階では、寺社領地すなわち免税地と、国有地つまり政庁の売却可能な土地資源、または私人の所有地つまり課税地との境界を判然とさせることが調査及び登記の目的であって、寺社領地内部の領主と領民との関係までは調査の対象ではなかった。寺社領地登記の地目に領主直営地（*Mutteṭṭuwa*）と領民保有地（*Nila Pamguwa*）との別を記入しないことにもそれは反映していた。

3. 寺社領地登記委員の作業

最初の寺社領地登記委員となったのは、まずセイロン勤務20年の経験

をもつ中央州政庁弁務官 E=R= パワーと、^{プランター}植栽企業家から官界入りしたウオード総督の女婿 A=Y= アダムズの 2 人であり、そして 1859 年に W=W= ヒュームが追加任命された⁽⁴⁶⁾。彼らの第 1 回報告は既に何度も引用したように、シンハラ人の前近代社会についてこよなく貴重な資料を提供するものであるが、ここでは寺社領地登記事業の実務面の政策に即して第 1 回及びそれ以後の寺社領地登記委員報告をみることにする。

1857—58 年の寺社領地登記は現在のマハヌワラ (カンディ) の大部分とヌワラ=エリヤ (Nuvara Eliya) 及びマータレー (Matalē) にわたる地域で行われた。この間に以下の作業原則が確定された。

I. ウダ=ラタ王国最後の耕地台帳 (*Hi Lēkammiṭiya*), イギリス統治の最初期つまり 1819 年から 20 年代に作成された旧寺社領地登記簿 (old temple register), 及び後年の登記簿のうちジョージ=ターナー自身が完成した部分を今回の登記の基礎とする。

1. 上記 3 種の登記簿のうちの 2 種に現われない田地 (fields) は登記の対象としない。
2. これら登記簿のいずれかに、田地 (fields) と高地 (high lands) との双方が同一の権利請求の構成部分として登記されているばあいには、これらの田地の付帯物件として新たな高地を追加登記しない。
3. 1 村全体または 1 村のかかなりの部分が、付帯する高地を伴わずにそれらの登記簿のいずれかに現われるばあいは、当該地域における高地の田地に対する一般的比率を参照の上、相応する高地を寄進された田地の付帯物件として割当てて登記することができる。
しかし既往の登記簿に単一の田地のみが付帯物件を併記せずに現われるばあいには、追加登記は行わないものとする。

II. 廃寺社の財産として権利請求される土地は、それが地方の廃寺社ではなく、マルワッタまたはアスギリヤ寺院、ダラダー=マーリガーワまたはマハヌワラの主要神社のいずれかに寄進された確実な証拠がなければ登記されない。

Ⅲ．寺社職の在職者が、権利請求する土地の境界についての明確な証拠をふくむ、① 王による寄進、すなわち金石文勅令 (*Sannasa*) または認証を経た椰子樹葉文勅令 (*Tuḍupata*)、② 王の裁可を経た県知事 (*Disāva*) による寄進、③ 王または県知事の書面による同意のある私人による寄進、④ 旧王国期における租税及び役務免除占有の満足すべき証拠、のいずれかを提示しえなければ、免税地としては登記されない。

Ⅳ．寺社領地と称する土地の免税の権利請求の調査に当っては、定期的かつ継続的な耕作の決定的証拠がないばあいには、政令1840年第12号第6条⁽⁴⁷⁾の規定を準用する。

Ⅴ．寺社の権利請求の根拠となる文書証拠が、寺社への寄進を特記していないばあいには、その土地は免税地としては登記されない⁽⁴⁸⁾。

1859年末にケーガル (*Kāgalu*, *Kāgalla*) での調査時に補則が定められた。これはこの地方の1820年代の旧寺社領地登記簿が得られず、旧王国時代の穀物税課税地台帳 (*Kat Hal Hī Lēkam Miṭiya*) の訳者不明の英訳しかない、という状況のもとで定められたものであった。ここでは田地の免税特権については、金石文勅令または口頭伝承によって王役免除の立証可能なばあいにはこれを認めた。補則は免税特権を認められた田地の付帯物件としての高地に関するもので、文書証拠がなくとも前掲Ⅰ－3を準用して、一定量の高地に免税特権を付与すべき旨の規定が設けられた⁽⁴⁹⁾。また同じケーガルでは、公認され王役を免除されていたことの確かなピダヴィツラを、免税の寺院領地として登記する方針をとつたが⁽⁵⁰⁾、この方針を強行したばあいには遠隔地では、穀物等の献納と役務との双方を同時に失なうおそれのある寺院を生じることが判明したため、ピダヴィツラについての判定は個々の事態に応じて下されるものとし、明示的な規則を設けないこととした。これはアスヴェッドゥマつまり新たに開墾された田地が、ピダヴィツラとして私人から寺院に寄進されていた地域のあったことに対応する⁽⁵¹⁾。このばあいピダヴィツラは固定した寺院領地とはいえなかったのである。

以上を要するに寺社領地登記作業の重点の第1は免税特権の根拠の確認であり、第2はそこにふくまれる高地つまり園圃・焼畑用地その他の山林原野の限度を定めることであった。

後者について補足しておこう。田地と園圃とは通常それらの縁辺部で隣接するのでひとつの境界線のなかに納まるが、^{〜す}焼畑は相互に隔った小地片として散在するため、そのひとつひとつを測量するには地価以上の費用を要する。そこで実際上の処置として、「測量のために、以前に登記されていた^{〜す}焼畑の面積にひとしい土地区画が、すべてがひとつまたはふたつの群にまとまるように、それらを付帯する園圃及び水田に隣接して仕切られる」ことに委員たちの合意をみた⁽⁵²⁾。これによって既往の登記簿上の^{〜す}焼畑の面積は新登記簿においても確保されるであろうが、水源、自然の草木果実の採集場あるいは狩獵場として、寺社領地領民の日常生活に不可欠の資源を与えていたであろうかなりの土地が、彼らの村落から切り離されて国有地に編入されることになる。そしてこの土地部分は一定の条件下ではコーヒー植栽企業に売却される土地資源となるのである⁽⁵³⁾。

前者つまり免税特権の認定については、さしあたり、政令と以上の作業原則とによって、免税地として登記されない寺社領地が残ったであろうことを予知すればよい。その数値については後述するであろう。

登記のための調査実務は、いうまでもなく、より多くの免税地を確保しようとする寺社側と、免税地の範囲を証拠によって確定しようとする委員との攻防であった。寺社側は事実証拠を悉く秘匿し、1818年の土地所有状況を自分の知識にもとづいて証言しうる程の年輩の、公正無私な立場の証人たちは退けられ、領民たちには寺社と領民との利害の一致が鼓吹され、政庁による世襲^{ベツグ・エーニ}持分地接収の危険が教えこまれたという。

委員は一村落における諸権利請求の審理を始めるにあたりそれぞれ^{エスタブリッシュメント}の宗教機関の寺社職在任者の陳述をまず受付けるが、それは概して次のようなものであった。『権利請求された土地は、紀元前104年のワ

レガムバーフ王⁽⁵⁴⁾から1747年のキールティシュリー王⁽⁵⁵⁾までの間に君臨した、ある王から寄進された。金石文勅令(Sannasa)のあったことは承知していたが、それはいつのことかわからなくなっている。提出できる唯一の証拠書類はイギリスの政庁からの登記証書であるが、それでは寺社側が権利請求した土地の多くが、どういふわけか除かれている。寺社側はいまそれに対して権利請求するすべての土地の借地人たちによって、役務の履行を立証する用意がある。』

次には、権利請求されたいくつかの田地の借地人たち一人ひとりの証言であるが、……それは概して次のようなものであった。『私は自分の土地をかくかくの寺社から保有し、そこの寺社のためにしかじかの役務を履行してきた。想起こせば私の前には父もそれらの役務を履行していた(これは前述のように、土地が寄進されなかったばあいさえ、真実である。)し、私がほんの小さなこどもだった時に、祖父が役務を履行しに行くのに私を連れて行ったことをかすかに思い出す。(これは大抵のばあい虚偽であり、固有名詞を入れる空欄を作ってステロ版で印刷すればよさそうな、変りばえのしない証言の一般的な調子である。)]

寺社領地登記委員はこのような、「事態の真実を確認するために一歩でも踏み出さないことには、容易に固守しうるほどに単純であり、虚偽であっても反証することを困難ならしめるのに充分なほど漠然とした、物語の繰返し」を数日かかって聞く一方で、村人たちと親しく交わりながら、往時の消息に通じた故老を尋ねて、「事態の真相に至るなんらかの鍵」を得ようと努めた。その「鍵」の発見とともに調査が始まるが、「首領たちや聖職者たちの証言とは真向から対立し、自分がそのなかに住む社会集団の大きい部分の怨恨に身をさらす」ような証言を求めるのは、至難の業であったという⁽⁵⁶⁾。前節に述べた寺社領地登記の実務原則は、このような作業過程の所産であった。

寺社側の申請が却下されて免税地として登記されなかったのは、田地

のばあいには概して農民の世襲財産 (*Pravēṇi*) であり、それらは シュリー=ヴィクラマ=ラージャシンハ王統治期に、王役強化を忌避して寺社に寄託されたものであった。廃寺社領の田地は、もとの寄進者の嗣子が権利請求の根拠を立証すれば還付された。却下された高地は大抵は田地の付帯物件として権利請求されていたもので、漠然とした伝承のほかは文献証拠も状況証拠も得られないような、大きい^{ヘナ}焼畑の列や森林地帯であったという⁽⁵⁷⁾。

寺社領地登記の結果は第9回までの報告書に詳しい数字をもって表示されている。表は4種あり、各回によって多少の異同はあるが、それぞれ次のような内容のものであった。

第1表 地域⁽⁵⁸⁾ごとに、免税地の権利請求1件ごとに寺社名を挙げ、田地と高地とのそれぞれについて、登記された土地面積と却下された土地面積とを *amuṇa-pāla-lāha* (*kuruuṇiya*) の播種量面積⁽⁵⁹⁾をもって表わす。

第2表 第1表の要約で、寺社名を省き、地域、権利請求の件数、田地及び高地別の採否双方の播種量面積を掲げる。

第3表 却下された田地について地域別にその年間収穫量⁽⁶⁰⁾、その価格⁽⁶¹⁾、政庁の穀物税の見積りを示す。(TLCR., II はこれを欠く。)

第4表 TLCR., I では、却下された焼畑が陸稲 (? hill paddy) を産するばあいの穀物税、及び森林の地価の見積り⁽⁶²⁾を示す。TLCR., III, IV, V, VIII, IX では当該報告年度の調査のための支出の費目と金額及び却下された土地からみこまれる、あるいは売却によって生じた政庁収入の金額を掲げる。この表は TLCR., I では第5表となり、X は登記終了以降の残務整理の報告なので、第4表しかのせていない。以上のほか TLRC., II, III, V には測量ずみの寺社領地の表、III には売却された土地の表がある。

別表「寺社領地登記の結果」は TLCR. の第2表をもとに VDNR. が現今の県 (*Distrikkaya*; District) 別に書き改めた表⁽⁶³⁾を修正の上転載したものである⁽⁶⁴⁾。

ウダ=ラタ寺社領地考

寺社領地登記の結果

(単位はアムナ)

現代の District 名	旧地域区画名	登記された 田地の面積	申請面積 に対する 登記率%	登記された高 地(園圃、焼 畑)の面積	申請面積 に対する 登記率%
Mahanuvara	Harispattuva Ya inuvara Uḍunuvara Uḍapaḷāta Tumpanē Pāta Hēvāhāṭa Uḍa Dumbara Pāta Dumbara Uḍa Bulatgama Pāta Bulatgama	1313.500	59.16	6679.383	35.66
Mātalē	Gaṇḡālē Laggala Mātalē Vagapa- ha Kōraḷē Mātalē North Mātalē East Mātalē South	604.900	46.93	1054.400	15.71
Nuvara Eḷiya	Uḍa Hēvāhāṭa Kotmalē	222.025	58.54	320.000	24.25
Ratnapura	Sabaragamuva	2090.375	60.09	6234.825	32.98
Kāgalu	Tun Kōraḷē Satara Kōraḷē	1246.725	69.27	3985.400	75.50
Badulla (Uva)	Badulla	2183.650	70.86	5749.258	51.62
Anurāhapura	Northern Province (Nuvara Kalāviyā)	251.175	98.82	1.000	0.10
Polonnaruwa	Eastern Province (Tamankaduwa)	11.000	7.77	0.000	0.00
Kuruṇāgala	Sat Kōraḷē	4831.900	56.53	8067.600	48.75
Puttalam	North-Western Province (Halāvata, Puttalam)	10.000	8.20	60.500	42.97
Mātara	Southern Province (Hinidum Pattuva)	13.425	77.49	123.825	46.51
総計		12778.625	59.90	27978.941	40.97

4. 寺社領地登記の効果及び問題点

前節所掲の別表にみたように、ウダ＝ラタ地域の寺^{グイハーラヤ}院及び神^{デーヴァーラヤ}社の領地は、田地^{クンブル}については申請総面積の6割近くが免税特権を認められたのに対し、高地^{ワツタ}（園圃・焼畑・森林）については6割近くが逆に申請を却下された。

申請を受理され免税特権を認められて登記された部分については、寺社の土地所有権と領民に対する役務の課徴権とが公的に保証されたことになる。これは別の観点からすれば、前章で述べた、1840年代に始まると推定される一部地域における役務保有制度の解体消滅の傾向を阻止し、ないしは逆転させ、領民に対する寺社領主の權威と強制力とを法的に承認したことになる。このような側面について、寺社領地登記委員の報告に証言を求めてみよう。

ビンテンナ＝サマン神社 (Bintänna Saman Dēvālaya) の例

「神社^{テンブル}そのものは非常に荒廃した状態にある。その業務は永年にわたり、非居住のバスナーヤカ＝ニラメーの怠惰、及びその神職^{オフィサー}と、^{ニツカーラヤー}權益を完全に無視されてきた役務負担者たち、つまり神社^{テンブル}の^{サーヴァント}備役人との間で、たえまなく起こる紛争のために管理不良であり、他方神社の収入は、主要神職たちの私利のために恥かし気もなく流用されて来ている。^{ニツカーラヤー}役務負担者たちが、^{テンブル}神社とのいつさいの関係から解放され、彼らの土地が政庁に租税を納めさせられることによって、大きな利益を収めたであろうことは疑いない。しかし、デーヴァーの権利は争う余地のないものなので、この状態をどうすることもできなかった。権利請求された土地の大半は神社財産として登記され、免税されねばならなかった。」⁽⁶⁵⁾

ルフヌ＝マハ＝カタラガマ神社 (Ruhunu Maha Kataragama Dēvālaya) の例

ここでも登記委員は「管理不良」と神職が「収入の経理において私益と富強増長しか考えない」傾向とを批判し、神社の桎梏から解放されて政庁の税務官吏のもとに移される方が、村民にとって幸福であろうと感じながら、田地とそれにみあう面積の高地とを神社領の免税地として登記した⁽⁶⁶⁾。

クルネーガラにおける登記の一般所見

「……われわれの審査の結果は、サト＝コーラレー及びその他の周辺諸県における権利請求の非常に大きな部分の却下とはなったが、それでもなおわれわれの調査は、それが寺社職在任者たちに寺社の権利の行使についてより精力的な行動方針を採るように促がし、証拠を調査して探し出すように仕向け、それによって寺社領村落の資源と給付すべき上納または役務の価値とについて、従前彼らが有したより以上に完全な知見を彼らが得たという効果をもったがゆえに、寺社の権益にとっては有利であった、と評してよい。いくつかの事例では、役務不履行の借地人たちは寺社当局者の課する緩やかな条件で彼らの土地の保有を維持したいという願望を示し、さもなくば寺社の金庫には入ることがなかったであろう滞納分を支払ったばあいもあり、暫くのうちに、上納と役務とは登記された土地については過去多年にまさる規則性をもって給付されるであろうと思われる⁽⁶⁷⁾。」

クルネーガラ県ヘーヴァーヴィサ郡 ^{コーレー}モラティハ村の例

「この村の人びとは彼らが寺社の桎梏とみなすところのもののからの離脱を切望して、私（W=W=ヒューム）あての度重なる申請に加え、政庁にもこの問題について請願した。しかし彼らの土地は実際に寺社のものであると確信したので、私は彼らに即時救済の希望は何も与えなかった。他の土地のいく人の借地人たちもまた、マホメット教徒⁽⁶⁸⁾であるため、ヴィハーラヤではなく政庁のもとで土地を保有することを許されたいという、非常に強い願望を表明した⁽⁶⁹⁾。」

これらの敘述は、寺社領地登記がその業務担当者たる委員たちの私的な意向や希望に反して、登記された領地における寺社の前近代的領民支

配を助長する効果を持つに至っていることを、率直に表現している。

却下された土地のうちの田地及び陸稲を栽培する高地部分については、おそらく登記手続きの完了の後に政庁の穀物税徴収が開始されたことであろう。穀物税の増収は *TLCR* の試算によれば、約5,470 ポンドになる⁽⁷⁰⁾。却下された田地、つまり免税特権を認められなかった寺社領地の田地については、① 穀物税の納付者は寺社領主なのか、それとも世襲役務持分地の所有者なのか、② 持分地保有者は租税を負担した上さらに寺社への役務を負担することになるのか、という問題が生じる。①は登記委員の決定すべき事項ではないが、ブレイブルック及びヒュームの意見では、領主直営地 (*Mutteṭṭuwa*) 及び非世襲の役務持分地については納税者は寺社職在任者とし、その他は借地人が寺社職在任者の納税に同意するばあいを除き借地人とすべし、ということであり、②についても紛争の解決は裁判所の所管事項であるとして見解の表明を避けつつ、大半の事例では、納税することになった^{テナント}借地人たちは寺社領地登記申請の却下とともに、寺社の役務課徴権は消滅したの^{テナント}として就役を拒否していた、と述べている⁽⁷¹⁾。却下された田地とその付帯物件としての園圃・焼畑における権益関係がどのように推移したのかは、今は答え難い問題であるが、大筋としては、寺社を領主とする役務保有制度はこの部分では崩壊したとみてよいであろう。

却下された高地の取扱いについては、最初はその土地の^{テナント}借地人たちの永年にわたる占有の事実を配慮して、売却は少くとも1～2年は待つように、というのが登記委員の政庁に対する勧告であった⁽⁷²⁾。しかしその配慮の必要がないことがわかった1860年からは、却下された高地の測量と売却が進められた⁽⁷³⁾。それらが主としてコーヒー植栽企業の用地のためであったことは、売却された土地がコーヒー園に隣接していたこと、ある^{デ・ヴァー・ワヤ}神社のバスナーヤカニラメーにコーヒー栽培の適地に対する権利請求を取下げさせたことが特記されているところからも、明らかであろう⁽⁷⁴⁾。

以上のように、寺社領地登記の効果は、登記された部分における寺社

領主権の公認と強化、却下された田地部分における役務関係崩壊の促進、及び高地部分への植栽企業用地の進出、という多方面に及ぶものであったが、この段階ではまだ役務の種類、内容、給付の形態にまで立入った調査と調整とは行われなかった。また寺社領地のうちの領主直営地 (*Mutteṭṭuva*) 及び当座持分地 (*Māruvena Pamguva*) からなる領主直轄地 (*Baṇḍāra*) と、役務を負担する領民の世襲持分地 (*Pravēṇi Pamguva*) とは登記簿の上では分離されなかった。また登記された土地の実測図は、測量費用の半額を支払った寺社には交付されたが、それを負担しなかった寺社には交付されなかった。実測図を交付されなかった寺社領地については、国家 (Crown) と寺社との権益関係の調整が後に問題となるが⁽⁷⁵⁾、それは小稿の範囲外の問題である。

5. 「農奴制」批判論の展開

アンダーソン総督による寺社職敘任問題の決着と、ウォード総督による新たな寺社領地登記事業の開始とののちにも、キリスト教宣教師団体による政庁の在地宗教保護政策への批判はやむことがなかった。そして政庁の内部にもそれに同調する官吏たちがいた。また島民のキリスト教への改宗に熱心ではないまでも、人格と信教の自由の立場から在地宗教の社会経済制度に対する批判を加える人びともあった。キリスト教徒の政治権力による偶像崇拜支持の可否というすぐれて宗教倫理的な問題を、協約義務の遵守と財産権の保護という世俗的な問題に変換してそれなりの解決を与えた政庁に対して、宣教師とその同調者たちは、改めてその世俗財産の様態を問い、それが協約義務として保護に値するか否かに批判の焦点をあてるようになっていた。

問題提起者はイギリス国教会の牧師としてコロomboにいた C=B=ボーク (Charles Barcroft Boake) であった。アンダーソン総督の一定範囲内での寺社職敘任復活の方針をめぐって国教会内には分裂を生じたが、ボークは断固たる反対派として一貫した人物であった⁽⁷⁶⁾。そのボ

ークが1855年に政庁と在来宗教との結びつきを糾弾する著書を刊行し、そのなかで寺社領地の役務保有制度を批判したのであった。

寺社領借地人 (temple tenants) に求められる役務の多くは、想像がつくように、キリスト教徒にとっては、彼の良心を侵害せずには履行できないものである。サー＝ジョージ＝アンダーソンは牧師団から提出された建議書に答えて、「明確な方向は、借地人たちがそこでは良心へのいつさいの侵害を免れるであろうような、他の土地を求めることである」と述べている。しかし、記憶を超える往古以来祖先たちが耕し続けてきた土地を放棄するのか、それともこれらの土地を保持するのを許される条件として、偶像崇拜の礼拝行列や儀式への参加を甘受するのか、という選択に彼らをさらしておくことが、全イギリス臣民の享受すべき良心の自由と両立するとはまず思われぬ。土民たちにキリスト教を受容させる誘因として現世的利益を提供すべきでないことは世の認めるところであるが、現世的性格を有する何らかの直接の障害物が彼らのキリスト教徒への改宗を阻げるのを不必要に許しておくことも、もとより支持されえない⁽⁷⁷⁾。

しかしこの問題はさしあたってはただの指摘以上の展開をみせなかった。

寺社領地役務の具体的な内容・様態は、寺社領地登記の段階では問題とならなかった。それがどのような事実経過のなかで立法・行政の課題として浮上してきたのかは、筆者の手持ちの資料では克明には跡づけることができないが⁽⁷⁸⁾、ボークに表明されたような役務保有制度への批判の底流がキリスト教界や官界にあり、それがロビンソン総督 (Sir Hercules George Robert Robinson, 在任 1865. 3-1872. 1) の一連の経済及び教育開発政策の立案の過程で表面に現われものであったらしい⁽⁷⁹⁾。

総督の関心を寺社領地役務の問題に向わせたのは、サバラガムワやクルネーガラ等に官吏として勤務した経験を持ち、1848年以来役務保有制

度への批判論文を書いていたという ミットフォード (Edward Ledwich Osbaldeston Mitford)⁽⁸⁰⁾が、退官後にロビンソンに送った書簡に始まるようである。この書簡は寺社領村落 (temple villeges) とりわけ デーヴアラヤ 神社領地の「農奴 (serfs)」の法律による解放の必要を訴えたもので、寺社領民の役務を存置させた 1832 年の枢密院令を批判し、村落領主 (Ganlat : Gamladdā) の専横や政庁の法律が「農奴」圧迫の武器となっていることを批判し、制度全体を激しく攻撃したものであった⁽⁸¹⁾。

1868 年 8 月から 69 年 5 月までロビンソンは休暇を得て帰国していた。この時彼はミットフォードに、役務保有制度の問題点の指摘と採るべき対策とについての意見とを求めた。これに対してミットフォードは前後 2 通の建議書を与えて積年の主張を展開した。

ミットフォードは寺社領地つまり '*Vihāragama*' と '*Dēvālagama*' 及び世俗領主の領地すなわち '*Nindagama*' の土地を、それぞれの領主に何らかの役務を給付するという条件で保有する人びと、シンハラ語では広義のニラカーヤー (*Nilakārayā*)、英語では 'Temple Tenant' とよばれる人びとを、特に定義や論証を与えずに「農奴 (Serf)」と規定し、役務保有制度を「農奴制 (Serfdom)」として特徴づけた。⁽⁸²⁾

カンディ諸州の農民層の大きな部分がそのうちに抱えられている農奴身分 (serfage) の状態たるや、絶対奴隷制 (absolute slavery) を唯一の例外として、道德的、物理的及び政治的弊害を伴なうことこれに過ぎるものは考え及ばないのである。われわれはカンディの農奴に求められる課役を列挙してもよいが、しかしわれわれはみたことがなくとも、その弊害が社会制度の心臓部に食入っている腐蝕の程度は容易に想像しうる。そのもとでは人間は土地とともに売買されること、従って、それは人間の品性を墮落させるものであること、そのもとでは農業と工業とは抑制され、不道德と訴訟とが助長され、いっさいの改良は阻止され、圧制は合法化され、キリスト教は禁止されること、を知れば充分である⁽⁸³⁾。

ミットフォードは「農奴制」を人間性と産業開発の対立物としてみるにとどまらなかった。彼は「農奴が無条件で彼らの緊縛スローラゲムより解放される絶対的権利」と、「役務保有者の永い慣行からする時効による賠償請求権」とを主張し⁽⁸⁴⁾、イギリスの政庁には「農奴制」維持の法的義務もなければ、「不道德なこと」を法に定め、後継者をそれに縛りつける権限もない、と断じた⁽⁸⁵⁾。

しかし彼らの「農奴」解放論は一般的な理念や心情のみに帰せられるものではない。サバラガムワに偏り、従って寺院領地よりもむしろ神社領地とことに世俗領地の事態に多く着目したと思われるが、事実関係の批判に立脚していた。彼はまず寺社及び世俗領主の領地内における権利関係を問題にし、「村落の施与は王の恣意的行為ではあるが、しかしこの施与は、カンディ諸県でムッテットゥフイーアド田地（人が住んでいなかった田地）とよばれるものの10, 15, 20エーカー分に対する権源と、村の住民たちから雑役労働ミーフル=サーヴィスを徴発しかつこれらの田地の耕作を強制する権利とのほかは、村の土地に対するいかなる権源をも伴わなかった。住民たちはもちろん依然として自分自身の土地の自由保有権者であり、かつ常に自らをそのように考えてきている⁽⁸⁶⁾」と結論した。つまり領主に対しては直営地（*Muttetṭuva*）の所有権と領民への課役権とを認めるにとどめ、領民の持分地に対する自由保有権を主張したのである。この立論は領主権設定の公文書や慣行調査の分析にもとづくものではなく、また世襲役務持分地（*Pravēṇi Nilapaṅguva*）と当座役務持分地（*Māruuena Nilapaṅguva*）との区別をしないなどの不十分な点をふくむが、領主権の具体的内容や領民の土地に対する権益の性格は、イギリス領セイロン政庁の法制においても明確に規定された問題ではなかったのである⁽⁸⁷⁾。

このように「農奴」は本源的に自由保有権者であるという認識が成立つならば、その解放は役務の廃止によって達成されるであろう。ミットフォードは役務の廃止を、現在行われている役務制度の特徴とその批判、その是正から廃止に至る道程、そして廃止の客観的可能性、及び殊に神社領地における廃止の当為性、といったさまざまな視角から論じ

ている。

役務の様態については、彼はそれが「耕作者、職人または雑役夫として、ひとりの人が他の人のために履行しうるあらゆる役務」からなり、
デンプル サーヴィス ムフツツトウツア
 寺社では礼拝式の執行、直営地耕作、建築、不寝番、舞踊にわたり、世俗領主はそのほかに自分自身や親類縁者の「私的な仕事」にも「農奴」を使役する、というやや不正確な説明しか施していない。しかし彼は各種各様の役務に共通する特徴として、「正當に課徴さるべき諸役務の記録はほとんど存在せず、それらの取立ては恣意的であり、ロード領主の寛赦と農民の叛服とに依拠して変る」ことを挙げ、役務が無限定でありその内容や量に客観的基準のないことを指摘する⁽⁸⁸⁾。法的に役務が固定されておらず、不履行の際の罰則の定めがないという「制度の不確定性」は、役務をめぐる紛争の裁判における諸決定の矛盾と、判事の個人的先入見または彼自身「村落の保有者」たる証人の慣行についての証言への依存とを導く。結果は不正義の加重である。しかも裁判にかけられることは、その判決の如何を問わず、農民には破滅的な金銭上の負担を強いることになる⁽⁸⁹⁾。

役務の不確定性は、ウダ＝ラタへの植栽企業の進出によって、弊害の度をさらに強めた。ミットフォードは次のように述べている。

本島への資本の導入以来、土民の社会的地位における変動は非常に大きく、彼らのあいだでの土地財産の譲渡はより頻繁となっている。こうして、その土地保有者たちが農奴である村が第三者に入質または売却され、本来の被施与者は自分の家屋を保持したままで、土地と農民の役務とに対する権利を購入者に譲渡することが行われている。多くの土地はこうして本来の保有者の家族からプロクサー、ブルガー⁽⁹⁰⁾、事務職従事者などに譲渡されている。これらの人びとは職業上エスタート所領から離れて住まざるをえないが、それにもかかわらず、農民たちを雑役サーヴィス労働のためにコロンボまたはどこか彼らの住む場所の家に、そこまで50マイルはあろうが、いつでも来るように強制する権利があると主張している。何人かの当事者がひとつの所領の合同抵当権者となり、

各自が役務を強要したければ時と所に構わずそれらに対する請求権を主張する、というより深刻な弊害すら存在する。パドッラ、ラトナブラ、ケーガッラその他カンディ地方の官庁所在地の裁判所に照会すれば、このような訴訟では原告が勝訴していることがわかるだろう。しかし明らかなのは、この行為が農民と土地との結びつきを絶つことによって、農奴を家内奴隷に変えるということである⁽⁹¹⁾。

しかしながら、この植栽企業の進出に伴う社会経済変動は、ミットフォードによれば、同時に役務制度の廃止を可能にする客観的条件ともなっていた。彼は1832年4月12日の枢密院令が強制労働の廃止を王領・寺社及び世俗領主の領地に及ぼさなかったことを、大きな政策的過誤として、初めのうちは非難した⁽⁹²⁾。しかし彼はまもなく評価方法を変えて、枢密院令の原則は強制労働の廃止であり、私領地についてはこの原則の適用が免除されたのではなく延期されたのである、という解釈を示す。1832年当時それらの領主たちは金銭収入源をもたず、「農奴」の役務に依存していたが、「われわれのコーヒー植栽業者たちによって本島にイギリス資本が注入されて以来……司祭者をふくむ士民上層階級は、彼らの土地、物産、労価の価格騰貴によって、かつて夢想もしなかったほどに裕福となり、いまや役務労働を雇傭によって調達し、彼らが従来この野蛮な制度のもとで農奴から徴発していたものを金銭で得るのに、困難はまったくない」状態になっている。役務制度廃止の時節到来というのが、彼ら見解であった。⁽⁹³⁾

またキリスト教と役務制度とは両立しえないことをミットフォードも力説するが、それも異教の寺社役務が改宗を阻害するというだけのことでなく、「公民権の剥奪」つまり人格的な拘束と「信教の自由」とは強制労働制度のもとでは存在しえない、という自由主義的主張をもふまえてのことであった⁽⁹⁴⁾。この点は前掲のボークの主張にも共通して認められるところであった。

ミットフォードの達した結論は、1868年来の段階では、神社領地にお

ける役務の無条件全面廃止と、寺院領地及び世俗領地における有償廃止とであった⁽⁹⁵⁾。しかし翌年初めには、すべてを即時無償廃止するという案に改め、そのための政令案の前文まで起草してロビンソンに与えた。

ミットフォードの方針転換の理由は、① 「農奴」解放という公共の善は領主の私益に優先する、② 政庁による役務の金納化は領主と「農奴」との双方を敵に回すことになり、彼らが結束して政庁に反対すれば、役務制度の廃止はますます困難になる、③ 寺社領地及び一部の世俗領地は既に免税となっているので、役務の金納化は政庁に直接の収益をまったくもたらさない、④ 役務は恣意的に課徴されていたので、補償の基礎が明確でない、というものであった⁽⁹⁶⁾。なお、彼は自発的な^{サーヴィス}奉仕までは禁止しない方針であった⁽⁹⁷⁾。

ミットフォードの書簡より後、建議書より前に、総督参事会の国王法務官 (Queen's Advocate)⁽⁹⁸⁾ のモーガン (Richard Francis Morgan) が、灌漑及び教育と並ぶ重要な改革として寺社領地役務の廃棄を主張した。モーガン案は役務金納化を希望する^{テナント}借地人が少額債権裁判所に申請して金額と納期とを定めてもらうもので、いったん金納化するともとの役務に戻しえないものとされていた⁽⁹⁹⁾。またカンディ県判事ベリック (T. Berwick) は、役務不履行の領民とそれに土地からの追立てをもって対処しようとする領主との法廷闘争が、件数は多くはないが頻発しており、裁判所が領民の世襲土地保有権を原則として認めているという状況をふまえて、「自由な労働及び産業を個人の行為に対する腹立たしい拘束から解放する」ことと、「司祭者及び首領たちの手中に現在する不当かつ危険な民衆への影響力を除去する」ことを目的として、役務の金納化による一定期間後の買戻しと全廃を提案した。彼は役務が「大抵は非常な負担となる抑圧的なもの」で、「絶対的自由保有の権利を請求し、世襲的役務保有……すなわち強制労働を免れようとする役務借地人の側における闘争が常に存在する」と観察している⁽¹⁰⁰⁾。サバラガムワの政庁弁務官も、同県の世俗領地における領民の窮状にかんがみて、代役金制度を導入することを提案していた⁽¹⁰¹⁾。

6. 政 令 1870 年 第 4 号

前節で述べたような諸意見を受けてロビンソン総督は「農奴制の状態に終止符を打つことを目的とした立法」の方針を固め、1869年8月24日付の詳述書にその構想を開陳した⁽¹⁰²⁾。それは一方では財産権と他方では宗教的寛容及び個人的行為の自由と両立するような仕方で、いっさいの役務を確定しかつ規制しようとするものであった。つまり役務金納化による就役義務の買戻しまでを構想したミットフォードやモーガンよりも後退したことになるが、ロビンソン案の策定がいかなる事情のもとで行われたかは審かでない。

詳述書に示された構想は次のようなものであった。

1. 役務に対する権利請求の内容を確定する。その方法としては、① 各県に権利請求を登記する委員を^{ロビンソン}において、② 寺社及び世俗領主に役務の内容を詳記した役務持分地の一覧表を一定期間内に届出させ、③ ^{サーヴィス=ベンダ}その複本を持分保有者たちにも一定期間内に示す。③ さらに一定期間内に以上の権利請求に対する抗告がなければ、それは既定事実とみなされ有効なものとして登記されるが、④ 異議を生じれば委員が調査して最終決定を下す。⑤ 委員は人身役務の課徴される地域を限定する権限を有する。
2. 人身役務の滞納は1年分以上は回収できないものとする。
3. 世襲持分地 (*Pravēni Pamguva*) 保有者は就役するかわりに、代役金を毎年支払うことを認められる。その金額は委員の仲裁によって決定する。代役金を労働力価格の変動にあわせて調整するか、永代固定するかは改めて検討する。
4. 当面必要なのは上記3項であるが、さらに進めば、世襲役務持分地保有者が首領の同意を得て保有地を買戻す便宜を与えることも、検討することになる。それは「すべての土地の保有条件を^{アニユフ}国王のもとに^{クワウン}同一化する」ことを目的として立案されるであろう。

最後の世襲役務持分地の買戻しについてはさらにその対象を、① 政庁への穀物税支払いを免除されている寺社領地及び一部の世俗領地、② 世襲役務持分地部分について、政庁には穀物税を支払い領民からはその代りに上納を受取っている世俗領主、③ 穀物税支払い義務はあるが当主が官職についているために免税されている世俗領地、に細分して、政庁が買戻し資金を領民に貸与することもふくめて詳論している。

ロビンソンはその後9月22日の立法参事会においても、ミットフォードらの文章からの引用をとりまぜながら、イギリスの支配後半世紀にしてなお「農奴制 (predial serfdom)」が残存するのは「われらが統治の悲しむべき汚点」であるとして、領主の既得権益を尊重しながらも、役務の確定と規制とを行なう方針を改めて宣明した⁽¹⁰³⁾。なおこの両次の方針の表明に当り総督は、本国の裁可を得られなかった政令1846年第2号にその政策史的起点があることを指摘した。しかし「農奴制」をキリスト教に対立するものであるとまでは述べなかった。

総督の提案に対してこれを不可とする議論は政庁内部からは出なかったようであるが、部分的な批判や修正意見がなかったわけではない。もと中央州政庁弁務官ブレイブルックは、世俗領主及び寺社職在任者が役務負担者^{ルーフヤ}を圧迫することによる弊害は誇張された伝聞であるとして、借地人が領主の不当な取立てに対して申立てる苦情よりも、所有者が訴える役務調達強行の困難の方がはるかに瀬度が高いこと、概して所有者及び寺社当局者は借地人を寛大に扱い、後者は求められる役務を喜んで履行していること、そのようなばあいには代役金への転換は必要がないことを指摘した。彼は役務の代役金への転換には賛成であり、そのためには例えば領主側の権利請求には人身的性格のものと直接の出仕や手労働を要しないものとを詳しく書き分けること、領主が領民の無知に乗じて不当に利益を挙げえないように、領主の権利請求は領民たちに政庁側から口頭で直接個別的に伝達し、彼らの賛否を記録すること、領主の旅行への随伴のごとき居村外での人身役務は禁止すべきことを提案した。そのほか、10年不履行の人身役務の廃止、代役金額の永代固定を示唆し、

さらに、僻地では代役金のための貨幣を獲得するよりも直接の労働給付の方が容易であるという事情に、注意を喚起している。

ブレイブルックは役務持分地の買戻しには難色を示した。その理由には、領主階級が存在が大局的には有益であるという判断もあったが、より根本的には、田地・園圃・焼畑にまたがる保有地のすべての買戻しについて規定を設ける必要があることと、代役金は概して穀物税よりも低廉であると考えられるので、領民側に買戻しの利益がないことがあった。彼は就役義務の買戻しの成否の要諦は、政庁がそのために領民に融資する用意と、そうするだけの価値があるか否かにあると論じ、実施には寺社職在任者や世俗領主とその嗣子の同意を要すると述べている⁽¹⁰⁴⁾。

バドゥツラの政庁弁務官補シャープ (William Edward Thompson Sharpe) は、① 旧王領地の役務持分地をも登記の上しかるべき条件でその随意借地人に与えること、② 地主が借地人を圧迫するのと同じく瀕繁に、地主も不正直な借地人に欺かれていること、③ 代役金額は永代固定せず地主にも進歩の分け前を与えること、を進言した⁽¹⁰⁵⁾。

このような論議を経たのち、1869年11月17日の立法参事会に「寺院領地、神社領地及び世俗領地の土地の世襲借地人によって給付さるべき役務を確定し、これらの役務の金納化について規定するための政令」草案が上提された⁽¹⁰⁶⁾。前文では、1832年4月12日の枢密院令で留保された強制労働は王領村落では廃棄され、なお行われているものは私的役務の性格が強く、当植民地 (the Colony) の統治体制に相反し、その進歩改良を阻むおそれがあるので、金納化を奨励することが望ましい旨が述べられているが、「農奴制」云々の措辞はまったくみえない。政令案に反対する請願書がアスギリヤとマルワッタの両寺院の僧侶、ダラダー＝マリーガーワのデイヤワダナ＝ニラメー、主要神社のバスナーヤカ＝ニラメーから2回にわたって提出された⁽¹⁰⁷⁾。また立法参事会ではムットゥ＝クマールスワミー (Muttu Coomaraswamy) が詳細な反論を展開した⁽¹⁰⁸⁾。しかしながら政令草案はわずかな修正を経たのみで、1870年1月12日に立法参事会を通過した。総督は政令案が実質的な修正なく通過

したことに満足の意を表明し、政令を「1832年の政令が未完成のままに残したアーチのいただきに冠をのせただけのもの」と評した⁽¹⁰⁹⁾。

政令1870年第4号「役務保有登記令」(Service Tenures Ordinance)の内容を以下に述べる⁽¹¹⁰⁾。

政令第2条は用語解説のかたちをとって、対象となる物権と人格との構図を示す。それによると村落内の田地の持分(Pagmuva)は、「^{ランブル}寺社または^{ニンダガマ}世俗領地所有者に対する一定の役務の履行を条件として、1人またはそれ以上の保有者によって保有される、寺社領地または世俗領地の村落内の土地の^{フロッグメント}配当または^{シェア}持分」である「世襲持分(Praveni Pangu: Pravēṇi Paṅguva)」と、「1人またはそれ以上の随意借地人によって保有される、寺社領地または世俗領地の村落内の土地の配当または持分」である「当座持分(Maruvena Pangu: Māruvena Paṅguva)」とに分けられる。前者の永代(in perpetuity)保有者を「世襲役務負担者(Praveni Nilakaraya: Pravēṇi Nilakārayā)」, 後者の随意借地人を「当座役務負担者(Maruvena Nilakaraya: Māruvena Nilakārayā)」とそれぞれ称する⁽¹¹¹⁾。そしてそれぞれの保有者からそれぞれの保有地の代償としてかつそれらの保有地に即して、役務を請求する法的権利を有する者が、世俗領地では「世俗領地所有者(Nindagama Proprietor)」, 寺社領地では「寺院領地所有者(Wiharagama Proprietor)」及び「神社領地所有者(Dewalagama Proprietor)」である。つまり領主を「所有者」とし、就役義務を負う領民を世襲及び当座の「保有者」として関係を整序しており、ミットフォードが唱えた世襲役務負担者の持分に対する自由保有権は認められていない。

政令の主文はまず本政令実施のために総督は特定地方に1名ないし3名までの委員を任命することを規定する(第3条)。委員の業務はまず^{コミッショナー}村または地方の^{ヘッドマン}首領及び寺社領地と世俗領地の世襲または当座持分の^{プロップ}所有者^{イフター}に対して、各自の世襲及び当座持分の一覧表を提出させ、個々の世襲持分については、所有者と保有者との名及び給付さるべき役務の性状と程度とを詳細に列挙させること(第7条)、現地において両種の持分

の当事者と利害関係者とを喚問して、上述の諸事項及びそれらの役務に相当する代役金の年額につき審理の上で最終決定を下すこと（第8、9条）、世襲持分には番号を付し、所有者と保有者との名、役務の性状と程度及び代役金額を詳記した一覧表を登記簿に作成し、署名の上政庁弁務官署に送付すること（第10条）であった。また委員には人身役務課徴の時と所とを確定する権限が付与された（第13条）。

役務を代役金の支払いをもって替えることは、世襲役務負担者から委員、またはその任務終了後には政庁弁務官への申請にもとづき、委員または政庁弁務官がその旨の命令を発することによって行いうるものとされた。ひとつの世襲持分に複数の世襲役務負担者がいるばあいには、16才以上の者の過半数の合意が必要であった。金納化は持分を特定して行われる。代役金額は役務登記後3年未満の期間内の金納化の際には登記簿どおりとし、3年以後は時宜に応じて調整ができた。但しいったん下された金納化の命令は最終決定であって、申請当事者でなかった者や将来の行政・司法上の処置にもその効力が及ぶ。代役金は持分について所有者に支払われる‘head rent’とみなされる（第14・15条）。役務の代役金への転換は先述の登記簿に記入されるものとされた（第17条）。金納化について所有者の意思を問う旨の規定は設けられていない⁽¹¹²⁾。

以上が役務保有登記令の主要部分であるが、その他では、世襲役務負担者からの人身役務滞納分に対する課徴権の時効を1年、代役金滞納分に対しては2年と定め、10年不履行の役務または代役金は原則として所有者の請求権を失わせるとする規定（第24条）や、役務または代役金の不履行に対しては、所有者は役務負担者の追立てをすることはできず、裁判所に提訴して救済を求むべきこと、及び、損害賠償の方法はまず持分の収穫物の差抑えと売却とによるものとし、それができなければ当該役務負担者の動産の処分により、最終的には役務または代役金の給付義務つきでその持分を売却して回収すべきことを定めた規定（第25条）、が重要であろう。

役務保有登記令は以上のように役務の内容と量との確定、その貨幣換

算額の算出、それにもとづく金納化の役務負担者のみの意思による実現可能性の保証、その他の役務負担者のための保護策を規定したが、代役金額の算出の具体的方法については規定を欠き、また世襲役務負担者の持分とそれに付帯する役務の買戻しについては、その可能性さえ示唆されなかった。この政令の起点となった「農奴解放」の主張は完全に斥けられたといっても過言ではない⁽¹¹³⁾。役務労働の金納化が可能になったというだけで、世襲役務負担者の身分はそのまま残された。政令は役務持分^{ニツベングツ}の土地、その所有者、役務の内容と量、代役金額にわたって確定登記し、役務不履行に対する最終的救済措置を裁判所による持分の売却におくことによって、むしろ「農奴制」に法的な承認と保障とを与えるような構成となっている。個々の世襲役務負担者は持分を売却すれば、寺社または世俗領主に対する少くとも直接の役務給付義務を免れることができるが、それはその持分の購入者が義務を継承するだけのことであった。役務持分が「農奴」の義務及び身分とともに譲渡可能な物権になったのである。そして同時に留意したいのは、当座持分については領主側の申告と委員による実情の調査以外に特段の規定なく、いわば不問に付されている⁽¹¹⁴⁾ことと、立法技術的には当然のことながら、領主直営地部分^{ムツアツトウツ}の用益の形態や方法についての配慮がなかったこととである。これは随意借地関係が政令の関心の対象の外におかれたことを示すものであり、寺社及び世俗領主の土地所有はこの点で役務制度の維持に加えて二重の保障を受けたことになる。

7. 役務保有登記の実施

政令1870年第4号の実施のためにロビンソン総督は地域を特定して16人の委員^{コミッショナー}を任命し、さらに全体の委員としてディクソン (John Frederick Dickson) を発令した⁽¹¹⁵⁾。役務保有登記は1872年に終了したが、それによって確認された寺社及び世俗領地の件数ならびにそれらのうちの世襲役務持分の播種量面積は、別表「役務保有登記の結果」のとおりであ

った。当座持分と領主直営地とは政令による登記の対象ではなかった。

役 務 保 有 登 記 の 結 果

Distict	<i>Vihāragama</i>		<i>Dēvalagama</i>		<i>Nidagama</i>	
	件数	面 積	件数	面 数	件数	面 数
Mahanuvara	226	1817.900	58	989.575	9	36.200
Mātālē	54	1830.350	9	276.075	69	443.125
Nuvara Eliya	9	157.975	23	476.080	1	18.450
Ratnapura	12	1361.225	46	4378.000	127	7457.050
Kāgalu	35	714.800	80	2296.400	93	2376.875
Badulla	29	179.850	144	1325.775	90	1303.375
Anurādhapura	46	229.075	5	16.625	118	409.500
Polonnaruva	2	70.875	—	—	—	—
Kurunāgala	132	3235.475	152	2970.850	4	292.675
Puttalam	—	—	—	—	—	—
Māatra	1	55.575	—	—	—	—
合 計	546	9653.100	517	12730.150	511	12337.250

VDNR., pp. 28-29より作成。単位はアムナ。

別表には、本稿の対象外ではあるが^{ニダガマ}世俗領地の数値をも参考のために加えておいた。これによって寺社領地及び世俗領地の地域別分布状況と、1件平均の世襲役務持分地の面積の地域差とを知りうるが、それらの問題には今は入らない。これらの数値は重要は資料ではあるが、登記対象とならなかった領主直轄地（*Baṇḍāra*）の面積をこれから推定することはできないし、広義の役務負担者の人口をこれから推定することも不可能である。従って以下では、役務保有登記の実施状況のみに叙述を限定することとした。

ディクソンによる役務保有登記委員の第1回報告は、部分的には前章で紹介したが、1870年のイギリス下院におけるアイルランドの土地問題の討議からポルトガル、オーストリア、ロシアの事例を引用し、さらにアダム＝スミスやシスモンディその他を参照しながら論を進めている。

登記実務のなかでもっとも困難な問題は代役金額の査定であった。そ

の理由は、役務の種類が多種多様であり、その負担量と世襲役務負担者の土地保有量とのあいだに一定の対応関係がなかったことである。また年始の伺候のように物質的には無価値でも、儀礼的には価値のある役務もあった。従って現行の役務をそのまま価格換算することは、一貫性を欠き、人びとの利益に反するものを存続させ、さらに制度の不平等、不規則性、不利益性を顕在化させることになり、早晚この「貨幣地代」は修正を免れなくなる。一方領主たちは政令によれば金納化についてはまったく発言権がないが、ウダ＝ラタ地域における将来の農業開発の担い手となるのは「首領たち及びその他の大土地所有者たち」である。従って「土地所有者たちの権利を守り、彼らの土地の適正な地代を保障」する全責任が委員たちにかかって来ることになった。このような配慮から代役金額は、役務の種類や量とは無関係に、世襲役務持分の平均年収穫量の一定割合により査定されることになった⁽¹¹⁶⁾。

その具体的な方法は以下のとおりであった⁽¹¹⁷⁾。

1. ^{ベンダフ}持分に適正な面積の^{ワフツ}園圃及び^{ヘーナ}焼畑が付帯しているばあいには、代役金額は、政庁の査定によって確認される田地 (field) の平均年収穫量の15%分の貨幣換算額に、政庁の穀物税相当額に当る収穫量の10分の1または14分の1を加算したものとする。従って代役金は平均年収穫量の22%強または25%分の価格となる。
 - (a) 寺社領地として免税登記された土地については穀物税相当額は14分の1とする。
 - (b) 租税の永代買戻しをした土地については、穀物税相当額はその土地のある県で行われている率によって計算する⁽¹¹⁸⁾。
2. 持分が一部分は田地から一部分は適正規模以上の焼畑と園圃とからなるばあいは、上記の額と、適正規模を超える分の高地にかかる租税分とのほかに年平均収穫量の15%を所有者に与える。
3. 持分が高地のみからなり田地をふくまないばあいには、代役金は租税相当分を除いた年平均収穫量の15%とする。

例外規定 (a) 所有者が収穫物の一定の分け前のみを受取っているばあ

いには、その価格をもって代役金額とする。(b) 役務が両当事者の合意によって既に金納化されているばあいには、現行の金額に依る。

ディクソンの報告は、代役金額の査定基準が平均収穫量の一定比率という数量的に確認可能なものに求められた理由を説明しているが、なにゆえにそれが15%に穀物税額を加算したものとなったのかは明示していない。穀物税は免税登記を受けなかった寺社領地と、若干の例外を除けば被課税地である世俗領地とに、金納化以後の納税のための財源を保障する意味もあったと思われるが、基準額を15%と算定した根拠は不明である。

役務保有登記の過程で委員たちは、総体として領主領民関係が円滑であって、領主による領民の圧迫のごとき事態はありそうにない、と判断した。そしてまた領主層の役務保有登記に対する抵抗もほとんどなかったらしい。これについて証言を5例引用しておこう。

所有者たちと借地人たちとの関係は、概して友好的な性格のものであり、結びつきが数世代のあいだとぎれずにある時には、強い愛着の感情が存在する。現保有者は土地を占有したまま死んだ先代の借地人の息子または嗣子であるという単純な事実が、カンディの伝統には真向から対立する推定ではあるが、ブラヴェーニすなわち世襲権の推定を成立たせるというカンディ県判事(ベリック氏)が宣告した見解⁽¹¹⁹⁾の採用に所有者たちが易々として同意するのは、このゆえであるかも知れない。そればかりか首領たちと司祭者たちとは、慣習的役務の継続またはそれにかわる適正地代の支払いを保証されたあとは、世襲権をめぐるあらゆる紛争を概して放棄する意向になっている⁽¹²⁰⁾。

思うに本政令は首領たちの家門を支持顕彰するのに有利な効果を及ぼすであろうが、借地人たちに対する横暴残虐の罪を地主たちに被せている人びとに私は同意するわけに行かない。そのような事件はここ

〔ケーガル〕では起きたことがない。思うに本政令が借地人たちにいったい何程かの善を施したか否かは疑わしい。当県の現状では借地人たちが役務金納化の権能を利用することはありそうもない⁽¹²¹⁾。

私の調査の結果は、これまでのところ、役務保有登記令がそれに対する措置として制定されたところの陳述を確証していない。どこでも借地人たちは現状に満足しているようであった。彼らと地主たちとの関係は大概は友好的である。一方には過大な役務を権利請求し、他方では合法的権利請求を回避する試みがなされる、ということがほとんどないので、衝突する利害関係を立証する証拠を求める必要はない。地主たちも借地人たちともに役務登記の利点を認識しているが、どちらの階級にしても役務の金納化を望むか否かは疑わしい⁽¹²²⁾。

実際に地主たちは概して極めて適切に行動し、事件の審理の際には、すべての疑わしいあるいは廃れた役務に対する権利請求を放棄する。他方借地人たちは、不在地主や外来者への領主権 (manorial rights) の譲渡のばあい以外は、すべての道理ある権利請求には通常よろこんで同意する。全体としては、思うに、ウヴェーにおける地主＝借地人関係は極めて満足すべきものと称してよい。……寺社領地登記委員によって十分の一税を課せられた Buttala Vēdiraṭa の神社領村落⁽¹²³⁾の借地人たちは⁽¹²⁴⁾、1865年に既存の慣例に従って各自の保有地について署名することを許されていたが、新たな金納化^{コミューン化}の機会に、遠隔地の村で農耕の成果を挙げるには地主の援助と指導とが必要であると思うので、彼がそれらの土地について署名することを許されるように出頭して要請した⁽¹²⁵⁾。

……多くのばあい調査の当初には当事者双方の満足する裁定は絶望的にみえた。しかし委員側の時折の示唆をまじえた地主と借地人との間の自由討議は、早晩より有望な事態を引き出すのに概して充分で

あり、衝突する権利請求の相互に満足すべき調整がほとんどのばあいにも結局は達成された。……私の目に入った事例では地主側の圧迫には1件も出会った記憶がなく、多くの地域では役務の部分的金納化の原則は既に過去数年にわたって採用されていた⁽¹²⁶⁾。

これらの報告からわれわれは、「農奴制」が一面では領主領民間の伝統的な紐帯とある種の温情のうちに維持されていたことと、役務保有登記令が両者の関係をむしろ安定させる効果を持ったらしいことを知りうる。領主領民関係が友好的であるばあいには、役務登記はその関係の公権力による承認として歓迎され、多少の譲歩をしても領主側の既得の権益に損失は生じなかったのであろう。そしておそらくは代役金額が高率に査定されたことが、領主側に安堵感を抱かせたものであろう。これらのことが、ばあいによっては、領民の役務不履行と金納化との阻止要因となり、役務関係の存続を助けたかも知れない⁽¹²⁷⁾。

しかしながら、領主領民間に数世代以上の結びつきがない時には、その関係が円滑でなかったらしいことは、引用の所見中にもみてとることができる。ディクソンは、裁判所の通訳官や混血児の法律家が所領を借地人ごと買取っているというのは謬見であると指摘し、地方の首領の家から土地を買取っても、ウダ＝ラタの借地人は地主の社会的身分にことのほか敏感なので、役務に対する権利請求は結局は行使できないまま消滅してしまうのがほぼ常態であり、かかる売却の事例は少ない、と主張している⁽¹²⁸⁾。外来者のウダ＝ラタにおける土地取得の件数やそれに伴う軋轢については今は知ることができない。そしてまたこれまで引用した政庁当局者たちの立言の基礎にある個別的事実を、溯ってつきとめることも不可能である。しかし、領主＝領民関係に対立闘争の局面が強く現われるばあいには、在来の領主が排除され在地の支配層に属さない外来者が土地を取得とするという事態が対応しており、不和は新領主と領民とのあいだで生じていたことが想像される。このようなばあいには、役務保有登記令は新領主と領民とのあいだに役務関係を定着させる役割

をも演じ得たであろう。

しかし旧来の領主領民のあいだでも対立闘争がまったくなかったわけではない。マータレーからの報告によるとわずか1ないし2個所の持分^{バンダツ}しか所有しない小領主は「最後の一銭までも」取立て、しばしば正当な取得分以上を徴発しようと努めていた⁽¹²⁹⁾。所領の寛狭が領主＝領民関係の緩急を規定していたのである。

寺社領地及び世俗領地の領主と世襲役務負担者との関係は、さまざまな条件のもとでさまざまな状況を現出していた。それは一義的に規定しうるものではなかった。しかし当座持分の保有者である随意借地人、つまり *Māruvena Nilakārāyā* の境遇や彼らと領主及び世襲役務負担者との関係は、政令の関知しない問題領域であり、引用の諸史料も当然それには言及していない。中央州政庁弁務官ラッセルのみが、「政令1870年第4号における *Māruvena* を随意借地とする定義は、不正確であることが知れるに至っている。本政令が、すべての役務保有の登記を規定し、政庁の訓令のもとでひとつひとつの借地権^{デナツソー}の価値を認定し、借地人にその占有においてみたさるべき請求権があるか否か、もしあればどのような条件にもとづいてか、を決定することを委員にまかせることをせず^{コミフシヨソ}に、世襲財産と当座財産^{ブツツエーニ}とを識別しようと試みたのは遺憾である」⁽¹³⁰⁾と述べて、事態の複雑なことを示唆したにとどまる。当座持分を登記の対象としなかったことと、領主層の政令に対するむしろ協力的な反応とのあいだに関連があったか否かは、早急には結論しがたい。

8. 残された問題

役務保有登記は2年たらずで完了したが、それは役務の金納化を通じての役務保有制度そのものの廃止という、当初表明された政令の意図を実現するものとはならなかった。1953-54年の土地保有制度調査委員会の調査に従えば、ケーガル県の Lewuke Nindagama で45世襲持分のうちの19までが1874年に金納化したのが「唯一の例外」とされている。

同委員会は金納化の進行しなかった理由として、① 1世襲持分を複数の持分負担者が保有するばあいには、16才以上の保有者の過半数の意思で金納化の申請ができるとした政令の規定、②「当時貨幣は珍品であった」こと、つまり世襲役務負担者の現金収入がほとんど期待できなかったこと、③ 役務保有登記簿に記入された代役金額が最終不易のものとその後も信じられたこと、を挙げている⁽¹³¹⁾。

上記①は、在来の制度に内在する要因が金納化を妨げたとする推定であるが、この種の内的阻因は、主に役務保有制度の運営組織とその編成に関わるものであったと思われる。同じ土地保有制度調査委員会の引用するサバラガムワの寺社及び世俗領主たちが1871年に政庁に提出した請願では、金納化申請の要件を各持分の役務負担者の過半数から各村落の3分の2以上に改めてほしい旨が謳われていた。これは例えば領主直営地の耕作に当って、ある持分は犁耕及び脱穀用の水牛を供出し、他の持分は灌漑にたずさわり、その他はまた播種、夜警、脱穀、収納を受持つなど、持分間の分業・協業関係に依存するところから、持分単位の代役金納化決定は村落の所有者に多大の不便を及ぼす、という理由によるものであった。政庁はこれを検討に値する問題と認めたが、具体的な措置は講じられなかったらしい。⁽¹³²⁾ 代役金納化をめぐるのは領主側からも領民相互間においてもさまざまな牽制がありえたであろう。

1876年のやはりサバラガムワに関する報告では、役務借地人(service-tenants)の苦情として ① 複数の役務負担者がひとつの持分を保有するばあい、保有者各人の土地保有量に応じて役務を分担することが認められず、全員が当該持分に割当てられた役務を履行しなければならないこと⁽¹³³⁾、② 役務保有登記委員の作業手続きがわからないので、彼らの役務に関する委員の決定に対して反論の機会が持てないこと、③ 登記された代役金額が過重であること、④ その価格においてさえも代役金納登記を許されないこと、を挙げている⁽¹³⁴⁾。報告は①の問題について旧慣を支持するラトナブラ少額債権裁判所の判決と、それを破棄して

1 持分にかかる役務の保有者間での按分を支持した最高裁判所の上告審判決とを引用する⁽¹³⁵⁾のみで、②③④の問題についてこれ以上は述べていない。なお④は金納化へのなんらかの抑制があったことを意味するものであろう。これらも役務存続の原因のいくつかとみなすことができる。世襲役務負担者の現金収入の機会と額とは、役務が存続したことのもっとも重要な要因と思われるが、いまはこの問題を追跡するための資料に欠けている。

役務保有登記令は、要するに、世襲役務持分と認定された土地について、その保有者たる役務負担者の名と面積と役務の性状及び数量、代役金額を決定登記し、その持分の所有者つまり領主の権利と保有者の義務とを確定したほか、保有者の役務不履行に対する所有者の権利の回復の仕方について定める以上のことはしなかった。それは土地の所有権及び保有権について法的にその内容を定めたものでなく、役務持分地の境界さえも確定しなかった。寺社領地登記令も結局のところは免税特権を特定の寺社領地片について認定するか否かに終り、寺社の所有権の法的設定ではなかったのと軌を一にする。寺社及び世俗領地の内部で、あるいはそれに関係して、いかなる社会的、経済的、あるいは権益の関係の変動があろうとも、それは政令の関知しないことであった⁽¹³⁶⁾。従って寺社及び世俗領地にわたって役務保有のその後のあり方をみるには、それのみに視野を限ることは不可能であり、一般的な社会経済的変動の一環としててしかこれを論じることはできないであろう。

ところで、^{エングガマ}世俗領地はスリランカの独立後まではそれとして問題になったことはないが、寺社領地についてはその管理組織をめぐるなお法制＝行政上の課題が提起された。その詳細は稿を改めて述べたい。今は役務保有登記の時点で指摘された寺社領地の問題点を紹介しておこう。

役務保有登記委員ディクソンの報告によると、寺社領地の「地代」がその「合法的目的」に充用されることを保障する手段のないことが、まもなく政庁の検討すべき問題となろうということであった。彼は、寺社

修築のために徴せらるべき労働が、寺社職在任者の私的造築に流用されたまま、あるべき貸借関係の清算もされないという状況や、寺社領地が「無知な買い手」に売られているという事態を指摘し、役務が金納化された時には、この背任横領に歯止めをかけないと寺社職の甚だしい墮落を招くことになると、論じた。彼は寺社領地収入がその本来の目的に充用されないならば、それは教育など民衆の利益のために支出さるべきで、寺社職在任者に私消させてはならない、と主張した⁽¹³⁷⁾。しかしながら、寺社職在任者の非違に行政は介入できず、彼らの権勢と富ゆえに裁判所への提訴は借地人たちにはなしえないことであり、他の人びとも訴訟費用を自弁してまではそれを行わなかった。⁽¹³⁸⁾

……「政庁は仏教を支持している」という激越な抗議のおそれがあるので、救済策を示唆するのは容易ではない。例えその宗教が人類の3分の1が抱き、シンハラ人が2000年にわたって奉じてきた、純粋で質朴な信仰であるにもせよ、「われわれのものではない宗教の維持のために、取り別けられた土地を荒廃から、そして公共への損失から保護する気配のありそうなことを何かするよりは、うそつき、詐偽そして強盗を罰しないでやらせておく方がましなのだ⁽¹³⁹⁾。」

ディクソンはここで最高裁判所の判決を引用して、アンダーソン総督期の決定によって国王は仏教聖職者の任命権を放棄したが、罷免権はなお留保していることを指摘し、またラトナプラ県裁判所の1871年7月の判決にもとづいて、寺院職在任者はサンガに属するビク全体の受託者にすぎず、寺院財産の絶対的所有者ではないことを主張した上で、これらの論拠にもとづいて公権力が寺院財産を管理すべき旨を示唆している。彼の提案は、寺院領地に関するあらゆる貸借または契約は政庁の担当官に届出なければ無効とし、寺院財産の受託者には毎年収支の明細を報告させるという厳格なものであった。⁽¹⁴⁰⁾ ディクソンが1873年6月11日付で著わした寺社領地収公建議書は、1876年の仏教財産問題調査委員

(Buddhist Temporalities Commission) の出発点とされている⁽¹⁴¹⁾が、後の仏教財産令 (Buddhist Temporalities Ordinance) に至る伏線は、役務保有登記の段階で若干の具体的な事実をふまえて既に準備されていたのである。

註

- (1) この布告または協約の英語正文は、CCP., vol. 2, pp. 227-230; K. M. de Silva, *op cit.*, pp. 290-293 にある。英語・シンハラ語正文を併記した布告原本のファクシミリ版が、T. Vimalananda, *The State and Religion in Ceylon since 1815*, Colombo: M. D. Gunasena, 1970, pp. 185-198 に掲載されている。両正文間の異同は P. E. Pieris, *Sinhale and the Patriots, 1815-1818*, Colombo: Apothecaries', 1950, pp. 15-17 で問題にされ、同書 pp. 591-595 にはシンハラ語正文からの英訳と考勘記を載せる。
- (2) これはおそらくペラヘラ (*Perahāra*) を意味するものであろう。ペラヘラは本来は前述のようにヒンドゥー教神社の行事であり、1753 年マハヌワラに授戒のため勧請されたシャム僧が、仏教の都でヒンドゥー教の祭礼が行われることを異としたのに対し、キールティ=シュリー王が、ダラダー=マーリガーワをもこの行事に参加せしめて仏教行事化したといわれる。
- (3) 「神官」と訳しうが '*Dēva Nilamē*' の語は筆者の参照した辞典類にはない。
- (4) 1818年11月21日付布告は、CCP., vol. 2, pp. 231-243; Vimalananda, *op cit.*, pp. 207-219 に収録されている。
- (5) K. M. de Silva, *op cit.*, p. 295 参照。
- (6) VDNr., p. 11.
- (7) そのための法的基礎となったのは前述の1818年11月21日付布告第30~33条であった。CCP., vol. 2, pp. 237-238 参照。なおイギリスによる王^{ラージャカリーヤ}役の利用については、Colvin R. de Silva, *op cit.*, vol. 1 pp. 198, 169; vol. 2, pp. 385-388, 391-395 参照。
- (8) 1819年9月18日付布告は CCP., vol. 2, pp. 319-320 に収録されている。
- (9) VDNr., p. 13. なお筆者はこの1822年5月21日付布告の写しを持っている。
- (10) VDNr., p. 13 では布告の日付を12月11日とするが、筆者が入手した C. O. 54/223, ff. 366-368 所収の同趣旨の布告の引用によると、その日付は3月11日となっている。これによると寺社領地申告期限の延長は、ウダ=ラタの首領等の人士の懇請するところであったという。
- (11) TLCR., I, p. 7. 証言例は p. 53 に Appendix B, C, D として収録してある。
- (12) 旧王国時代の土地台帳等については Pieris, *op cit.*, pp. 119-123 参照。
- (13) この作業については、Colvin R. de Silva, *op cit.*, vol. 2, pp. 381-383 参照。

- (14) *TLCR.*, I, pp. 7, 54.
- (15) George Turnour (1799-1843) は *Mahāvamsa* (《大王統史》) の最初の英訳者、スリランカ史家、パーリ学者として著名である。
- (16) 当時の中央州の範囲は L. A. Mills, *Ceylon under British Rule*, 1st edn., 1933, new imp., London: Frank Cass, 1964, p. 68 及び *UCHC*, vol. 3 とじこみの地図参照。
- (17) *TLCR.*, I, p. 8.
- (18) *CCP.*, vol. 1, pp. 237-241 所収。
- (19) 布告全文は *CCP.*, vol. 2, pp. 277-278 所収。この布告は旧オランダ領地域における役務保有を1802年5月1日を期して全面的に廃止し、役務を一定率の穀物税に転換させることを規定したものであるが、第4条は「いかなる者もそのカースト及び境遇にかかわらず、その期日以後は、われら自身とわれらの後継者たるセイロン総督または准総督の特別の命令にのみもとづき、かつかかる役務のためのしかるべき報酬の受領を条件として、ひき続き役務に服すべし」というもので、道路工事などのための強制労働徴発の法的根拠となった。
- (20) 第30条の関係部分は、ウダ=ラタの全住民に対し司政委員会または政庁弁務官の要求があれば、「彼らの旧来の慣習、門地、または土地保有条件に従って」有償の役務に就くべきこと、旧王国の県知事 (*Disava*) に勤務する親衛隊 (*Atapattuwa*) 及び近侍 (*Ka upulla*) の部署及び人と、寺社領地のある種の人びととの政庁への役務については、免税地保有をもって役務の報酬とみなすこと、道路橋梁工事への就労は所在の県 (*District*) に対する「一般的無償役務」とみなさるべきこと、を規定していた。
- (21) この枢密院令のなかでは世俗領地 (*Nindagama*) は、王領地・寺社領地以外の「他のいづれかの土地の借地人が……かかる村落の所有者に給付すべき役務」という文言で表現されていて、特定の制度用語によっては表現されていない。これは沿海地域における首領層の土地財産をも配慮したためであろう。
- (22) 旧王領地 (*Gaba agama*) は徐々に売却その他の方法によって処分されたので役務徴発はここでは問題とならなかった。(C. O. 54/454, R. F. Morgan, Queen's Advocate, on the Service Tenures Ordinance, 2. Feb. 1870, f. 75)
- (23) *VDNR.*, p. 14.
- (24) この政令の正文と趣旨説明とを持合わせないが、趣旨は1846年1月7日付のウダ=ラタ仏教徒1941名の女王宛請願中に言及があり (C. O., 54/223, f. 369), 廃案となったことは総督より植民地大臣あての政令1846年第2号の趣旨説明中にみえる (C. O. 54/223, No. 37, Colin Campbell to E. G. Stanley, 7. Feb. 1846, f. 304.)。なおこの政令1840年第2号が植栽企業の用地獲得と連動していたことは、K. M. de Silva, "Studies in British Land Policy in Ceylon-I, The Evolution of Ordinances 12 of 1840 and 9 of 1841", *The Ceylon Journal of Historical and Social Studies*, vol. 7, no., 1, pp. 29-30 参照。
- (25) R. Spence-Hardy, *The British Government and the Idolatry of Cey-*

- lon, Colombo, 1839.
- (26) なお植民地に伝道したキリスト教宣教師団体要覧として, K. P. Sen Gupta, *The Christian Missionaries in Bengal 1793-1833*, Calcutta: K. L. Mukhopadhyay, 1971, pp. 9-14 が簡便であろう。
- (27) 詳しくは K. M. de Silva, *Social Policy and Missionary Organizations in Ceylon 1840-1855*, pp. 73-76, 参照。なお, イギリスの植民政策史におけるステイーヴンについては, P. Knapland, *James Stephen and the British Colonial System 1813-1847*, Madison: Univ. of Wisconsin Press, 1953 があるが, セイロンへの言及はほとんどみられない。
- (28) K. M. de Silva, *op cit.*, p. 77 & n. 1 参照。なお pp. 72-73によれば彼は最初は宗教政策の修正に不熱心であった。H. A. J. Hulugalle, *British Governors of Ceylon*, Colombo: Associated Newspapers, 1963, p. 61 によると彼は実際に寺社職敘往状への署名を拒んだとしている。
- (29) K. M. de Silva, *op cit.*, pp. 77-78 参照。
- (30) K. M. de Silva, *op cit.*, pp. 78-85 参照。
- (31) K. M. de Silva, *op cit.*, pp. 85-102 に這般の諸事情は詳述されているが, 不十分な点も少なくない。この政令については別に, 拙稿「政令1846年第2号とその問題点 — セイロン政庁の寺社政策の端緒」(永積昭・石井米雄 編『東南アジア・インドの文化と社会』に収載の予定)で扱いたい。
- (32) K. M. de Silva, *op cit.*, pp. 104-106 参照。
- (33) 1848年7月にウダ=ラタの数箇所で起きた道路税に反対するための暴動をいう。これについては K. M. de Silva, (ed.), *Letters on Ceylon 1846-50, The Administration of Viscount Torrington and the 'Rebellion' of 1848*, Kandy & Colombo: K. V. G. de Silva, 1965, pp. 5-31; Do., "Nineteenth Century Origins of Nationalism in Ceylon", UCHC, III, pt. II, chap. VIII; Do., "The 1848 'Redellion' in Ceylon: The British Parliamentary Post Mortem", *Modern Ceylon Studies*, vol. 5, no. 1, pp. 40-76, no. 2, pp. 117-137 の一連の研究がある。
- (34) 詳しくは K. M. de Silva, *Social Policy, etc.*, pp. 107-116 参照。
- (35) *TLCR.*, I, p. 8. 但しブラーの登記の規模はよくわからない。
- (36) K. M. de Silva, *op cit.*, pp. 116-117, 122.
- (37) K. M. de Silva, *op cit.*, pp. 124-128.
- (38) K. M. de Silva, *op cit.*, pp. 128-129, 135.
- (39) *TLCR.*, I, p. 8.
- (40) 政令の条文のみは Basnayake(ed.), *op cit.*, Cap. 324 にみられる。前文(Preamble)は C. O. 58/33, *Ceylon Government Gazette*, No. 3003, 18. Oct. 1856, p. 651 ff. による。
- (41) 上掲の政令前文及び C. O. 54/329, No. 199, H. G. Ward to H. Labouchere, 29 Oct. 1856.
- (42) C. O. 57/26, Message to the to the Legislative Council by H. G. Ward, 9. Nov. 1859; C. O. 54/346, No. 94, H. G. Ward to the Duke

of Newcastle, 12, Nov. 1859.

- (43) ウォード総督の寺社領地政策について S. V. Balasingham, *The Administration of Sir Henry Ward, Governor of Ceylon 1855-1860*, Dehiwala: Tisara Prakasakayo, 1968, pp. 118-119; M. Roberts, "Land Problems and Land Policies, c. 1832 to c. 1900" *UCHC*, vol. 3, pt. II, chap. II, pp. 132-133 の評価はともに、植栽企業進出との関連をみない。なお植栽企業用地確保のための法的措置は、1840年政令第12号「国有地侵害規制令 (Crown Lands Encroachment Ordinance)」に始まる。M. Roberts, *op cit.*, pp. 121-122, 131-132 及び註 (24) 所引の K. M. de Silva 論文とが、1840年の立法をめぐる植栽企業用地と寺社領地との問題連関を説いているが、1856年についてもこの連関を見失ってはならないであろう。
- (44) 申告事項は、① 土地の性状、焼畑・森林等を付帯する稲作地の所在及び名称、② 境界 (四至) と面積の概算、③ 権利請求を行う寺社の名、⑤ 権利請求の根拠となる書面、⑥ 寺社職・領地管理者の住所氏名、にわたる (第8条)。
- (45) 以上その他、委員自身による土地購入の禁止、委員は頑末な法形式主義を排して、正義衡平と良心とのみにもとづき最良の証拠に従って判断すべき旨の規定、証人の出頭拒否や偽証に対する罰則、1マイル以上遠方に住む証人からの証言徴取の方法、などが規定されている。
- (46) Edmund Rawdon Power 及び Alexander Young Adams については、J. A. Toussaint, *Annals of the Ceylon Civil Service*, Colombo: Apothecaries, 1935, pp. 97-98, 137-138 に略伝がある。W. W. Hume については不詳。
- (47) これは「国有地侵害規制令」で、30年以上ひき続いて、生育する肉桂の樹皮を採取することによって政庁が占有していた土地は、国有地 (Crown Land) と認定する旨を定めていた。
- (48) *TLCR.*, I, p. 14.
- (49) *TLCR.*, II, pp. 5-7.
- (50) *Ibid.*
- (51) *TLCR.*, III, (Sessional Paper I-1862, C.O. 57/32) p. 6.
- (52) *TLCR.*, I, pp. 10-11.
- (53) コーヒー植栽用地の拡大傾向についてはさしあたり L. A. Mills, *op cit.*, pp. 228-229 にある1848年のコーヒー恐慌前の数字と p. 236 にある景気回復後の数字とを比較せよ。S. V. Balasingham, *op cit.*, p. 12 によると、陸地測量部の測量はヨーロッパ人資本家の取得した土地についてしか行われず、そのために土民資本家は不法占有 (squatting) を常習とし、その弊風がウォード総督期にも改まらなかったという。同時代のコーヒー植栽企業の状況の記述は、J. E. Tennent, *Ceylon, an Account of the Island, Physical, Historical and Topographical, with Notices of its Natural History, Antiquities and Productions*, London: Longman, 1860, vol. 2, pp. 226-235 にみられる。これには中央州におけるコーヒー園の分布図がある。 *TLCR.*, I, p. 20

- には、概して山岳地帯 (hill country) とコーヒー地域 (coffee districts) とには寺社は比較的少なく、その寺社の大半は規模が小さい旨の指摘がある。しかし、問題は寺社自体ではなく、その免税権の及ぶ領地の確定にあった。
- (54) Walegambāhu 王。シンハラ人国家の始祖 Vijaya から19世とされる Valagambā (Valagāmaṇi Abhaya) 王のことらしい。この王の統治年代を紀元前104年とするのは、H. W. Codrington, *A Short History of Ceylon*, London: Macmillan, 1926, p. xv である。この王は即位後まもなく篡奪され、5人のタミル人の王が続いた後に復位し、前88-76年間に在位したとされる。年代には異説あり G. C. Mendis, *The Early History of Ceylon and its Relations with India and other Foreign Countries*, Calcutta: Y. M. C. A., 1932, p. 83 は紀元前43年、復辟後を前29-17年とする。C. W. Nicholas & S. Paranavitana, *University of Ceylon - A Concise History of Ceylon from the Earliest Times to the Arrival of the Portuguese in 1505*, Colombo: Ceylon Univ. Press, 1961, p. 341 はそれぞれ前103-02, 189-77とする。なおこれはスリランカの学界における最近の定説であるらしい。
- (55) Kirti Śrī 王は在位 1747-1780年。
- (56) *TLCR.*, I, pp. 20-21. 但しケーガルにあったマハヌワラ諸寺社のピダヴィツラのように、寄進の証拠もない上に、献納品や役務がとるにたらぬもので、しかも「多くのばあいは数年続けて役務も献納もせずにいる借地人たちの意向次第」というような条件下では、寺社側が権利請求を放棄する例もみられた (*TLCR.*, II, p. 6; V, p. 4.)。領民側の反応については、サバラガムワで $W = H =$ ウッドハウスが経験したところでは、彼が乗馬している時にそれをおしとどめて苦境を訴える領民が、公式の証言の場ではそれを否定し、寺社への役務給付義務を容認するのが普通であったという (*TLCR.*, VI, p. 14.)。登記事業あるいは登記委員に対する態度は、それぞれの地域なり特定の寺社なりの領主と領民との関係に応じて異なっていたであろう。
- (57) *TLCR.*, I, p. 22.
- (58) *Kōraḷē* または *Pattuva* をとる。
- (59) $1 \text{ amuṣa} = 4 \text{ pāla}$, $1 \text{ pāla} = 10 \text{ laha}$ (*kuruniya*). 1 amuṣa は 4 bushel が 32 sēru (seer) とすれば 5 bushels (約 181.5 litres) に当るというが (R. Pieris, *op cit.*, p. 89.), 条例1816年第3号に従って 1 sēruva (seer) を直径・高さともに 4.35 inches の円錐として (H. W. Codrington, *Glossary*, p. 55.) 計算すると、 1 amuṣa (=5 bushels) は約 169.5 litres となろう。いずれがより正確かは判断しかねる。なお、播種量 1 amuṣa の土地とは、高地でも陸稲が栽培される Mahanuvara では 2 acres ($\approx 0.809 \text{ ha}$), 同じく (Kāgalu では 5 acres ($\approx 2.023 \text{ ha}$), 高地でシコクビエの1種 (*Kurakkan*) を栽培する Anurādhapura や Kurunāgala では 40 acres ($\approx 16.19 \text{ ha}$) に、それぞれ当るという (*VDNR.*, p. 29.)。
- (60) *Maha* 作 (8-9月播種, 2-3月収穫) と *Yala* 作 (3-4月播種, 8-9月収穫)

- の2毛作が可能なところについても1期1毛作として計算したという (TLCR., I. p. 22.)。収穫量は最大で播種量の20倍、最小で2倍 (平均を10倍と考え5年1耕として計算する) 見積られている。
- (61) 1 *amu a* の穀価を8~10 shillings として計算している。
- (62) ウダニラタの穀物税は1818年11月21日付布告第18条によって、すべての稲作地 (Paddy Lands) の所有者または耕作者は年収 (Annual Produce) の10分の1を支払うべき旨を定め、同第19条では先の叛乱中にイギリスに忠誠であったウドゥヌワラ、トゥンニコラレー、サタラ (ハタラ) ニコーラレーの全域とサバラガムワ及びサトニコラレー (ケーガル) の大部分の地域については、税率を14分の1とする特典が認められた。 (CCP., vol. 2, pp. 235-236.)
- (63) VDNR., p. 116, App. A.
- (64) 転載のために計算しなおしたところ、TLCR. の方の第1表の寺社別の数字と集計とのあいだに齟齬が見出されたが、今はこれを不問にする。
- (65) TLCR., IV (Sessional Paper X-1862, C. O. 57/32) p. 3.
- (66) TLCR., IV, p. 4.
- (67) TLCR., V (Sessional Paper XI-1863, C. O. 57/34) p. 6.
- (68) ムスリムの領民の役務は物資の運送であった。内陸部に塩をもたらすのが彼らの重要な活動であった。
- (69) TLCR., VII (Sessional Paper X-1865, C. O. 57/36), pp. 4-5.
- (70) これは TLCR., I, III, IV, V, VII, VIII (Sessional Paper XIX-1866, C. O. 57/36) IX (C. O. 57/38) の第5表によって計算した。ただし一部の表には多少の誤記や誤算があるらしく、例えば TLCR., I の第3表では却下された田地からの税収を £569-4-10³/₄ と算定しながら、第5表では 'as per Table 3' と断った上で £523-0-9³/₄ となっており、報告本文の記述もこのより少ない数字を増収推定額としている。
- (71) TLCR., V, p. 4.
- (72) TLCR., I, p. 23.
- (73) TLCR., II, p. 7; III, pp. 6-7. 売却金額については TLCR., III, IV, VII, VIII, IX の第5表参照。
- (74) TLCR., IV, p. 4.; VI, p. 14. なお売却については TLCR. は地価を記すのみで、面積は書いていない。
- (75) VDNR., p. 40.
- (76) K. M. de Silva, *Social Policy, etc.*, pp. 117-121 参照。
- (77) C. B. Boake, *A Brief Account of the Origin and Nature of the Connexion between the British Government and the Idolatrous Systems of Religion prevalent in the Island of Ceylon and of the Extent to which that Connexion still exists*, Colombo, ca. 1855, as quoted in VDNR., p. 18.
- (78) VDNR., p. 18 には政府が「寺社領地登記令」にもとづく調査の終了の後、

「役務負担保有制度の規制」の問題に関心をむけた、と概観している。

- (79) ロビンソン総督の主要な治績としては、農業灌漑の振興、村落会議 (*Gan-sabhava*) の強化 (L. A. Mills, *op cit.*, pp. 133-138; M. Roberts, in *UCHC*, Vol. 3, pp. 141-144.), 公共教育部の設置 (K. H. M. Sumathipala, *History of Education in Ceylon 1796-1965, with special Reference to the Contribution made by C. W. W. Kannangara to the Educational Development of Ceylon*, Dehiwala: Tisara Prakasakayo, 1968, pp. 16-23.) が挙げられる。
- (80) Toussaint, *op cit.*, pp. 110-113 にミットフォードの奇人ぶりを伝える数節がある。
- (81) *Extracts from Letter of Mr. Mitford, Late Government Agent, North-Western Province, to Governor Sir H. Robinson, dated Tunbridge Wells, February 17th, 1868* (STP., No. 3). 発信地はケント州西南の著名な保養地である。これは私信と思われるが全文がどこに保存されているかは調べていない。抜萃の始まりは「この計画には寺社領村落の貯水池等をふくめるものと察せられる」云々とあるが、「この計画」とはおそらく村落会議の組織に関するものであろう。
- (82) *Memorandum on Serfdom for the Information of His Excellency Sir Hercules Robinson, by Mr. Mitford, Late Government Agent, North Western Province, dated, December, 1868* (STP., No. 5 pp. 13-17. 以下 *Mitford's Memo. I* と略記) 及び *Memorandum No. 2 on Serfdom in Geylon, for the Infomation of His Excellecy Sir Hercules Robinson, by Mr. Mitford, dated 11th January, 1869* (STP., No. 6 pp. 17-20. 以下 *Mitford's Memo. II* と略記) である。
- (83) *Mitford's Memo. I, STP.*, p. 13.
- (84) *Mitford's Memo. I, STP.*, p. 15.
- (85) *Mitford's Memo. II, STP.*, p. 17.
- (86) *Mitford's Memo. I, STP.*, p. 13.
- (87) ミットフォードは法制の問題についてはさらに、シンハラ社会の慣行や觀念と英語の法律用語の概念との乖離または齟齬を問題にしている。例えば1832年4月12日の枢密院令では、寺社及び世俗領主を 'Proprietors of Villages', その村の住民を 'Tenants of lands' と表現したが、ウダ=ラタの制度には法律的意味でのかかる借地権も領主も存在せず、在地制度に対応する訳語を欠くところからイギリス人はこれらの用語を安易に用いて来たのだ、と論じている。領主は直営地以外には寸土も手を触れえない、というのが彼の主張であった。(op cit., p. 14.)
- (88) *Ibid.* このような所見は、寺社領地登記委員によって指摘された役務負担の地域的不均衡や、ビクと領民との人間関係の良否による役務の加減という現象にも通じるであろう。
- (89) *Mitford's Memo. I, STP.*, pp. 13, 14.

- (90) *Burgher* は沿海地域に住むオランダ人の子孫をいう。
- (85) *Mitford's Memo. I, STP.*, p. 14. なお裁判の問題について彼は、土地関係訴訟では大幅な権限が若い新規採用者の任命される少額債権裁判所 (Court of Request) に委ねられていること、控訴審担当の高等裁判所 (Supreme Court) には書面による証言しかよるべき判断材料がないこと、などを弊害加重の要因に数えている (p. 15)。少額債権裁判所については、L. J. M. Cooray, *An Introduction to the Legal System of Ceylon*, Colombo: Lake House, 1972, pp. 210-211 参照。
- (92) *Mitford's Memo. I, STP.*, pp. 14, 15.
- (93) *Mitford's Memo. II, STP.*, p. 17.
- (94) *Mitford's Memo. I, STP.*, p. 14. なお彼はここで寺社役務は歴史的にそれに先行する土地保有より以後後世に賦課されたもので、自由な契約にもとづくものでない、という主張を試みている。
- (95) *Mitford's Memo. I, STP.*, pp. 16-17. 神社領地を別にしたのはミットフォードの、それが本来ナーヤッカル王家の財産であり、神社領地役務はそれゆえ「政府役務つまり王役」に当るので、「われわれはそれらを廃止して農民たちを解放する完全な権利を有する」という主張、及び神社は非仏教施設であるからカンディ協約による保護義務の対象外であるという主張を、主な理由とする。また役務の有償廃止とは、役務には前述のように何の規則も記録もないところから、各個人の負担の内容と量とを特定することとを避け、役務の種類と如何を問わず就役義務を年間30日以内と仮定して、労働力価格とそれにもとづく要償年数とを定め、領民に領主から自己の就役義務を買戻させるというものであった。つまり彼が「金納化 (commutation)」というのは、就役義務の金銭支払いによる買戻し (redemption) のことである。
- (96) *Mitford's Memo. II, STP.*, pp. 17-18.
- (97) *Mitford's Memo. II, STP.*, p. 18. なおミットフォードの政令前文草案は、「強制的人身苦役はイギリス臣民の権利の侵害であり、人間性の掟に反し、原理において不正義であり、不道徳と犯罪とを増長し、国民の繁栄を抑制し、教育と文明とを不可能にし、キリスト教の宣布を直接妨げ」るものであり、1832年4月の枢密院会の例外規定を廃止する時期になっていることをもって、役務制度廃止の理由としている。
- (98) 政庁の法律問題に関する助言者で、のちに法務長官 (Attorney General) と改称された。植民地書記官 (Colonial Secretary) と並ぶ総督の補佐官である。詳しくは C. Jeffries, *The Colonial Empire and its Service*, Cambridge Univ. Press, 1938, pp. 98, 143-144; S. Namasivayam, *The Legislature of Ceylon 1928-1948*, London: Faber, 1950, p. 16 参照。
- (93) モーガンはバーガー出身の法律家で、W. Digby, *Forty Years of Official and Unofficial Life in an Oriental Crown Colony; being the Life of Sir Richard F. Morgan*, Madras, 1879 なる伝記がある由だが、筆者は入手していない。彼の提案は *Memorandum on Service Tenures by the Hon'ble the Queen's Advocate, for the Consideration of His Excellency*

- the Governor, dated June, 1868 (STP., No. 4, pp. 12-13.). モーガンは世俗領地 (private lands) については当面介入を不利と判断していた。
- (100) *Extract from Annual Report of Mr. T. Berwick, District Judge, Kandy, for 1868* (STP., No. 7, pp. 20-21.).
- (101) *Extract from Annual Report of Mr. F. R. Saunders, Assistant Government Agent of Ratnapura, on the District of Sabaragamuwa, for 1868* (STP., No. 8, pp. 21-22.).
- (102) *Minute by His Excellency the Governor on Service Tenures, 24 th August, 1869* (STP., No. 6, pp. 22-24.).
- (103) C. O. 57/50, *Proceedings of the Legislative Council, 22th September 1869, Governor's Address, f. 8,*
- (104) *Memorandum by Mr. Braybrooke, late Government Agent, Central Province, dated September 30th, 1869* (STP., No. 10, pp. 24-26.).
 ブレイブルックはこのなかで寺社領地登記の際に免税申請を却下された土地に言及し、その非常に大きな部分が寺社領地借地人^{アンパルニナナント}の保有下にあつて、多くは彼らが政庁に租税を支払つて寺社役務はやめているが、寺社が納税し借地人が役務を給付する同意のできていところもある、と伝えている。つまり役務関係のない名目ばかりの寺社領地が残つていたらしい。
- (105) *Extracts from Memorandum by Mr. Sharpe, Assistant Government Agent, Badulla, dated 10th October, 1869* (STP., No. 11, pp. 26-28.). 旧王領地はそのうちの領主直営地は売却され、世襲持分地はその保有者が事実上の所有者となつたが、役務持分地のうちの当座 (随意) 借地人の權益だけはそのまま残された。シャープの主張はこの部分の權益関係を明確化することにあつた。
- (106) C. O. 57/50, *Ibid.*, 17 th November 1869. f. 17, 政令草案は直ちに官報に公示された。C. O. 58/50, *Ceylon Government Gazette*, No. 3738, 19. Nov. 1869, p. 1791, *An Ordinance to Define the Services due by the Paraveni Tenants of Wiharagama, Dewalagama, and Nindagama Lands, and to Provide for the Commutation of those Services.*
- (107) C. O. 57/50, *Ibid.*, 1 st & 31 st December, 1869, ff. 19, 22.
- (108) C. O. 54/454, *Debate of the Ceylon Legislative Council, Service Tenure Ordinance, Friday, January 7 th, 1870.* クマールスワミーは 1861-1879 年の間タミル人議員だった人物で、美術史家アーナンダ=K=クマールスワミーの父。彼は政令草案を仏教を根絶し地主階級の影響力を減殺するものとして攻撃した。彼の批判の要点は以下の政令の内容に関連して註記する。
- (109) C. O. 57/50, *Proceedings of the Legislative Council, 12th January 1870, f. 26.*
- (110) C. O. 58/51, *Ceylon Government Gazette*, No. 3748, 15. Jan. 1870, p. 1 01, *Ordinance No. 4 of 1870.* 政令本文のみは Basnayake (ed.), *op cit.*, Cap. 323 所収。

- (111) クマールスクミーの政令草案批判のひとつは「世襲 (*Pravē i*) 権」の構成要件をめぐるものであった。彼は「世襲権」は勅令によって付与されると主張したが、これはモーガンによって否定された。
- (112) 金納化が役務負担者の意思のみで実現し、かつ役務への復帰も代役金の加増もできないという規定は、クマールスクミーの激しく批判したところであった。彼は役務を生産物の一定比率に換算することを示唆した。モーガンは「農奴制」の廃止には領主の同意を要せず、また代役金の再調整の余地を残すことは領主領民の関係を不安定にすると反論した。
- (113) 前引1870年1月7日の立法参事会ではモーガン自身がこの点を遺憾とし、政府は「非常な熟慮の末に」買戻しの構想を放棄したと述べている。しかしこの「非常な熟慮」の内容と経過を彼は明らかにしていない。なおロビンソン総督は役務保有登記委員の第1回報告を受理したあと、1871年12月29日の立法参事会において、「この政令は急を要する惨怛たる悪弊を正すために上提されたのもなければ、この国古来の慣習を断固変革するためでもなく、カンディ農民のもっとも貧しい者に対してさえも、もし彼が自分の状態を疎ましく思うならば、イギリス国王のどの臣民もが生得的に有するかの全面的な個人の自由を、自由に主張する権能を与えるためであったことが、想起されるであろう」と述べて、政令が役務制度の廃止よりむしろ、役務負担者個人の自由意思による金納化への転換を準備しただけであることを認めている。(なおロビンソンは、役務保有制度を商品 = 貨幣流通の未発展の段階における労働地代の形態とみなす考えを示している。) 彼はこの演説のなかで、イギリスが導入した司法制度は在地の慣習に厳格性を与えたが、それは旧来の領主 = 領民関係を変革する意図に出たものであったと述べ、さらに、^{デント}借地人はイギリスの統治が個人の権利を守るのを知るに速く、権利とともに義務もあることを知るに遅かったと評し、寺社及び世俗の領主たちが「親切で思いやりのある」人びとであり、「土着の慣習とイギリス法との衝突が地主 = 借地人間の顕著な敵対関係を現出する以前に」、問題解決の途がつけられたことを多としている。ここには、宣教師の先入主に先導された「農奴解放」から、政府官僚の在地領首層への現実主義的依拠政策への転換が示唆されている。
- (114) 草案には当座持分についても一覧表を作成すべき旨を規定していたが、やはり同日の会議で、① 立法の趣旨は世襲役務負担者の金納化を可能にすることであるから、当座持分登記は不要である、② 当座持分登記には尨大な人員を要し、かつ誤謬を免れない、③ 一過性の土地保有を記録すべき政策的理由がない、などの理由で討議採決の上削除された。国王法務官 R = F = ^{モーク}モーガンは当座持分登記に固執したが、総督は前掲のシャープの建議書 (STP. No. 11.) の一節を引用してその削除を可とした。シャープは総督の原案 (STP., No. 9.) に「通常^{エフカーブロー}の役務負担者たちつまり『当座』^{モーク}借地人たち」に対する施策が「賢明にも」提案されていないと指摘したあと、次のように述べていた。「セイロン全体にわたり、世俗領地においてだけでなく、随意借地人によって保有され、自分の村や属する所^{エスポート}領から絶対完全に立退いてしまうことはまれであるが、ほ

- ほとんど毎年入れ替る人びとによって耕作が続けられている膨大な量の土地がある。思うにそれらに手をつけようと試みるのは危険であろう。僻譚の地では貨幣はまだわれわれがその試みをなしうるほどに潤沢でなく、労働も高価ではない。彼らは財産権をまったく有せず、彼らの事例は通常の需給法則に委ねるのが妥当であろう。」(STP., p. 28.) 随意借地関係が役務領地 (*Nilagama*) 以外にも拡がっていることは、充分銘記させるべきである。
- (115) STCR., I, Appendix, p. 287. 委員は1人または2人でひとつまたはそれ以上の指定された地域を担当した。それらの地域名を挙げれば, Mahanuvara, Paha Bulatgama, Nuvara Eliya, Badulla, Matalē, Bintānna, Nuvara Kālāviya, Sat Kōralē (Kurunāgala), Satara Kōralē Tun Kōralē (Kāgalla), Sabaragamuva (Ratnapura), Puttalam, Mātara, 及び Trincomalee と Batticaloa とのシンハラ人居住区域にわたる。ディクソンについては *Toussain, op cit.*, pp. 139-141 略述がある。彼と他の委員たちとの間に統属関係はなかったもののようである。
- (116) STCR., I, pp. 288-283.
- (117) STCR., I, p. 284; II, p. 369.
- (118) 穀物税貨幣換算額の10倍を全納または4回以内に分納すれば、納税義務の買戻しができる旨1835年に定められたが、1840年代初期からこの政策は用いられなくなった。詳しくは M. Roberts, "Grain Taxes in British Ceylon, 1832 to 1878: Theories, Prejudices and Controversies", *Modern Ceylon Studies*, vol. 1, no. 1, Peradeniya: Univ. of Ceylon, 1970, pp. 119-121 参照。
- (119) STP., No. 7, p. 20. 参照。
- (120) STCR., I, pp. 284-285.
- (121) C. O. 57/51, "Report on the Kēgalla District for 1870, by Lionel Frederick Lee, Acting Assistant Government Agent, dated 29th May, 1871", *Administration Report for 1870*, p. 34. (STCR., II, App. B 2, p. 384.)
- (122) C. O. 57/51, "Revenue Administration Report of the Government Agent, Kandy, for the Year 1870, by H. S. O. Russell, dated 27th June, 1871," *loc cit.*, p. 40. (STCR., II, App. B3, p. 385.)
- (123) 'a temple village' とのみあるが農事指導云々という内容から神社領地と判断した。
- (124) 「各自の保有地について署名する」とはどのようなことか不明。彼らが法律^{エフカ-フター}的には役務負担者身分としては扱われていなかったのであろうか。
- (125) C. O. 57/51, "Report on the Badulla District for 1870, by William Edward Thompson Sharpe, dated 27th June, 1871", *loc cit.*, p. 50. (STCR., II, B4, *Ibid.*)
- (126) C. O. 57/51, "Report on the Matalē District for 1870, G. S. Williams, Assistant Government Agent, dated 27th June, 1871", *loc cit.*, p. 59. (STCR., II, App. B5, pp. 385-386.)

- (127) イギリスの法制が従来の慣行・伝統に委ねられた無定形ともいえる制度に、
インスティテュート
 常に必ずとはいえないが、一定の形式と安定とを与え得たのは事実であろう。
 例えばミットフォードがサバラガムワの「農奴村落」をサト=コーラレーやク
 ルネーガラの通常の村々比較して、前者の荒廃した惨憺たる状況を指摘した
 (*Mitford's Memo.* II, *STP.*, No. 5, p. 15) のに対し、ディクソンは寺社領
 地登記によって村の境界が確定したことが焼畑耕作により大きな安全を保障
 し、これを大きな原因として「役務村落」の状態は他よりもよく、サバラガム
 ワはサト=コーラレーにまさる条件を備えている、と批判している (*STCR.* I,
 p. 286.)。どちらの立言を絶対視することもできないが、ディクソンの所見の妥
 当する事態のあり得たことは否定できない。
- (128) *STCR.*, I, p. 285. 「数年前カンディの弁護士の一りが3個所の所領を取
 得したが、数年の訴訟ののち、彼は3所領中の最大のものをもとの所有者に取
 戻させることを余儀なくされ、残る2所領からの役務に対する請求権は放棄さ
 れねばならなかった。もとの所有者が所有を回復するとすぐに借地人たちは昔
 の忠誠に立帰った。」
- (129) C. O. 57/51, *Administration Report for 1870*, p. 59. (*STCR.*, II,
 App. B5, p. 386.)
- (130) C. O. 57/51, *loc cit.*, p. 40. (*STCR.*, II, App. B3, p. 385.)
- (131) *VDNR.*, Paras, 89-91, p. 43. 項目の番号は筆者の付したものである。
 なおケーガル県における役務金納化は、筆者の得た資料では Máliyadda, Pá-
 nakáwa, Lewuké, Ka ugaha, Kosinna (いずれも原文のまま) の41 持分、
 借地人170人について行われた (C. O. *Administration Reports for 1874*,
 p. 28.) ということであり、*VDNR.* の数字よりはわずかに多い。しかし実質
 的には大差ない。
- (132) *VDNR.*, Para. 51, pp. 30-31.
- (133) これはある程度までは旧来の慣行でもあったらしい。*STCR.*, I, pp. 281-
 282 参照。
- (134) C. O. 57/69, *Administration Reports for 1876*, p. 41.
- (135) *loc cit.*, pp. 43-44.
- (136) *VDNR.*, paras. 76, 97, 99, 103, 119-132, pp. 39-40, 44-45, 47,
 -54 のさまざまな問題点の指摘を参照せよ。
- (137) *STCR.*, I, p. 286. 「バドゥツラに近いある村では、ほとんど全部の土地が、
 それが属するといわれる神社のバスナーヤカ職を保有する一家族の手中にあ
 る。しかし神社は荒廃し、行列礼拝は行われず、政庁は十分の一税を放棄して、
 ただ私人の家族を富ませている。」
- (138) *STCR.*, II, p. 371. ディクソンは背任横領の顕著な例として、ダムブツラ
 石窟寺院の僧侶が沿海地域から来た土建屋 (a low country carpenter) に寺
 院領のひとつの森林の木材全部を売り払って、その代金を寺院に納めなかった
 という事件を挙げている。役務保有登記委員は直接には行動する権能がないの
 で、寺院関係者たちの注意を喚起して、彼らからその僧侶に木材売却額の3分

の1たらずの170ポンド以上を寺院に納めるように求めたが、実行の程は疑わしいということである。

(139) *Ibid.*

(140) *Ibid.*

(141) *VDNR.*, Para. 54, p. 33.

結 語

1870年度の役務保有登記委員報告においてJ = F = ディクソンは、ウダ＝ラタにおける役務課徴権の二源泉として「土壌の最高領主としての王 (king) の権利」及び「国王 (crown), 教会, 及び首領の地主としての権利」を挙げた。前者からは「厳密な意味での封建制度 (astrictly feudal system)」が生じ、国家公共の諸負担は「封建的土地保有 (feudal tenure)」に依拠する土地保有者たちに課せられた。兵役や公共事業の類がこれにあたる。後者はこの地域では貨幣地代ではなく労働地代を收取する権利であり、この労働地代＝役務の負担者たちの土地保有は「非封建的」であり、「永代借地権 (emphyteusis)」に酷似するものとされた。⁽¹⁾つまり国領地 (*Kōrāḷa Gama*) の最高領主としての王 (King) は、私領地 (*Nila Gama*) のひとつである王領地 (*Gabaḍā Gama*) の領主としての国王 (Crown) とは区別され、王と国領地保有者との関係のみが封建的とされたのである。寺社領地及び世俗領地の役務保有はこの基準では「永代借地権」の範疇に属することになる。

しかしながら、「封建制度」と「永代借地権」とを別個のものとする考え方は、ディクソン以後には主張されなかったようにみえる。例えば F = A = ヘイリーは、「王役」に立脚する土地制度の総体を「封建的土地保有」として特徴づけ、世俗領地のうちに「^{ニンダガマ}封建制の普遍的付随物のひとつとみられる荘園制度」の典型を求め、さらに寺社領地をも広義には同じ保有条件にもとづくもとみなすもという見解を述べた⁽²⁾。このような理解はかなり一般的であるらしくみえる⁽³⁾。しかし問題は単純な同

定のみではなく、ヨーロッパの封建制には知られていないカースト制度が、シンハラ「封建制」にはまつわりつき、それによって維持されていること、しかもカースト制度は仏教の教団組織の面からする支持をも受けていることが、重要な特徴として指摘されているのである⁽⁴⁾。最近ではさらに、宗教儀礼の編成がシンハラ伝統社会の「封建的構造」を反映するとみる見解⁽⁵⁾、宗教儀礼を構成する人的諸要素とそれらの役割を規定する社会経済的基礎としての土地保有＝役務制度の様態かの分析ら、寺院・神社・王宮の三つの「^{システム}体系」の相関性や協働関係を重視する観点も表明されている。

諸関係の総体を社会構成の類型としての「封建制」その他の関連用語をもつて表現するか、あるいは他の用語をもってするかは本質的な問題ではない。土地保有とその土地に対する上級権益所有者への役務とが不可分離の一体をなし、しかもその役務としての労働の種類または内容が、生得的なしかも階統秩序として編成された身分制度に対応するとい関係が、ウダ＝ラタに残ったシンハラ社会経済制度の骨格であったう。それと宗教施設との接合物が寺社領地であった。

19世紀の第3四半期の段階でみられた寺社領地の様態は、以下の2点を示唆するように思える。第1は、寺社領地内部の役務持分の保有関係は、おそらくそのうちに局限されるものばかりではなく、非寺社領地部分における土地の所有・保有関係と出入あるいは交叉する部分をも含んでいたのではないか、ということである。タルガハゴダ寺院領地の役務持分保有者が他処の大土地所有者として現われることや、ハングランケタ＝パッティ＝神社領地におけるひとつの家による複数の役務を異にする持分の保有という事態が、これを端的に示す。第2は、マハヌワラ周辺地域についてであるが、おそらく1840年代における政庁の寺社職叙任の中止と植栽企業のウダ＝ラタ進出に伴なうある種の混乱、あるいは新奇な情報の影響などのもとで、寺社領地役務が制度として安定したかたちでは行われがなくなっていたことである。

次にイギリスの寺社領地対策の評価が問題となろう。ディクソンはコ

ールブルック改革をもって「封建制度」を廃止したが「永代借地権」を存続させたものと評した⁽⁷⁾。最近でも一般的意味の「封建制」はイギリス支配下で除去されたという見解⁽⁸⁾と並んで、コールブルック改革は「カンディ的荘園制構造 (Kandyan manorial structure)」を微動させたとどまり、政令1870年第4号は「封建的農奴制の法的承認を伴う土地法の一部」として、現代に及んでいるという説⁽⁹⁾、コールブルック改革は「封建的行政」を廃止したのみで「僧院領主制」は却って残存強化させられ、寺社領地登記及び役務保有登記に至って「植民地の法律執行機関によって公式に承認、安定、強化せしめられた」とする説⁽¹⁰⁾がある。他方にはイギリスの寺社領地政策を、伝統的な権利の侵奪とみるシンハラ仏教ナショナリズムの見地がある⁽¹¹⁾。

筆者はイギリスの政策を寺社領地権益の法的保全とみることに基本的には同意するが、その動機ないし立法者の状況認識として、一方には寺社領地の無制限の拡大の可能性をなくして国有地及び課税地を確保しようとする経済・財政政策の見地があり、これはその限りでは寺社及びその社会的実体をなすゴイガマ上層の権益と対立する側面をもっていたこと、他方にはイギリス統治のさまざまな影響効果のもとで施緩ないし解体しつつあった伝統的社会秩序を一定の限度内で回復維持させ、その全面的崩壊を未然に阻止しようとする意図があったと考えられること、の二点を補足することができると思う。

註

- (1) STCR, I, pp. 279-280. なおこの「永代借地権 (emphyteusis)」は、当時のイギリスでアイルランド問題との関連で知られるに至ったポルトガルの土地保有制度である。STCR, I, pp. 279-281 には *Parliamentary Papers* からの引用が、この語の註のかたちで印刷されている。
- (2) Hayley, *op cit.*, pp. 25-28, 237, 241 参照。
- (3) 例えば VDNR, p. 1 は、王の土地寄進から「封建的土地保有制度」が生じたと論じている。より包括的にはイギリスの支配以前の旧社会秩序の総体を「封建制」とする見解がある。G.C. Mendis, *Ceylon, Today and Yesterday*, 2nd edn., Colombo: Associated Newspapers of Ceylon, 1963, pp. 191-192, 193 参照。

- (4) Ryan, *op cit.*, pp. 14, 49-50, 56-57 参照。Brohier, *op cit.*, p. 3 にも「カースト制度」という用語法を避け、仏教との関係にはふれていないが、土地保有＝役務＝身分の一体性を示唆する指摘がある。
- (5) François Houtart, *Religion and Ideology in Sri Lanka*, Colombo: Hansa Publishers, 1974, pp. 63-98. 著者の「封建社会」モデルは, pp. 20-21 の敘述と, とじこみの「封建社会」・「先資本制社会」・「資本主義の産業社会」の3モデルの対照表とで知ることができる。
- (6) Evers, *Monks*. は全体としてこのような観点を維持しているものと思われる。
- (7) *STCR.*, I, p. 280.
- (8) 端的には Mendis, *ibid.* また, ウダ＝ラタ併合を「開発さるべかりし場所からの, 旧封建秩序の妨害の除去」(E. F. C. Ludowyk, *The Modern History of Ceylon*, London: Weidenfeld & Nicolson, 1966, p. 35.) と評価するのも, この1例である。その他にも「封建制」を過去のものとみる見解は, いずれも同様の認識を示していよう。
- (9) Ryan, *op cit.*, p. 55.
- (10) Evers, *Monks*, p. 17. 「僧院領主制 (Klostergrundherrschaft; monastic landlordism)」は, エーフェルス氏がマックス＝ウェーバーに依って用いている概念である。
- (11) Vimalananda, *op. cit.* はかかる見地から編集されたイギリス下院文書より抜萃の史料集である。